

新見市環境基本計画



平成 30 年 3 月
岡山県新見市

【目次】

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の対象範囲	2

第2章 地域の概況

1. 自然的状況	4
2. 社会的状況	8
3. 環境関連法令	16

第3章 環境の現状

1. 環境の自然的構成要素	24
2. 生物の多様性確保及び自然環境の体系的保全要素	31
3. 地域の景観保全及び快適環境要素	39

第4章 基本方針と基本施策

1. 新見市が目指すまちの姿	56
2. 取り組む施策	57

第5章 基本施策の展開

1. 快適に暮らせるまち	60
2. 自然と共生するまち	65
3. 歴史と文化を感じるまち	69
4. 資源の循環するまち	72
5. 環境にやさしいまち	75
6. 環境を守るまち	79

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制	82
2. 計画の進行管理	83

資料編

資料1 環境基準等	84
資料2 河川水質測定結果（新見市測定）	92
資料3 ダイオキシン類測定結果（岡山県測定）	96
資料4 環境用語の解説	97

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

近年、地球温暖化の深刻化、生物多様性の損失、微小粒子状物質（PM2.5）等の新たな大気汚染問題、猛暑日やゲリラ豪雨の増加等の気候変動による影響の顕在化など、環境問題が地球規模に拡大し、国内外で対応が進められています。

国においては、平成24年4月に「第四次環境基本計画」を策定し、化学物質汚染等による公害から人の健康・生活を守る「安全」の確保を前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会が、目指すべき持続可能な社会としています。

また、岡山県においては、「新岡山県環境基本計画（第2次改訂版）エコビジョン2020」を策定し、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を目指すべき姿として、環境保全・創造に関する様々な施策が推進されています。

これら国や岡山県等の動向を踏まえながら、本市では、自然環境や歴史的遺産を活かしつつ、快適な生活環境の保全と創出に努めるとともに、『人と自然が奏でる安全・快適・情報文化都市』を将来都市像として掲げ、暮らしやすいまちづくりを目指しています。この将来都市像を実現し、次世代に継承していくためには、多様化する環境問題の解決に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、環境保全・創造に向けて積極的に取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

2. 計画の目的

「第2次新見市総合振興計画」では、美しい自然に育まれた豊かな心を大切に、地域の伝統や文化を守り続けながら、若者に夢と希望を与え、快適な生活を送ることができる環境をつくるため、情報通信基盤を整備して暮らしやすさを次世代に引き継いでいけるよう、本市の将来都市像を『人と自然が奏でる安全・快適・情報文化都市』とし、次のような4つの基本目標を掲げています。

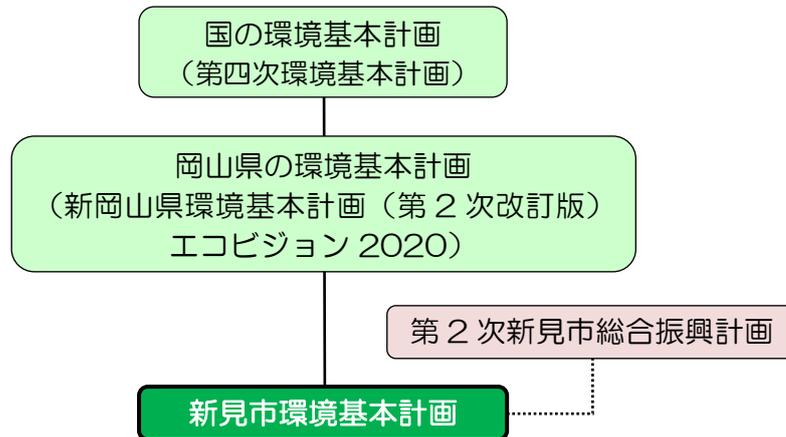
- 基本目標①** 『あたたかい「福祉のまち」
～笑顔があふれ みんなが手を取りあうあたたかいまち～』
- 基本目標②** 『はばたく「産業のまち」
～新たな価値の創造 地域資源が世界にはばたくまち～』
- 基本目標③** 『ゆたかな「文化のまち」
～いにしえと未来 人と人をつなぐ 心ゆたかなまち～』
- 基本目標④** 『かいてきな「環境のまち」
～安全・安心を実感できる快適なまち～』

「新見市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、この将来都市像や基本目標の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、環境保全・創造に関する施策を総合的・計画的に推進していくことを目的としています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「第2次新見市総合振興計画」を、環境面から総合的・計画的に推進するための計画に位置づけられます。

また、本計画は、上位計画にあたる「国の環境基本計画」及び「新岡山県環境基本計画」や「第2次新見市総合振興計画」と次のような関係になります。



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間としています。

なお、本市を取り巻く社会情勢や環境問題の変化に対応するため、平成29年度に計画の中間見直しを行いました。

5. 計画の対象範囲

(1) 推進主体とその役割

「第2次新見市総合振興計画」で掲げた基本目標を実現するため、市民・事業者・行政がそれぞれ計画の推進主体となります。各主体は次のような役割を担います。

■市民の役割

市民は、日常生活で、資源の有効利用、エネルギーの節約、ごみの減量やリサイクル等に努め、水質汚濁防止、環境美化等に心がけて、良好な環境の保全と創造に主体的に取り組み、住み良い環境づくりを進めることが必要です。

環境にやさしいライフスタイルの確立に努めるとともに、本市の環境施策に積極的に参加する必要があります。

■事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、環境への負荷が少ない社会を形成する役割を担います。このため、製造・加工・流通・販売の各段階において環境への影響を十分に検討し、公害の防止、再生資源の使用、リサイクルの推進等に積極的に取り組むことが必要です。

事業活動は環境に与える影響が大きいことを認識して、本市の環境施策へ積極的に参加する必要があります。

■行政の役割

本市は、市民共有の財産である環境資源を適切に保全し、豊かで快適な環境の保全と創造を図る責務を有しています。

このため、本市が自ら行う施策では、構想・計画・実施のそれぞれの段階で、率先して環境へ配慮した行動をとる必要があります。また、市民や事業者が自主的な取り組みを行えるよう支援し、環境に関する情報の提供や環境教育・学習の推進を行い、地域と一帯となった環境施策を進めることが必要です。

(2) 対象地域

対象とする地域は本市全域とします。ただし、自然環境や地球環境等に関する事項については、県や周辺市町村等と連携し、広域的に計画を実施することが必要です。そのため、広域的な連携についても本計画に盛り込みます。

(3) 環境の対象範囲

本計画で取り組む環境の対象範囲は、地域的な環境要素から、地球全体に広がる環境要素とします。

環境の対象範囲

環境範囲	環境要素
自然環境	地勢・地質、気象、植物・動物 など
社会環境	人口及び世帯数、土地利用、産業、交通、上下水道、文化財、エネルギー、環境教育 など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、廃棄物、騒音・振動、悪臭 など
地球環境	酸性雨、地球温暖化、オゾン層の破壊 など

第2章 地域の概況

1. 自然的状況

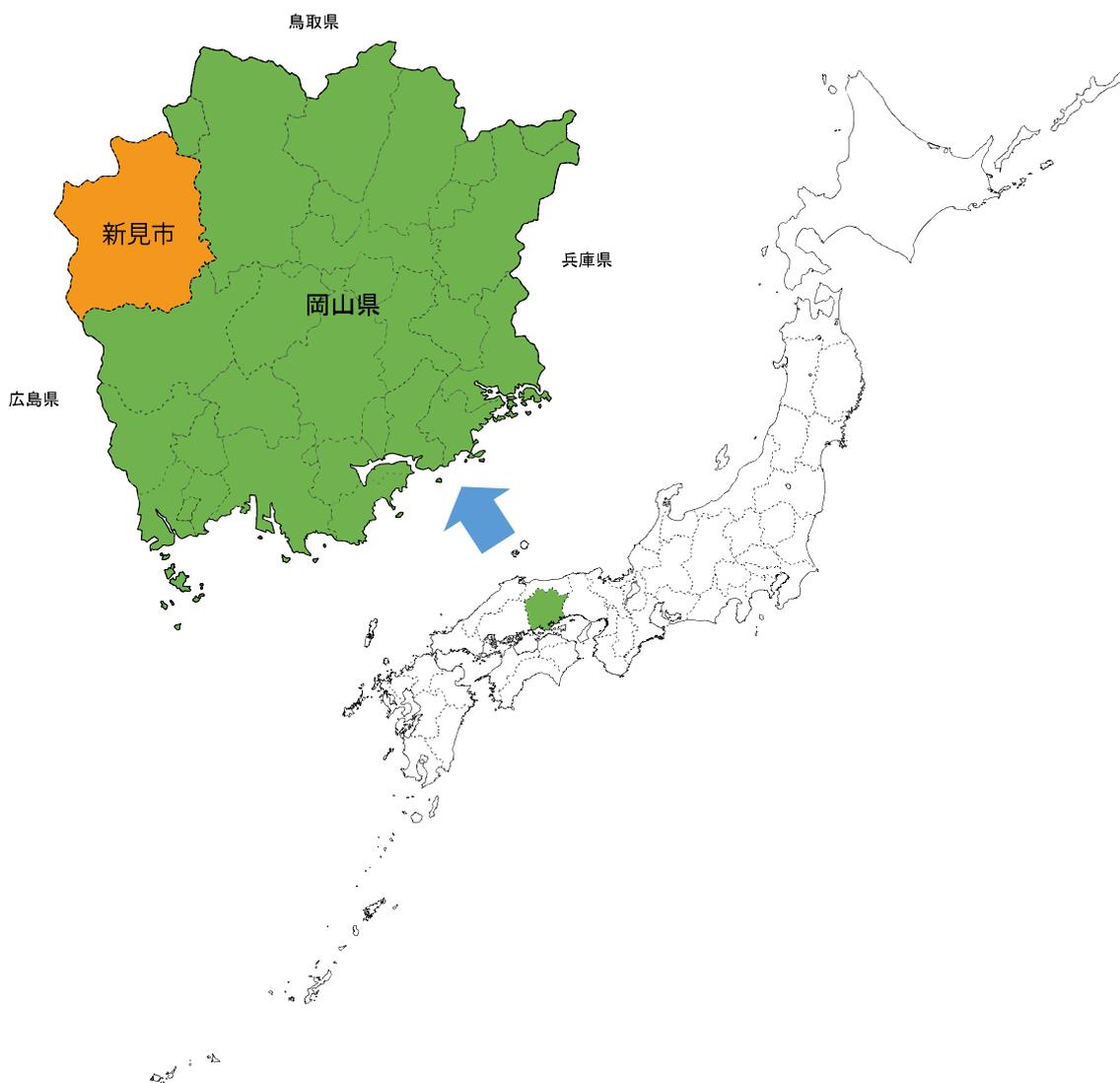
(1) 位置・面積・土地利用等

①位置

本市は、岡山県の最西北端、三大河川の一つである高梁川の上流域に位置し、東は岡山県真庭市、南は岡山県高梁市に、そして北は鳥取県日野郡、西は広島県庄原市に接しています。

②面積

本市の面積は 793.29km²で、岡山県の 11.2%を占め、全域が中国山地の脊梁地帯に属するため起伏の多い地形で、86.2%の 684.05km²を森林が占めており、耕地は 3.8%の 30.1km²です。



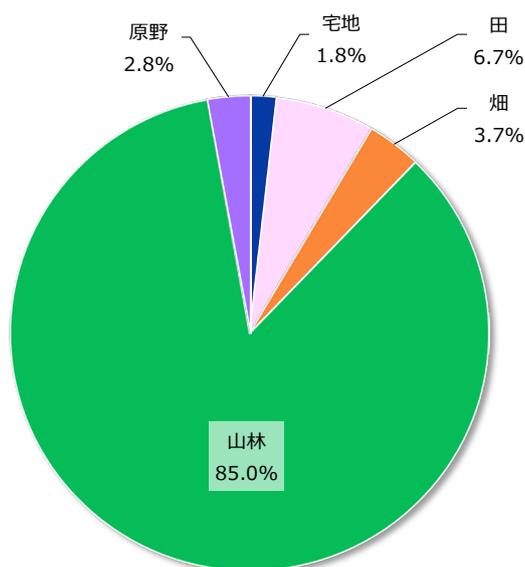
③土地利用

民有地の土地利用を見ると、山林が 85.0%と最も高く、次いで田が 6.7%、畑が 3.7%、原野が 2.8%、宅地が 1.8%となっています。

民有地面積（平成 28 年 1 月 1 日現在）

宅地	田	畑	山林	原野	合計
753.28ha	2,836.39ha	1,550.40ha	35,836.22ha	1,194.61ha	42,170.90ha
1.8%	6.7%	3.7%	85.0%	2.8%	100.0%

資料：岡山県統計年報



(2) 地勢・地質・気象

①地勢

本市において、人々が生活し生産活動を行っているのは、標高 170~600m の範囲であり、地勢はおおむね急峻で、傾斜地が多い地域です。

②地質

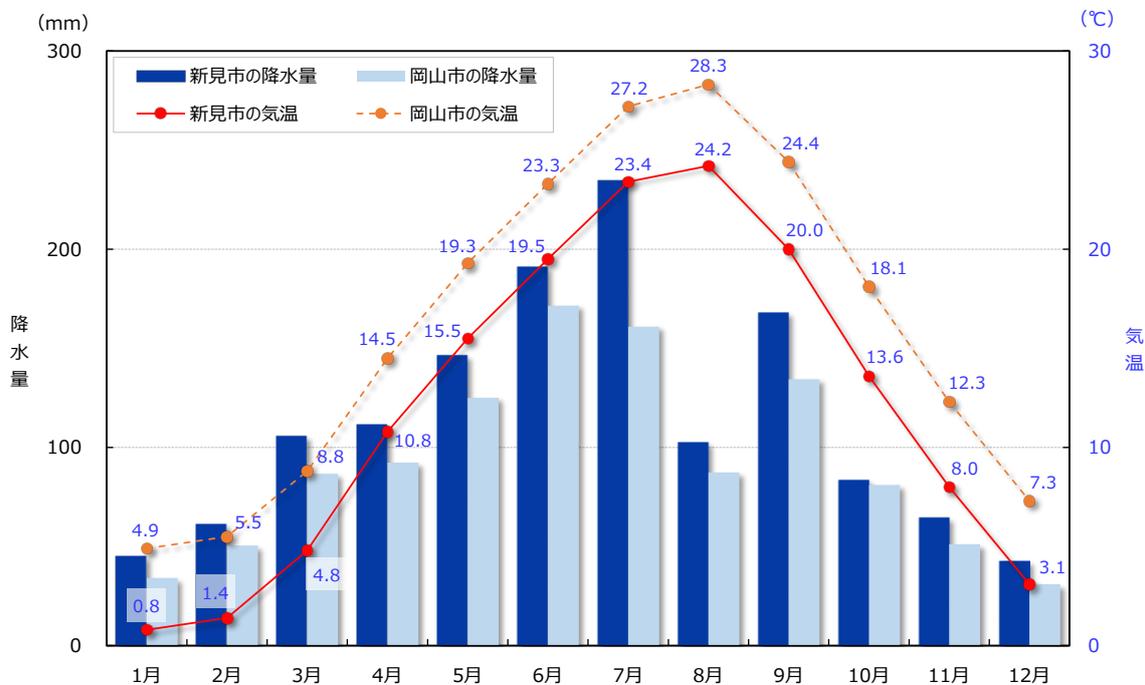
地質は、大部分が石英斑岩、石灰岩等からなり、中南部の耕地には壤土がやや多く、北部は埴土、腐植土のいわゆるクロボク地帯です。また、東南部一帯は、石灰岩地帯特有のカルスト地形を形成しています。また、平成 12 年 10 月 6 日に発生した鳥取県西部地震では、市内でも震度 5 強を記録した地域があり、震源に近い北部地域では甚大な被害が発生しました。

③気象

本市には、気象庁で常時観測している新見地域気象観測所があります。過去 30 年間の年平均気温は 12.1℃で、岡山市の 16.2℃より 4.1℃低くなっています。月別変動を見ると、本市と岡山市はほぼ 4℃の差で変動し、変動のパターンは同じであるといえます。

同じく降水量を見ると、本市の年間降水量は 1,354mm で、岡山市の 1,106mm より 248mm 多くなっています。月別変動を見ると、常に本市の方が岡山市より降水量が多く、夏季、特に 7 月が多くなっています。

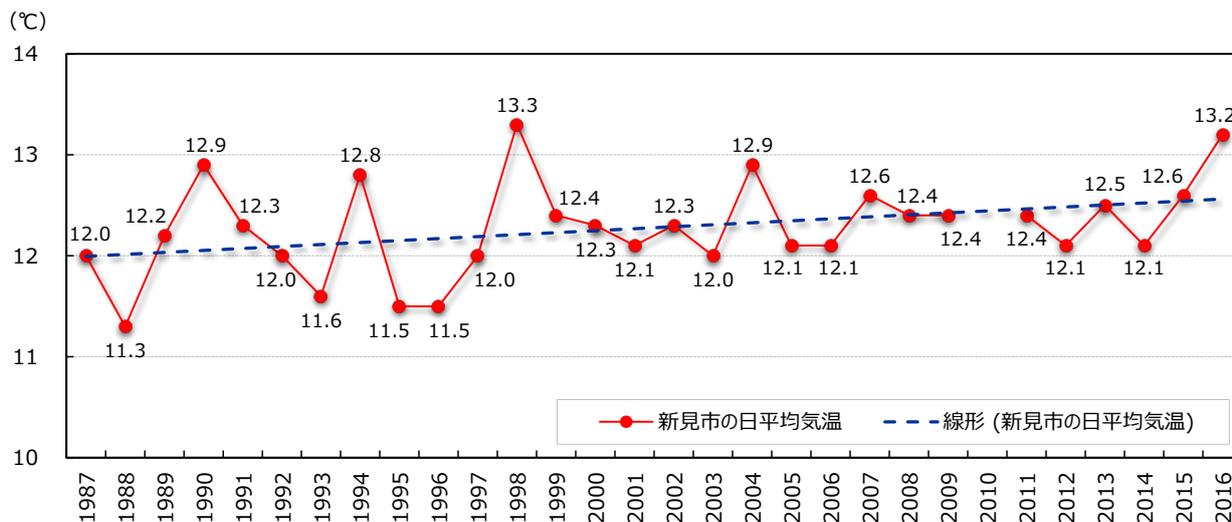
本市・岡山市の気温・降水量



資料：気象庁ホームページ

新見地域気象観測所の日平均気温の推移を詳細に見ると、下図の線形近似（青色点線）が右肩上がりを示しているように増減を繰り返しながら、気温は近年上昇傾向にあり、この 30 年余りの間に約 1℃上昇しています。

日平均気温の推移

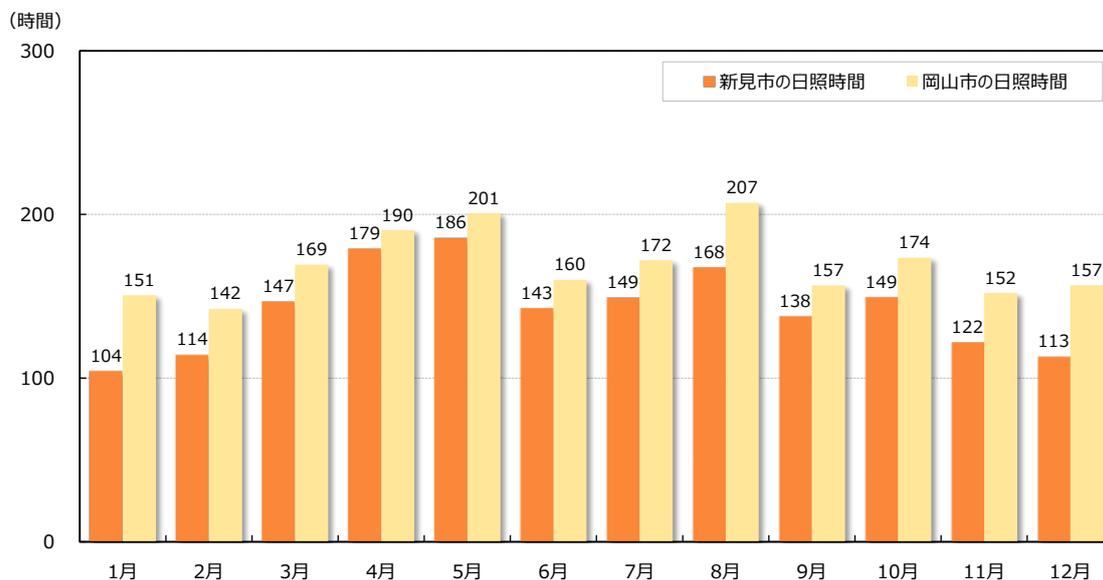


注) 2010 年の観測値は資料不足値（信頼性の低い値）扱いとなっているため、除外している。

資料：気象庁ホームページ

本市の過去 30 年間の年間平均日照時間は 1,710 時間で、岡山市の 2,031 時間より 321 時間短くなっています。月別変動を見ると、全ての月で本市の方が岡山市より短く、冬季はさらにその差異が大きくなっています。

本市・岡山市の日照時間



資料：気象庁ホームページ

(3) 沿革

本市は、古代の律令制のもとで、高梁川の東側は阿賀郡、西側は哲多郡と呼ばれ、明治の初めまで砂鉄を溶かすたたら製鉄が盛んに行われていました。

平安時代末期には、全国でも屈指の広大な荘園の一つとして備中国新見庄が成立し、現在も、新見庄の荘園領主であった京都東寺には、関係文書が多く残されています。

江戸時代になり、元禄 10 年に関備前守長治が初代新見藩主として移封された新見藩、高梁の松山藩、幕府直轄の天領に分割されました。

明治 4 年の廃藩置県で新見藩は新見県に、他の地区は倉敷県となり、その後、深津県、小田県と改称され、同 8 年岡山県に合併されました。同 22 年に市町村制が施行され、同 33 年に阿賀郡（旧北房町を除く）と哲多郡が合併して阿哲郡となり、昭和 30 年頃の「昭和の大合併」等を経て、新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町となり、それぞれ 50 年の歴史を刻みましたが、平成 17 年 3 月 31 日、1 市 4 町が合併し、新しい新見市が誕生しました。

2. 社会的状況

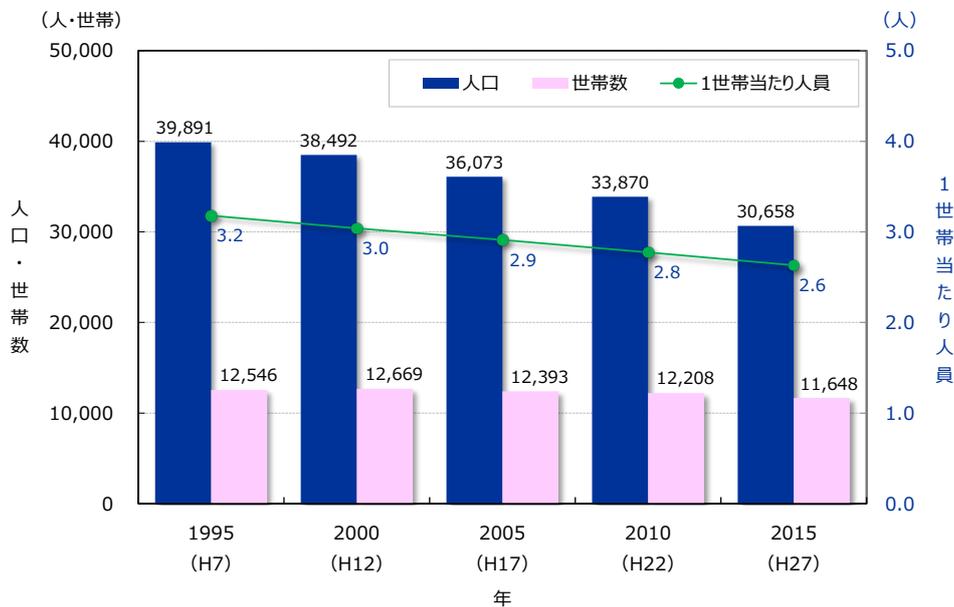
(1) 人口・世帯数

平成 27 年における本市の人口は 30,658 人で、岡山県人口の 1.6%にあたり、1km²当たりの人口密度は 38.6 人（岡山県：270.1 人）と希薄です。

本市の人口は、昭和 30 年の 66,146 人をピークに、その後は減少が続き、約半分に減少しています。人口減少の要因を近年の人口動態で見ると、自然動態は死亡数が出生数を上回り、社会動態でも、転出数が転入数を上回る状況です。

平成 7 年から平成 27 年にかけての推移を見ると、人口が 23.1%減、世帯数が 7.2%減、1 世帯当たり人員は 3.2 人から 2.6 人へと 0.6 人減となっています。

人口・世帯数・1 世帯当たり人員の推移



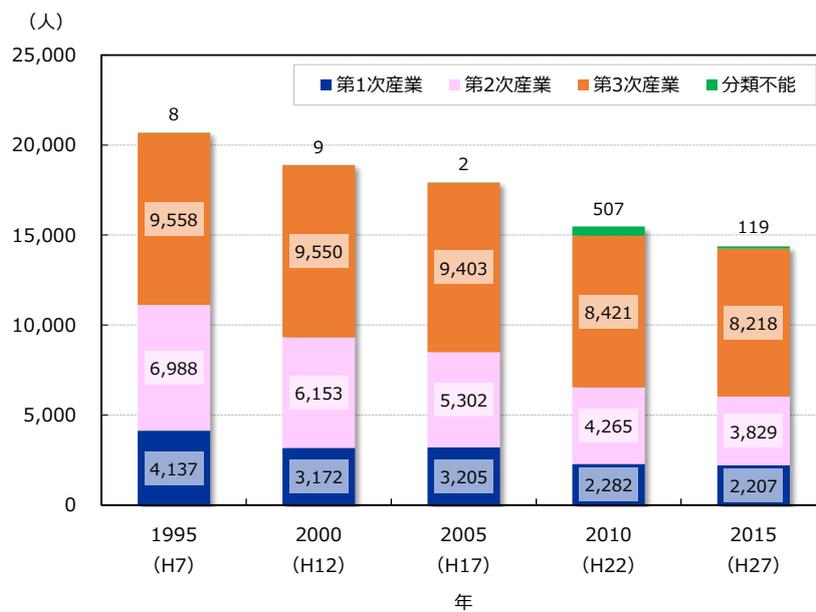
資料：国勢調査



(2) 産業別就業者数

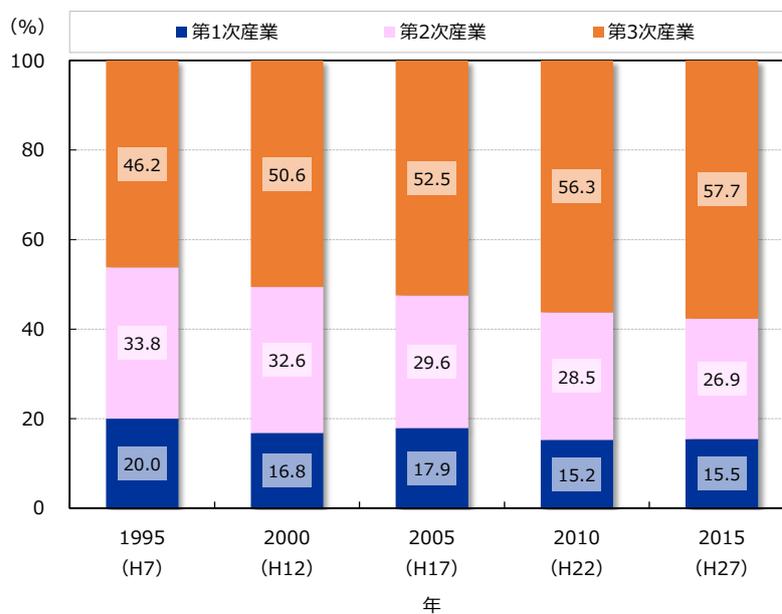
本市の就業人口（15歳以上就業者数）は、平成7年から平成27年にかけて30.5%減となっています。産業別に見ると、第1次産業が46.7%減、第2次産業が45.2%減、第3次産業が14.0%減となっています。就業人口比率を見ると、第1次産業と第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向にあります。

産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

産業別就業人口比率の推移（分類不能を除く）



資料：国勢調査



(3) 農業

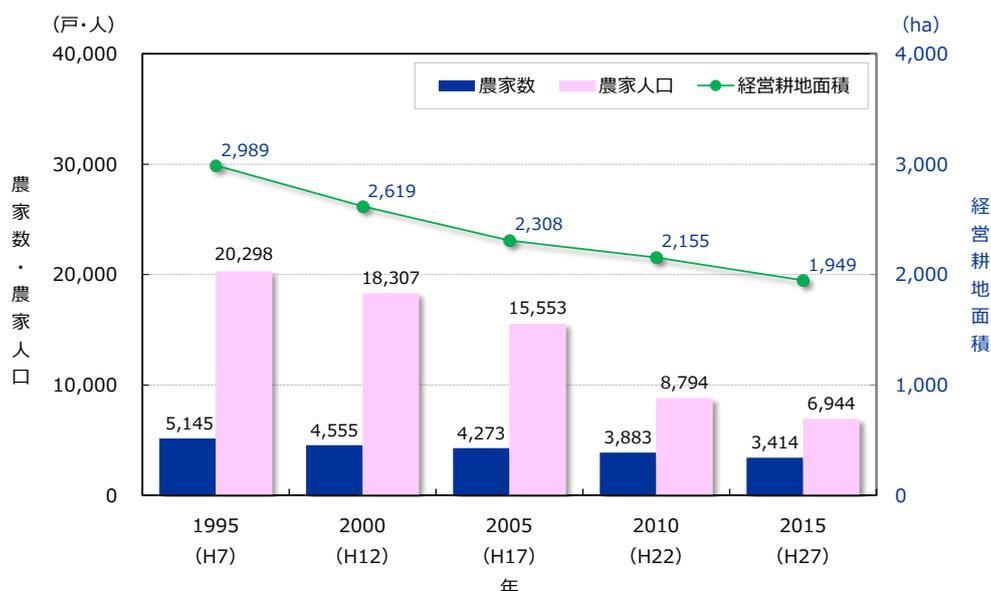
本市の北部・中部は米作が中心で、土地改良整備事業等により、ほ場整備・農道整備が行われてきました。米の生産調整により転換作物として、野菜、大豆、トマト等が奨励されてきましたが、北部では冷涼な気候を活かして、リンドウ栽培に取り組んでおり、有望な転換作物として期待されています。

南部では、農業構造改善事業、農地開発事業等が飛躍的に進み、もも、ピオーネ等の団地が形成され、特にピオーネは「優秀な産地」としての地位を確立しました。もも等の果樹栽培とともに、新品目の開発研究に力を入れています。

畜産は、和牛のルーツである「千屋牛」が飼育されており、繁殖牛農家と主に企業経営による肥育牛飼育に分かれています。

平成27年の農家数は3,414戸、農家人口は6,944人、経営耕地面積は1,949haで減少傾向が続いています。農家の大部分は兼業農家であり、専業農家の多くは高齢者による就業で、高齢化や後継者の問題が深刻化しており、農家をとりにまく環境は厳しくなっています。

農家数・農家人口・経営耕地面積の推移



注) 平成22年以降の農家人口は、販売農家のみの値を示す。

資料：農林業センサス



(4) 森林及び林業

本市の森林面積は市域の 86.2%を占める 68,405ha で、そのうち人工林は 58.6%の 40,114ha であり、岡山県内の自治体の中で最も広い面積を有しています。

本市では、こうした豊富な森林資源を活かした木材生産が行われ、平成 27 年の国勢調査では林業就業者数も増加し若齢化が見られます。

しかし、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下、不存在森林所有者の増加や慢性的な林業従事者の不足等によって、管理が不十分な森林が多く存在しています。

森林は木材等の生産だけでなく、国土保全、水源かん養、環境保全など、多様な公益的機能を有しているため、計画的かつ効果的に森林整備を実施することが必要です。また、環境への負荷が少ない木材を繰り返し生産し、利用していくことで、森林が二酸化炭素の吸収源として働き、地球温暖化の防止が図られるとともに、環境と調和した低炭素社会の構築につながります。

本市の森林を社会全体で適正に管理し、将来にわたってその恩恵を享受できるように守り育てる必要があります。

森林面積

区分	国有林	民有林	総数	比率
人工林	7,487ha	32,626ha	40,114ha	58.6%
天然林	1,341ha	25,410ha	26,751ha	39.1%
その他	284ha	1,255ha	1,540ha	2.3%
合計	9,113ha	59,292ha	68,405ha	100.0%

注) 四捨五入の関係で、合計値が合わない場合がある。

資料：岡山県林政課



(5) 工業

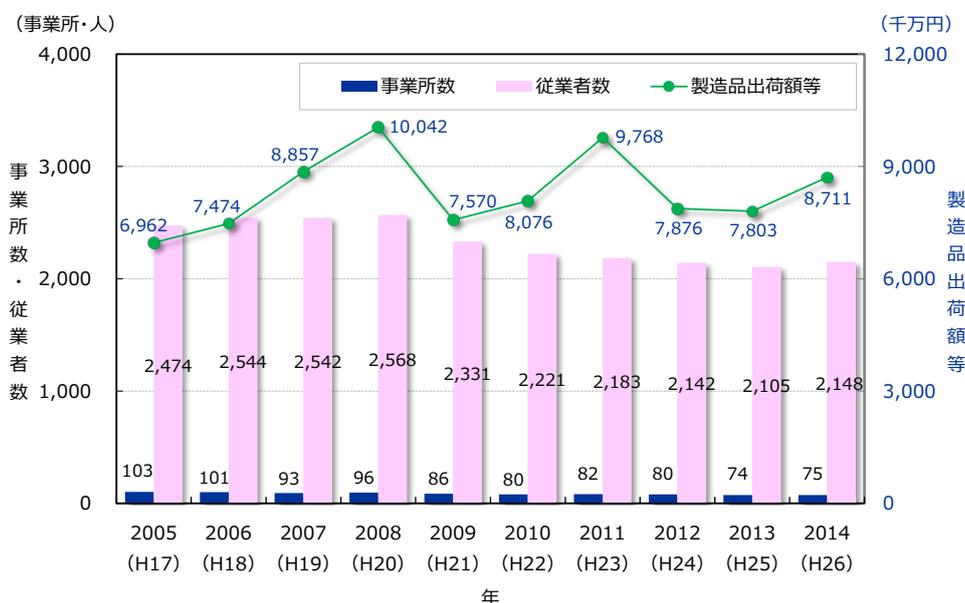
平成 26 年における本市の事業所数は 75 事業所、従業者数は 2,148 人、製造品出荷額等は 8,711 千万円となっています。

平成 17 年から平成 26 年にかけての推移を見ると、事業所数が 27.2%減、従業者数が 13.2%減となっているのに対し、製造品出荷額等は年による増減はあるものの 25.1%増となっています。

本市の主要産業である石灰石工業は、輸送コスト、労働力の減少・高齢化等の課題を抱えており、地域資源の活用による新技術開発等が急がれます。

電気機械器具、食料品製造、プラスチック等の主要な企業の経営安定化とともに、情報通信基盤を活かしたベンチャー企業の育成を図ることにより、さらなる地域経済の発展が期待されます。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査、平成 24 年経済センサス-活動調査

(6) 商業

平成 26 年における本市の事業所数は 387 事業所、従業者数は 1,968 人、年間商品販売額は 3,860 千万円となっています。本市は零細店舗が多く、10 人未満の店舗の占める割合は、事業所数が 86.8%、従業員数が 52.6%、年間商品販売額が 59.2%となっています。

平成 14 年から平成 26 年にかけての推移を見ると、事業所数が 622 事業所から 37.8%減、従業員数が 2,759 人から 28.7%減、年間商品販売額が 9,532 千万円から 59.5%減となっています。

コンビニエンスストアや大型店舗の立地により、市外からの集客も増加していますが、消費者ニーズの多様化や県南の郊外型ショッピングセンターへの購買力の流出、商圈人口の減少等により地元中小商店は厳しい環境の中にあります。

また、中央商店街では空き店舗が多くなってきており、高齢化、後継者不足が進行しています。

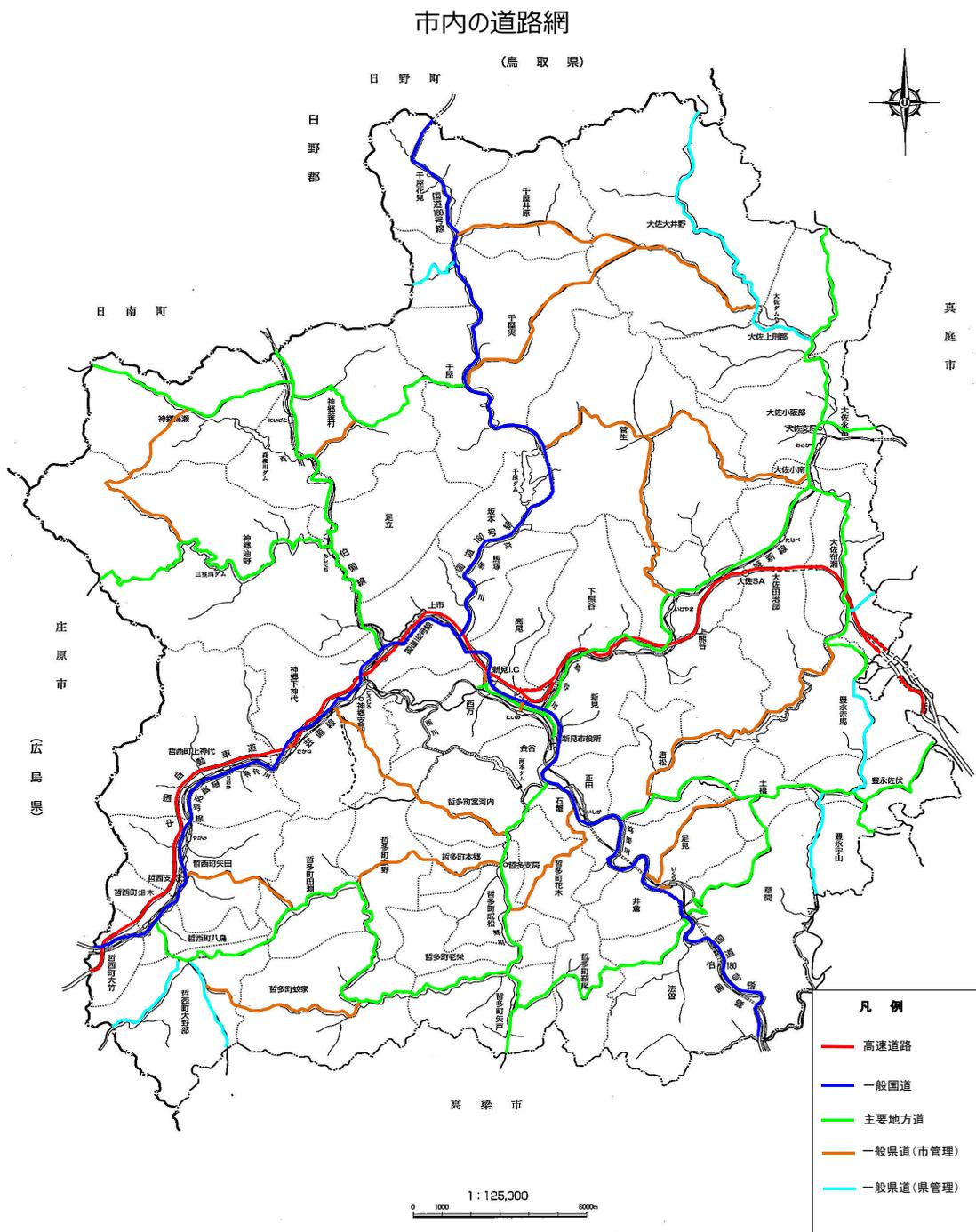


(7) 交通網

① 道路網

中国自動車道、国道 2 路線（180 号・182 号）、主要地方道 8 路線、一般県道 21 路線、市道 1,934 路線が市内各地を結んで道路網を形成しています。

国道 180 号は本市を南北に縦断し、山陽・山陰を結ぶ幹線道路であり、地域の産業・経済の発展を支えています。通過交通道路であるとともに生活道路としての役割も担っています。大型車輛の通行量も多く、朝夕混雑が見られます。県道や市道は改良が進められているものの、幅員が狭く車輛と歩行者の混合交通部分が多く見られます。

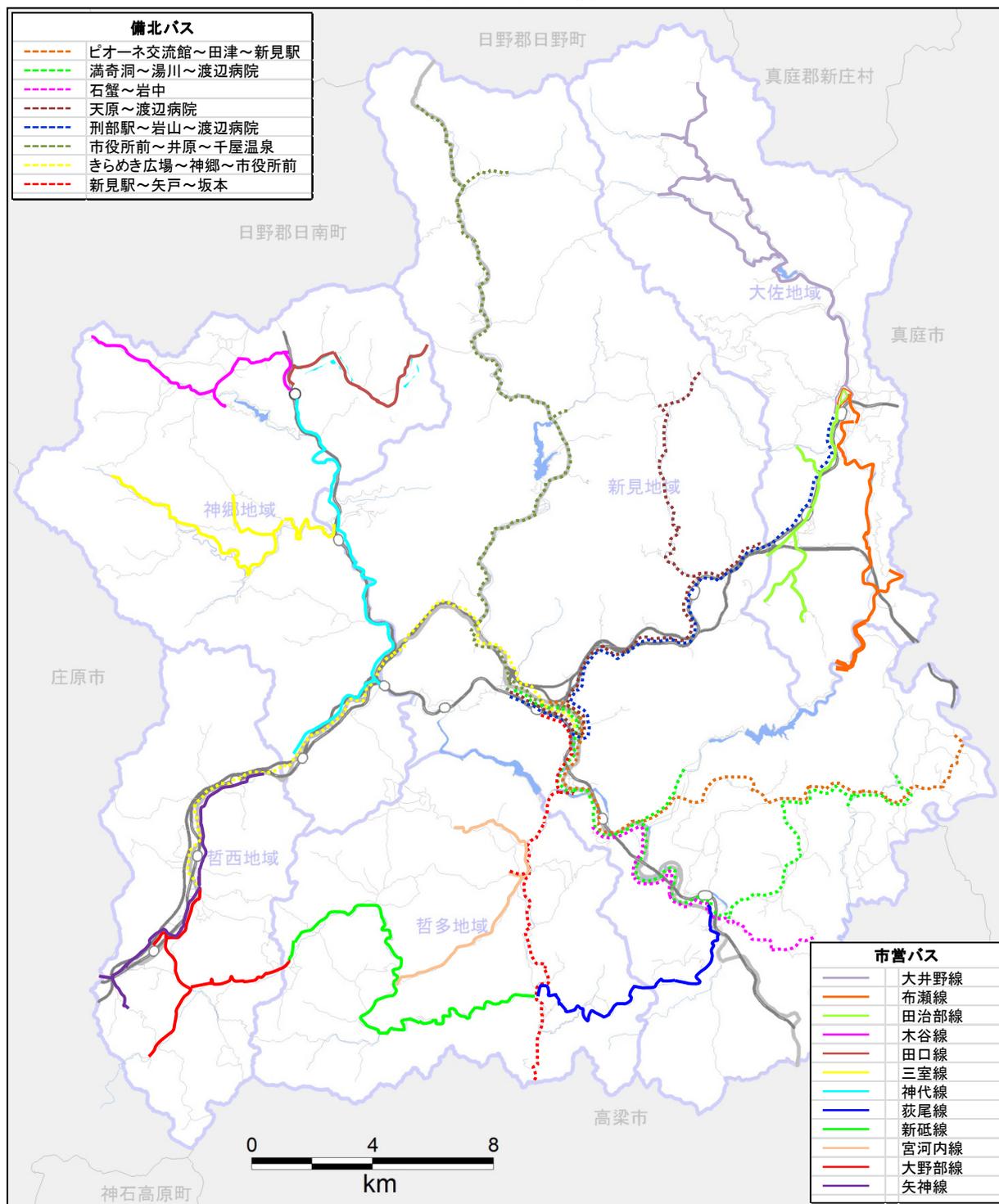


資料：備中県民局建設部（新見）管内図より作成

③路線バス網

市内の路線バスは、備北バスが新見地域を中心に 21 系統運行し、市営バスが大佐、神郷、哲多、哲西地域で 12 系統運行しています。それぞれの地域内を結ぶ路線がほとんどを占め、地域間を結ぶ路線は、きらめき広場～新見駅線（日運行回数 1.75 回）、刑部駅～新見駅線（同 0.5 回）、新見駅～坂本線（同 4.5 回）の 3 路線のみです。

市内の路線バス網



資料：生活環境課

3. 環境関連法令

(1) 開発関連法令

開発に関連する法令には、砂防法、国有財産法、建築基準法、森林法、河川法、都市計画法等があります。

開発関連法令一覧

法令	制定年	法の目的・概要
砂防法	1897年	<p>此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定区域内での行為を行う場合に関係する。宅造法と同じく山間部での開発時に関連する。 ・建築基礎の掘削についても審査され建築確認申請時にまで影響を及ぼす。 ・技術的には影響は少ないが、やはり許可までに時間を要するところが難点。
国有財産法	1948年	<p>国有財産の取得、維持、保存及び運用並びに処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の所有地で里道と水路が対象。 ・一般的には無地番だが、国土交通省所管の公衆用道路、用悪水路として明示・登記されている場合もある。その場合の扱いは、通常の里道・水路と同じである。 ・開発区域内に含まれる場合、相互交換、占用、付替え、用途廃止という手段が取られるが、用途廃止の場合、別途その土地を買収する費用が必要となってくる。 ・里道・水路に関する決済権が各市町村に移管されたので、取扱いは以前よりは簡単になった。
建築基準法	1950年	<p>この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に建築物を計画するときに関係してくる法令。 ・開発段階で関係するのは接道要件と行止まり道路の設置についての基準くらいである。 ・ただし、用途地域、建ぺい率、容積率により建築できる建築物が規制されるので、事業主はあらかじめ開発区域について確認し、目的の建築物が建築できるかチェックする必要がある。 ・公共用地として帰属する物について審査するのではないため、法令の技術基準を満たしていれば問題ない。 ・通常、開発許可工事完了後に建築確認を提出するので開発の工期にはあまり影響しない。

法令	制定年	法の目的・概要
森林法	1951年	<p>この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山野部の森林が地域計画民有林として指定され、この法令の対象区域となる。 ・この区域で1ha以上の開発をしようとする場合、森林法の許可が必要となる。 ・一般的に審査が厳しく県庁決裁であるため、許可までにかかる日数も長くなる。特に開発区域内に保安林がある場合は、保安林解除が可能であっても1年以上を要する。 ・保安林を開発区域外にするか、現況残しとする計画が望ましいといえる。
河川法	1964年	<p>この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川区域内での行為を行う場合に関係する。よほど河川に隣接した場合の開発を除き、通常はこの法令の許可を取ることはない。 ・ほとんどが保全区域内での許可となるので技術的には影響が少ないが、県庁決裁のため、許可までに時間がかかるのが難点。
都市計画法	1968年	<p>この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関して必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的には、1000m²(都市部では500m²)以上の開発行為に対して適用される法令。 ・通常市街化区域で行う開発行為は都市計画法第32条、第29条に係る申請を行い、比較的簡単に開発許可は取れる。 ・問題なのは市街化調整区域で行う開発。 ・技術基準に適合する事に加え開発目的・土地利用等も審査される。 ・市街化区域で認められているものか宅地等の場合は5ha以上のまとまった開発が必要となる。 ・本来なら県庁での知事許可だが、最近では都市部の行政移管も増え市役所での市長許可で開発が可能な場合も多いので時間的には早くなった。
岡山県 県土保 全条例	1973年	<p>無秩序な開発を防止し、安全で良好な地域環境の確保と県土の秩序ある発展を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ha以上の土地開発については、知事の許可を受けなければならない旨規定している。

(2) 自然環境関連法令・生活関連法令

環境に関する法令には、環境基本法、大気汚染防止法等の公害防止法、環境アセスメント法、野生動植物保存法、循環型社会形成推進基本法、省エネ法、地球温暖化対策の推進に関する法律、食品リサイクル法等の各種リサイクル法、廃棄物処理法、PRTR 法など、様々なものがあります。

●悪臭防止法

《昭和 46 年 6 月制定》

典型的な感覚公害である悪臭を防止することを目的として制定され、その後数回にわたり改正されてきた。都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。

●特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）

《昭和 63 年 5 月制定》

オゾン層の保護のための国際的な協力を促進することを目的とした「オゾン層保護のためのウィーン条約」やその具体的な推進のための「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を国内で適切に施行することを主たる目的として制定された。議定書の締約国に課せられた最低限度の義務に対応するだけでなく、より積極的に対策を進めることをねらっており、特定フロン等の製造規制だけでなく、使用者の排出抑制努力も義務付けている。

●フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

《平成 25 年 6 月制定》

オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の製造から製品への使用、回収、再生・破壊に至るまで、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な排出抑制措置について定めた法律。

●海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法）

《昭和 45 年 12 月制定》

船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出したり、船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制している。さらに海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に努めることを目的とする。

●化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）

《昭和 48 年 10 月制定》

PCB(ポリ塩化ビフェニル)による環境汚染問題を契機として制定された法律。新たに製造・輸入される化学物質について事前に人への有害性等について審査するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する仕組みが設けられた。

●特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

《平成 10 年 6 月制定》

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の家電四品目を対象に、消費者の再商品化等に関する費用の負担、販売店の消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーの再商品化をそれぞれ義務づける法律であり、平成 13 年から施行された。

●環境影響評価法（環境アセスメント法） 《平成 9 年 6 月制定》

国が関与する公共事業に対して行われる環境アセスメントの手続を定めた法律である。平成 11 年に施行され、同法施行以前は、閣議決定（昭和 59 年）に基づく、いわゆる閣議アセスが行われていた。その後平成 5 年制定の環境基本法で環境影響評価が法律上位置づけられ、同法制定に至る。

閣議アセスからの変更点は、対象事業の拡大、アセス結果に対する環境大臣の意見の許認可への反映を謳った横断条項の設置、住民意見の提出機会の増加、アセス対象事業を判断するスクリーニング、アセス項目にメリハリをつけるスコーピング手法の導入、生物多様性や住民の自然とのふれあいに及ぼす影響調査の追加、環境影響の低減に最大限の努力をしたかどうかの評価の判断材料に加えられたことなど、意思決定における環境配慮の観点が大幅に強化された。

●環境基本法 《平成 5 年 11 月制定》

それまでの公害対策基本法、自然環境保全本法では、対応に限界があるとの認識から、環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として制定された。基本理念としては、(1)環境の恵沢の享受と継承等、(2)環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3)国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。

●国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
《平成 12 年 5 月制定》

国や地方公共団体による環境負荷の少ない製品の調達を推進することを目的とした法律。
国の「基本方針」に基づき、国の機関や地方公共団体等は「調達方針」を作成し、環境物品等の調達に努めなければならない。

●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
《平成 12 年 5 月制定》

コンクリート、アスファルト、木材など、特定資材を用いる建築物を解体する際に、廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務づけた。

●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネルギー特別措置法）
《平成 23 年 8 月制定》

この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定された。

●資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
《平成 3 年 4 月制定》

自動車やパソコン等の 14 種類の製品について、使用済み部品を新製品に組み込んで再使用することや、余分な部品を使わないで省資源化設計の採用をメーカーに義務づけた。

●使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

《平成 14 年 7 月制定》

使用済自動車から発生するシュレッダーダスト(破碎ごみ)、エアバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを義務づけた。

●循環型社会形成推進基本法

《平成 12 年 6 月制定》

廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図る。

●エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

《昭和 54 年 6 月制定》

平成 9 年の地球温暖化防止京都会議(COP3)を背景に平成 10 年 6 月に改正され、平成 11 年 4 月から施行。その目的は、(1)工場・事業所、建築物、機械器具に具体的な基準を設けて、合理化(省エネルギー)を促進すること。(2)温暖化の原因とされる二酸化炭素の発生を抑制すること。最大の改正点は、「トップランナー方式」の導入と工場や事業所の省エネ対策として、エネルギーの年度使用量が原油換算で 3,000kL、電力 1,200 万 kWhr 以上の事業所でエネルギー使用の合理化計画の提出を義務付けたこと。

さらに、平成 20 年に、工場・事業場単位から事業者単位(特定事業者)でのエネルギー管理に改正された。規模は、原油換算で 1,500kL 以上。

●食品循環資源の再生利用などの促進に関する法律（食品リサイクル法）

《平成 12 年 6 月制定》

外食産業など、食品関連産業から排出される生ごみや残飯等の食品廃棄物について、飼料や肥料等の再資源化を義務づけた。

●新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）

《平成 9 年 4 月制定》

この法律は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等についての国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的として制定された。

●振動規制法

《昭和 51 年 6 月制定》

工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る措置を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的として昭和 51 年に制定された。

この法律では、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい振動を発生する施設を有する工場・事業場について規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。一方、指定地域内で著しい振動を発生する作業を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出すること等の措置が定められている。

●水質汚濁防止法

《昭和 45 年 12 月制定》

水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出及び地下水への浸透を規制、さらには生活排水対策の実施を推進することで、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。工場及び事業場から排出される汚水及び廃液により人の健康に係る被害が生じた場合、事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしている。

●騒音規制法

《昭和 43 年 6 月制定》

工場及び事業場における事業活動、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音及び自動車騒音について規制し、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的として制定された法律。

この法律では、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴う発生する騒音を規制する地域を指定し、その指定された地域内にあって著しい騒音を発生する施設を有する工場・事業場について規制基準を遵守させるための措置を講ずることになる。一方、指定地域内で著しい騒音を発生する作業を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出する等の措置が定められている。

●大気汚染防止法

《昭和 43 年 6 月制定》

工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、有害大気汚染物質対策の推進、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めることにより、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任を定めることにより被害者の保護を図ることを目的としている。昭和 45 年の改正で、指定地域制を廃止して全国的規制の導入、上乘せ規制の導入、規制対象物質の拡大、直罰規定の導入、燃料規制の導入、粉じん規制の導入がなされ、その後も、昭和 47 年の無過失賠償責任規定の整備、昭和 49 年の総量規制制度の導入、平成元年の特定粉じん(アスベスト)規制の導入、平成 7 年の自動車燃料規制の導入、平成 8 年のベンゼン等有害化学物質規制の導入など、改正がなされてきている。また、平成 27 年の改正で、水銀等の大気中への排出規制の導入がなされ、平成 30 年 4 月から施行される。

●地球温暖化対策の推進に関する法律

《平成 10 年 10 月制定》

地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、まず第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、平成 10 年 10 月 9 日に公布された。地球温暖化防止を目的とし、議定書で日本に課せられた温室効果ガスの削減目標(平成 2 年比 6%削減)を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしたものである。

平成 14 年 5 月に、COP3 で採択された京都議定書の運用細目が COP7(平成 13 年)において合意され、発効する見通しが立ったことから、地球温暖化対策法(平成 10 年)の改正が平成 14 年 5 月に国会で可決成立、同年 6 月 7 日公布された。政府は毎年温室効果ガスの排出量、吸収量を算定、公表すること、「京都議定書目標達成計画」を定めなければならないこと、内閣に「地球温暖化対策推進本部」を設置すること等が新たに改正法に盛り込まれた。

また、平成 23 年 6 月に、規制対象が、事業所単位で、エネルギー使用量合計が原油換算 1,500kL/年以上、またはエネルギー起源 CO₂以外の排出量がガス種類毎に 3,000t となる事業者(特定事業所排出者)に改正された。

さらに、平成 28 年 5 月に、COP21 で採択された「パリ協定」を受けて、地球温暖化対策の強化のため、「地球温暖化対策計画」に定める事項に温室効果ガス排出抑制等のための普及啓発

の推進や国際協力に関する事項を追加するとともに、地域における地球温暖化対策の推進に係る規定の整備等の措置を講ずること等が新たに改正法に盛り込まれた。

●特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 《平成4年12月制定》

平成4年5月に発効したバーゼル条約の国内法として、特定有害廃棄物等の輸出入、運搬及び処分の規制に関する措置を講ずること、人の健康と生活環境の保全を目的に制定した。同法では、条約の規定に基づいて、廃棄物処理法上の廃棄物だけでなく、原材料等として有償取引されるものも対象に含めている(第2条、定義)。

(1)発生抑制と国内処理の推進により、輸出入の最小化を図ること、(2)輸出を認める場所を限定し、輸入国の書面による同意等を義務化して環境の保全上適正な輸出及び輸入を図ること、(3)当局による輸出移動書類の交付等の手続きや、不適切な輸出に際しては、再輸入を規定した措置命令等を定めている。

●都市計画法 《昭和43年6月制定》

都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律であり、都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、市街化区域と市街化調整区域の区分、地域地区の設定、都市施設の計画など、都市計画の内容、その決定手続き、各種の規制等について定めている。都市計画区域の指定や都市計画の基本的な事柄については、都道府県が、その他については市町村が定めることとされている。また、平成29年の改正で、新たな用途地域の類型として田園住居地域が創設され、平成30年4月から施行される。

●土壤汚染対策法 《平成14年5月制定》

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

同法第3条又は第4条に基づく土壤汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示されるとともに、指定区域台帳に記帳して公衆に閲覧される。また、当該指定区域の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者、汚染原因者が不明等の場合は土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置が命令される。さらに、当該指定区域においては土地の形質の変更が制限される。

●農用地の土壤の汚染防止等に関する法律 《昭和45年12月制定》

特定有害物質によって農用地の土壤が汚染されることで、人の健康を損なう農畜産物が生産され、農作物等の生育阻害が引き起こされるのを防止もしくは汚染時に除去することを目的に制定された。この法律では、「農用地」を耕作や家畜の放牧、養畜のための採草を主たる目的とした土地とし、また施行令により「特定有害物質」をカドミウム・銅・砒素とそれぞれの化合物と定めている。

●バイオマス活用推進基本法 《平成21年6月制定》

この法律は、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的として制定された。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） 《昭和 45 年 12 月制定》

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準等を定めた法律。従来の「清掃法」(昭和 29 年)を全面的に改めて制定された。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的。

同法は、廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に分類した。廃棄物の処理については、産業廃棄物は排出事業者が処理責任をもち、事業者自らか、または排出事業者の委託を受けた許可業者が処理する。一般廃棄物は市町村が処理の責任をもつ。

●特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法） 《平成 11 年 7 月制定》

有害性のある特定の化学物質が、どのようなところからどのくらい環境中に排出されたかという事業者からのデータを把握・集計・公表する仕組みに関する法律。

●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律（野生動植物保存法） 《平成 4 年 6 月制定》

国内外の野生動植物種の保全を体系的に図ることを目的に制定された。捕獲、譲渡等の規制、及び生息地等保護のための規制から保護増殖事業の実施まで多岐にわたる内容を含む。

●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） 《平成 9 年 4 月制定》

ペットボトルやプラスチック容器の再商品化が平成 9 年 4 月から始まり、平成 12 年 4 月からはその他紙製品類、その他プラスチック類の容器包装を対象に、消費者、行政、メーカーに再商品化を義務づけている。

●新見市環境保全条例 《平成 17 年 3 月制定》

本市の優れた環境を保全するとともに、無秩序な開発を防止し、市民福祉の向上に資することを目的として制定された条例。

この条例では、無秩序な開発を防止するために、用地の造成等土地の区画・形質の変更をもたらす事業(その一団の面積が 5,000m²以上)又は当該用地に施設等の工作物(その延べ面積が 300m²以上)を設置する事業をしようとする者に開発事業の届出を義務付けています。

また、環境保全地区の指定・行為の規制についても規定されています。

第3章 環境の現状

1. 環境の自然的構成要素

(1) 大気汚染

岡山県北西部の石灰岩は、「三郡帯」と呼ばれる新潟県から佐賀県に至る長い地質構造帯に属し、日本国内でも最も純度の高い石灰石を産出する地域の一つとしてあげられています。このため、古くから石灰石工業が盛んに行われており、石灰関連工場から排出される微小粉じん（降下ばいじん）による大気汚染問題が発生していましたが、近年は、排出対象事業所の大部分が公害防止施設等を設置したことによって、本市が実施している大気測定結果によると、粉じんによる大気環境は改善されている状態です。ただし、年度による変動が大きいため、ばいじん発生施設においては、飛散防止等の徹底に努めることが重要です。硫黄酸化物についても、特に大きな問題はなく、ここ5年間は概ね横ばいで推移しています。

また、市内の一般環境大気測定局では、岡山県による二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）等の常時監視も行われています。ここ5年間の測定結果の推移を見ると、光化学オキシダントのみ環境基準を超過しているものの、その他の大気汚染物質については環境基準を達成しています。

降下ばいじんの測定結果

(単位：t/km²・月)

測定地点	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
足立1	25.5	4.5	3.7	2.9	5.5
足立2	1.7	1.7	2.2	3.5	1.2
井倉1	1.2	3.1	2.3	2.2	2.2
井倉2	3.0	2.2	2.9	1.7	2.3
千間	3.3	11.9	25.3	6.2	6.5
足見	4.4	2.7	2.2	1.8	0.9

注) 数値は、年平均値を示す。

資料：生活環境課

硫黄酸化物の測定結果

(単位：SO₃ mg/day・100cm²)

測定地点	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
足立1	0.05	0.07	0.06	0.03	0.06
足立2	0.02	0.02	0.02	0.06	0.02
井倉1	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02
井倉2	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02
千間	0.07	0.05	0.06	0.07	0.05

注) 数値は、年平均値を示す。

資料：生活環境課



大気汚染物質の常時監視測定結果

●二酸化窒素

(単位：ppm)

測定地点	年度					環境基準
	H24	H25	H26	H27	H28	
新見局	0.012	0.013	0.010	0.011	0.009	0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下

注) 数値は、日平均値の年間 98%値を示す。 資料：環境大気の常時監視測定結果（岡山県）

●浮遊粒子状物質

(単位：mg/m³)

測定地点	年度					環境基準
	H24	H25	H26	H27	H28	
新見局	0.052	0.050	0.043	0.045	0.040	0.10mg/m ³ 以下

注) 数値は、日平均値の年間 2%除外値を示す。 資料：環境大気の常時監視測定結果（岡山県）

●光化学オキシダント

(単位：ppm)

測定地点	年度					環境基準
	H24	H25	H26	H27	H28	
新見局	0.098	0.097	0.108	0.098	0.092	0.06ppm 以下

注) 数値は、昼間の 1 時間値の最高値を示す。 資料：環境大気の常時監視測定結果（岡山県）

●微小粒子状物質（PM2.5）①

(単位：μg/m³)

測定地点	年度					環境基準
	H24	H25	H26	H27	H28	
新見局	-	-	-	-	9.2	15 μg/m ³ 以下

注 1) 数値は、年平均値を示す。 資料：環境大気の常時監視測定結果（岡山県）

2) 平成 27 年 9 月から測定を開始。

●微小粒子状物質（PM2.5）②

(単位：μg/m³)

測定地点	年度					環境基準
	H24	H25	H26	H27	H28	
新見局	-	-	-	-	22.4	35 μg/m ³ 以下

注 1) 数値は、日平均値の年間 98%値を示す。 資料：環境大気の常時監視測定結果（岡山県）

2) 平成 27 年 9 月から測定を開始。

雨水には空気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、硫酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が含まれていない場合であっても、pH5.6 程度の酸性を示し、一般的に pH5.6 以下のものを酸性雨と言います。岡山県内では、ごく弱い酸性雨を観測しています。

岡山県内の酸性雨測定結果 (pH)

測定地点	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
井笠地域事務所	5.0	5.4	5.2	5.2	5.3
美作県民局	4.5	4.6	4.6	4.9	4.8

注) 数値は、年平均値を示す。

資料：岡山県環境白書



(2) 水質汚濁

岡山県によれば、平成 28 年度に実施した市内の 3 水域を含む 31 水域を対象とした水質測定では、河川の汚濁指標である BOD が全 33 測定地点で環境基準を達成しています。市内の測定地点の経年変化を見ると、概ね横ばいで推移しています。

河川水質測定結果 (BOD : 75%値)

(単位 : mg/L)

水域名	地点名	年度					環境基準
		H24	H25	H26	H27	H28	
高梁川上流	一中橋	1.0	1.0	0.9	1.0	0.8	2 以下 (A 類型)
西川	布原橋	0.7	0.8	0.7	0.6	0.8	2 以下 (A 類型)
小坂部川	巖橋	0.7	0.8	1.1	1.0	0.8	2 以下 (A 類型)

注) 75%値とは、年間の n 個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする) 番目にくるデータを表す。

資料：公共用水域水質測定結果 (岡山県)

また、本市では、高梁川、西川、小坂部川等の水質測定を行っています。市内を流れるこれら 3 つの河川は、全て環境基準の A 類型に指定されており、その他の河川は未指定です。

BOD については、各地点とも良好に推移しており、環境基準を達成しています。その要因として、下水道等の普及により、家庭排水の河川への直接的な流入が減ってきているためと考えられます。(詳細データについては「資料編」に掲載)



(3) 有害化学物質

①ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が次のように定められています。

ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水質の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水質の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

注1) TEQ はダイオキシン類の毒性を評価する単位。ダイオキシン類は種類によって毒性が大きく異なるので、ダイオキシン類の中で最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して評価したものである。

- 2) 大気及び水質(水質の低質を除く。)の基準値は、年間平均値である。
- 3) 土壌にあっては、調査指標(250pg-TEQ/g)以上の場合には必要な調査を実施する。

ダイオキシン類については、岡山県による測定が平成12年度から毎年実施されており、これまで市内の全ての地点で環境基準を達成しています。平成28年度における測定地点は、大気1地点、河川3地点となっています。また、土壌と地下水についても、地点を変更しながら定期的に測定が行われています。(詳細データについては「資料編」に掲載)

②有害性が疑われる化学物質

近年、化学物質等の使用の増大に伴って、有害性が疑われる様々な化学物質が水環境中から検出されていることから、これらの化学物質の公共用水域における存在状況を把握するため、岡山県では平成11年度から環境調査を実施しています。

市内では平成18年度までは毎年1地点、平成19年度からは3年で2地点の調査を実施していますが、化学物質による人体への影響については、未解明な部分が多く、評価を行える状況にないのが現状です。



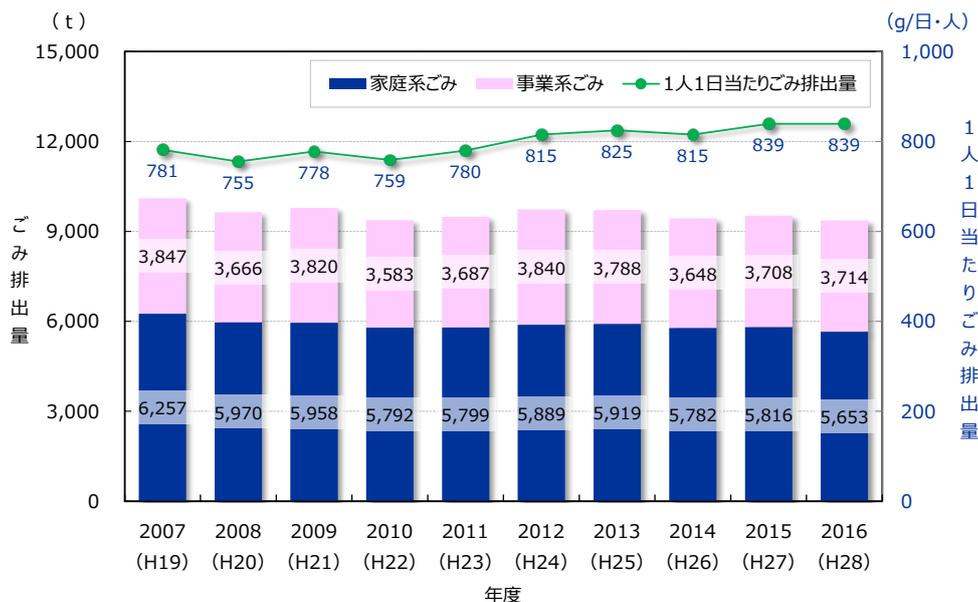
(4) 廃棄物

①一般廃棄物

本市の過去 10 年間におけるごみ排出量を見ると、増減を繰り返しながら推移しており、家庭系ごみ及び事業系ごみについてもほぼ同様の傾向を示しています。

また、1 人 1 日当たりごみ排出量については、平成 23 年度以降、多少の変動はあるものの増加傾向を示しています。

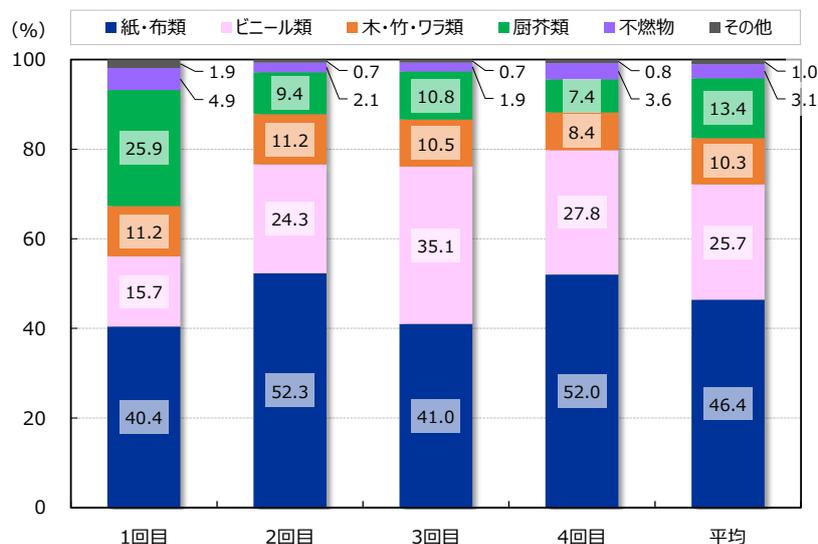
ごみ排出量の推移



資料：生活環境課

平成 28 年度に実施した焼却施設における組成分析結果を見ると、紙・布類が半分程度を占めており、次いでビニール類、厨芥類となっています。なお、不燃物は非常に低い値を示しており、住民の分別意識の高さを表しています。

ごみの性状の推移



資料：生活環境課

本市における家庭系ごみの収集地区は市全域を対象として、可燃ごみ、埋立ごみ、資源物、粗大ごみの収集を行っています。資源物については、あき缶（アルミ・スチール）、あきびん（透明・茶色・その他）、古紙・古布（古布類・古新聞・古雑誌・雑紙・ダンボール・紙パック）、金属類、ペットボトル・白色トレイを分別収集しています。

一般廃棄物処理体系

区分	種類	収集・運搬	中間処理	最終処分・資源化
家庭系 ごみ	可燃ごみ	委託	焼却(直営)	埋立(直営)
	埋立ごみ	委託	破碎・選別(直営)	埋立(直営) 一部資源化(民間委託)
	資源物	委託	一部選別梱包 (民間委託)	資源化(民間委託)
	粗大ごみ	直営	破碎・選別(直営)	埋立(直営) 一部資源化(民間委託)
事業系 ごみ	可燃ごみ	許可業者 事業者自身	焼却(直営)	埋立(直営)
	埋立ごみ	許可業者 事業者自身	破碎・選別(直営)	埋立(直営) 一部資源化(民間委託)
	粗大ごみ	許可業者 事業者自身	破碎・選別(直営)	埋立(直営) 一部資源化(民間委託)

■一般廃棄物の処理

一般廃棄物の処理について、可燃ごみは「新見市クリーンセンター」で焼却処理し、リサイクル可能な資源物は中間処理業者に処理を委託しています。

新見市クリーンセンターの概要

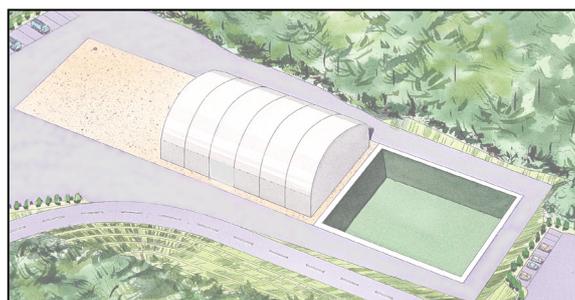
項目	施設概要
所在地	岡山県新見市金谷253
敷地面積	7,594.13m ³
着工	平成9年6月23日
竣工	平成11年3月19日
焼却炉形式	機械化バッチ燃焼式（ストーカ方式）
処理能力	23t/8h×2炉（計46t/8h）
排ガス処理	有害ガス除去装置＋バグフィルタ
その他設備	排水処理設備 ダスト処理設備
建築構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造

埋立処分される物は、焼却灰と埋立ごみと粗大ごみです。埋立ごみ、粗大ごみは破砕機により破砕・選別（可燃物、鉄類、資源化残さ）し、資源化残さのみを埋め立てるよう処分量の最小限化に努めています。

また、被覆施設によって雨水の浸入を防ぎ、浸出水の発生量を制御できるため、処理水を外部に放流することなく、内部で処理できるシステムを導入し、周辺環境へ配慮した気象条件等の影響を受けない施設となっています。

新見市処理センター（最終処分場）の概要

項目	施設概要
所在地	新見市哲多町宮河内1940-24
供用開始	平成19年4月
処分場の種類	管理型最終処分場(クローズド型)
埋立面積	約4,200m ³
埋立容量	27,400m ³
前処理施設	4t/日(処理能力)
浸出水処理施設	10m ³ /日(処理能力)



施設概略図

②し尿処理（新見市衛生センター）

平成28年度のし尿収集量は5,471kLで、浄化槽汚泥収集量は6,810kLです。公共下水道等の整備が進むにつれ収集量は減少しています。

「新見市衛生センター（し尿処理施設）」は旧施設の更新を行い、平成28年9月から新施設で稼働を開始しています。

2. 生物の多様性確保及び自然環境の体系的保全要素

本市の北部山地は大半がスギ・ヒノキの人工林で、ミズナラ・コナラ・クリ等の落葉広葉樹の二次林がその合間をぬうように広がっています。また、場所によりスキ・ササ類が繁茂しています。しかし、自然植生は局地的にわずかに残されているだけです。千屋花見山の尾根付近の国有林には、小規模ながらブナの自然林があります。

南部地域の石灰岩地帯はカルシウムを含む塩基性の岩石であるため、植物の生育種が限られ、ツルテンダ等のシダ類、イギイチョウゴケ等のコケ類が貴重種として生育しています。南部地域の一般的な植物相は、アカマツの二次林、コナラ・アベマキ・クヌギ等の落葉広葉樹林、スギ・ヒノキの人工造林が交錯しながら分布しています。自然植生は国有林や社寺林にわずかに残存しているにすぎません。

また、本市には、満天の星を眺められる美しい空や、春の新緑、夏の涼、秋の紅葉、幽玄の世界へ誘う冬景色等の自然の荘厳さと、その環境でのみ生命を伝える動植物を育む森や溪谷、自然のものとも思えない造形美の鍾乳洞、貴重な野草に出会える湿原など、山陽と山陰の動植物の混生地帯が広がっており、その自然の多様性が人々を魅了しています。

【アテツマンサクについて】

アテツマンサクは、市指定天然記念物で、高さ 2～5mの落葉小高木です。花のガク・花弁は 4 個で、花弁は黄色で細長く、葉は有柄・ひし状円形または倒卵形をしています。中国・四国・九州地方の山地に自生しており、岡山県内では中・北部に多くみられます。市内では、原木のある青龍寺、大佐山、野田迫、雄山等が知られています。開花は 2～3 月頃です。



アテツマンサク

大正 3 年 8 月、牧野富太郎博士により新種であることが判明し、「アテツマンサク」の和名に決定しました。マンサクの名は、早春にどの花よりも先に咲くことから、「まず咲く」が訛ったという説と、花が枝いっぱい咲くことから、豊年満作を連想してついたという説があります。

(1) 植物

■ 新見地域

井倉洞（岡山の自然百選）、羅生門（同左）、草間台等の石灰岩地の他、鳴滝（岡山の清流）、阿哲峡等の溪流環境があります。

羅生門はその特異な地形からくる低温多湿な自然条件によって、高山性や北方系のものから温暖な地方の地衣類まで分布しています。また、蘚苔類では、多様なコケが生育することで知られています。サガリヒツジゴケやイギイチョウゴケ、セイナンヒラゴケ等の珍しいコケの他、チョウジガマズミ、ヤマトレンギョウといった石灰岩地特有の植物が見られます。

■ 大佐地域

大佐山（岡山の自然百選）があり、採草地として利用されていた山頂には草原が広がっています。オミナエシやキキョウ、ウメバチソウといった草花が見られ、ネコヤマヒゴタイといった珍しいものも見られます。また御洞溪谷（岡山の清流）の急峻な崖の上にはホンシャクナゲが群生しており見事な景観をなしています。

■ 神郷地域

三室峡（岡山の自然百選）があり、こちらも高山植物のホンシャクナゲ群生地として有名です。現在は三室川ダムが出来ていますが、ホンシャクナゲの群生地は保護されています。同溪谷一帯には、キビナワシロイチゴ、オオウラジロノキ、ゲンカイツツジといった珍しい植物の生育が知られています。

■ 哲多地域

玄武岩の柱状節理が見られることで有名な荒戸山、スズランの保護が盛んなおもつぼ湿原（岡山の自然百選）、鬱蒼とした無明谷（岡山の自然百選）等が知られています。

荒戸山はイヌイワデンダという珍しいシダの分布で知られていましたが、現在は少なくなっています。

おもつぼ湿原には、スズラン、トキソウ、ヒツジグサ、カキラン、サワギキョウ等の多くの湿生植物が自生しています。その他、本郷川のきづき溪谷（岡山の清流）に見られるコウヤミズキ等もあり、良好な自然環境資源の豊富な地域です。また、平成 19 年度以降、ミチノクフクジュソウが岡山県の絶滅危惧Ⅰ類として新たに指定されました。

■ 哲西地域

西の尾瀬とも称される西日本随一の規模を誇る貴重な湿原である、鯉ヶ窪湿原（岡山の自然百選）があります。貴重な野生植物の宝庫として昭和の末期には国指定の天然記念物に指定されました。平成 8 年頃から乾燥化の傾向が現れ始め、平成 10 年頃からは、地域をあげての保護対策が行われました。

鯉ヶ窪湿原には、リュウキンカ、オグラセンノウ、ビッチュウフウロ、ミコシギクなど、380 種類を超える湿生植物が自生しています。この地は、乾燥化の際には随分と生育地が狭められていましたが、地域をあげての保護対策により生育環境が改善され、湿生植物群落の発達状況も良好になってきました。当地には、湿原の代表種であるサギソウ、トキソウ、オオミズゴケの他、当地特有のケハンノキ、周囲にはシモツケソウ、ハシバミ等も見られます。



鯉ヶ窪湿原

名前	レッドデータブック	
	岡山県(2009)	環境省(2017)
イギイチョウゴケ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
イヌイワデンダ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧
イワツクバネウツギ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
オオウラジノロギ	準絶滅危惧	—
オオバイカイカリソウ	留意	—
オオミズゴケ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
オグラセンノウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
キビナワシロイチゴ	留意	—
キビノクロウメドキ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ケハンノキ	絶滅危惧Ⅱ類	—
ゲンカイツツジ	留意	準絶滅危惧
コアナミズゴケ	絶滅危惧Ⅰ類	—
コウヤミズキ	絶滅危惧Ⅱ類	—
サガリヒツジゴケ	留意	—
サギソウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
シモツケソウ	準絶滅危惧	—
セイナンヒラゴケ	絶滅危惧Ⅱ類	—
チョウジガマズミ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
チョウジザクラ	準絶滅危惧	—
トキシソウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ネコヤマヒゴタイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
ハシバミ	絶滅危惧Ⅱ類	—
ビッチュウフウロ	準絶滅危惧	—
ホンシャクナゲ	準絶滅危惧	—
ミコシギク	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
ミチノクフクジュソウ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧
ヤマトレンギョウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ヤマブキシソウ	準絶滅危惧	—
リュウキンカ	準絶滅危惧	—



イギイチョウゴケ



サギソウ



ホンシャクナゲ

(2) ほ乳類

ほ乳類では、ツキノワグマ、ホンドモモンガ、ニホンザル、テン、アナグマ等があげられます。

名前	レッドデータブック	
	岡山県(2009)	環境省(2017)
ツキノワグマ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅のおそれのある地域個体群

(3) 鳥類

鳥類では、ミゾゴイ、ハチクマ、ハイタカ、ハヤブサ、フクロウ、ブッポウソウ、サンショウクイ、ノジコ、サシバ、アオバズク、コノハズク、ヨタカ、チョウゲンボウ、ヤマドリ、ヤマセミ、アカショウビン、サンコウチョウ、オシドリ、ヒクイナ、アオゲラ、ジュウイチ、カッコウ、ツツドリ、アオゲラ、アカゲラ、オオアカゲラ、カワガラス、カワセミ、キビタキ、トラツグミ、オオヨシキリ、オオルリ、キビタキ、コルリ、コガラ、ゴジュウカラ、カワセミ、カケス、ウグイス、ホオジロ、ヒヨドリ等があげられます。



セグロセキレイ

名前	レッドデータブック(2009)	
	岡山県(2009)	環境省(2017)
アオゲラ	—	—
アオバズク	絶滅危惧Ⅱ類	—
アカゲラ	準絶滅危惧	—
アカショウビン	絶滅危惧Ⅰ類	—
オオアカゲラ	準絶滅危惧	—
オオヨシキリ	留意	—
オオルリ	留意	—
オシドリ	準絶滅危惧	情報不足
カッコウ	留意	—
カワガラス	留意	—
カワセミ	—	—
キビタキ	留意	—
コガラ	留意	—
ゴジュウカラ	留意	—
コノハズク	絶滅危惧Ⅰ類	—
コルリ	準絶滅危惧	—
サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
サンコウチョウ	準絶滅危惧	—
サンショウクイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ジュウイチ	準絶滅危惧	—
チョウゲンボウ	準絶滅危惧	—
ツツドリ	留意	—
トラツグミ	—	—
ノジコ	情報不足	準絶滅危惧
ハイタカ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ハチクマ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ヒクイナ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
フクロウ	絶滅危惧Ⅱ類	—
ブッポウソウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類
ミゾゴイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
ヤマセミ	絶滅危惧Ⅱ類	—
ヤマドリ	—	—
ヨタカ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧

(4) は虫類

本市に生息するは虫類では、イシガメ、スッポン等があげられます。

名前	レッドデータブック	
	岡山県(2009)	環境省(2017)
イシガメ(ニホンイシガメ)	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
スッポン(ニホンスッポン)	情報不足	情報不足



イシガメ

(5) 両生類

両生類では、オオサンショウウオ、カスミサンショウウオ、ニホンヒキガエル、カジカガエル、イモリ、トノサマガエル、モリアオガエル、ブチサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、タゴガエル、シュレーゲルアオガエル等があげられます。

名前	レッドデータブック(2009)	
	岡山県(2009)	環境省(2017)
オオサンショウウオ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
カスミサンショウウオ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅区具Ⅱ類
シュレーゲルアオガエル	留意	—
タゴガエル	留意	—
トノサマガエル	留意	準絶滅危惧
ニホンヒキガエル	絶滅危惧Ⅱ類	—
ハコネサンショウウオ	準絶滅危惧	—
ヒダサンショウウオ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ブチサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
モリアオガエル	絶滅危惧Ⅱ類	—



オオサンショウウオ

(6) 魚類

魚類では、アユ、イワナ、アマゴ、カジカ、カワムツ、オイカワ、ニゴイ、カマツカ、ムギツク、タカハヤ、カワヨシノボリ、アカザ、メダカ、オヤニラミ、アマゴ、ギギ、ナマズ、ドジョウ、シマドジョウ、ウナギ等があげられます。

名前	レッドデータブック	
	岡山県(2009)	環境省(2017)
アカザ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
アマゴ(サツキマス)	情報不足	準絶滅危惧
オヤニラミ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
カジカ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ドジョウ	留意	情報不足
メダカ	留意	絶滅危惧Ⅱ類



オヤニラミ

(7) その他

その他の動物では、オオコウラナメクジ、イズモマイマイ、マシジミ、サワガニ等があげられます。

名前	レッドデータブック	
	岡山県(2009)	環境省(2017)
イズモマイマイ	準絶滅危惧	—
オオコウラナメクジ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
マシジミ	情報不足	絶滅危惧Ⅱ類



イズモマイマイ

(8) 昆虫類

本市では、水域から陸域にかけてオオキトンボ、クツワムシ、ギフチョウなど、多くの貴重な昆虫類の生息が確認されています。オオウラギンヒョウモン、ウスイロヒョウモンモドキをはじめ、近年の生息が危ぶまれるチョウ類の存在も多数確認されています。また、羅生門には生きている化石といわれるガロアムシや洞窟昆虫が生息しています。7月になるとドリーネ内外で黄金色の光を一斉に点滅させるヒメボタルが見られます。

岡山県南部では、確認例が少なくなったガムシやゲンゴロウなど、コンクリート護岸のない水生植物の豊富な環境を好む貴重な甲虫類が見られます。他に、良好な草原的環境（里山環境）の象徴となるウラギンスジヒョウモンや山間の水路縁に生息し、岡山県内でも局地的な分布が知られているオオヒカゲが存在しています。また、哲多の蚊家地区の天王八幡神社の社叢には、7月10日前後の10日間程度、ヒメボタルが明滅しながら一斉に飛び交います。

良好な溪流に棲むムカシトンボや平地から山地にかけての湿性植物群落でみられるハッチョウトンボといった優れた環境を指標するトンボ類の生息が確認されています。また、シワクシケアリの巢中での生育が特徴的なゴマシジミが生息しています。

希少なチョウ類の採取記録も残っており、岡山県南部での衰弱傾向が著しいウラナミアカシジミが生息し、里山のような好適環境が残っています。また、岡山県内でも生息地が局所的となったスジグロチャバネセセリや、石灰岩地帯を象徴するベニモンカラスシジミとミヤマカラスシジミの混棲が確認されています。

絶滅の危機に瀕している種としては、ウスイロヒョウモンモドキとオオウラギンヒョウモンの採集記録があります。また、良好な湿原との結びつきが強いヒメヒカゲが存在しています。この他、本州各地では稀な岡山県の標高の高い溪流に生息するシノピアミメカワゲラなど、清流に棲む水生昆虫が比較的多く見られます。

なお、鯉ヶ窪湿原における文献調査及び資料調査の結果と、平成16年の現地調査結果を統合すると、鯉ヶ窪湿原で確認された昆虫はトンボ目9科36種、バッタ目7科13種、ハサミムシ目1科1種、カメムシ目21科52種、アミメカゲロウ目1科1種、コウチュウ目28科120種、シリアゲムシ目1科1種、ハエ目6科18種、チョウ目13科51種、トビケラ目2科2種、ハチ目12科29種、合計11目101科324種でした。

名前	レッドデータブック	
	岡山県(2009)	環境省(2017)
ウスイロヒョウモンモドキ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類
ウラギンスジヒョウモン	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ウラナミアカシジミ	留意	—
オオウラギンヒョウモン	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類
オオキトンボ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類
オオヒカゲ	準絶滅危惧	—
ギフチョウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
クツワムシ	準絶滅危惧	—
ゲンゴロウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ゴマシジミ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
シノビアマカワゲラ	留意	—
スジグロチャバネセセリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ハッチョウトンボ	留意	—
ヒメヒカゲ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類
ベニモンカラスシジミ	留意	準絶滅危惧
ミヤマカラスシジミ	準絶滅危惧	—
ムカシトンボ	留意	—



ゴマシジミ



ムカシトンボ

3. 地域の景観保全及び快適環境要素

(1) 都市計画区域

行政区域の約 3.7%が都市計画区域に指定されています。用途地域の指定状況は下表のとおりです。その他、近隣商業地域及び商業地域の全域が準防火地域に指定されています。

都市計画区域面積（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)	備考
都市計画区域 2,900ha	第1種低層住居専用地域	30	6.2	都市計画区域 に占める用途 地域の割合 16.6%
	第1種住居地域	160	33.3	
	第2種住居地域	21	4.4	
	近隣商業地域	16	3.3	
	商業地域	31	6.5	
	準工業地域	167	34.7	
	工業地域	56	11.6	
	計	481	100.0	
準防火地域		47	9.8	—

資料：都市整備課

(2) 人と自然とのふれあいの活動の場

① 都市公園

都市公園は総合公園 1 箇所、運動公園 2 箇所、近隣公園 1 箇所、街区公園 13 箇所の合計 17 箇所、面積は 28.68ha を有しています。



都市計画区域内公園の面積
(平成 29 年 4 月 1 日現在)

種別	名称	面積 (ha)
総合	防災公園	5.43
	市民公園	11.29
運動	憩いとふれあいの公園	6.43
	城山公園	3.46
近隣	昭和町公園	0.18
	小川公園	0.18
	西方公園	0.24
	栄町公園	0.14
	文化町公園	0.14
	太田公園	0.11
	石蟹公園	0.11
	高尾公園	0.12
	上市公園	0.27
	金谷公園	0.13
	元町公園	0.12
	桜ヶ丘公園	0.16
	水舟小岸公園	0.17
	計	28.68

資料：都市整備課

②自然公園等

本市には、自然公園として、備作山地県立自然公園と高梁川上流県立自然公園があります。

岡山県内の自然公園



資料：岡山県環境文化部自然環境課 ホームページ

また、本市には自然環境保全地域として、鯉ヶ窪地域（⑱）、郷土自然保護地域として荒戸山地域（⑲）、郷土記念物として野原の松並木（⑳）、龍頭のアテツマンサク（㉑）があります。

市内の自然環境保全地域等



資料：岡山県環境文化部自然環境課 ホームページ

③ふれあいの場

北部地域には神郷温泉、新見千屋温泉、大佐山等の施設があり、週末には多くの利用客を集め、滞在型の農村型リゾート地を目指しています。また、平成15年にいぶきの里スキー場が整備され、冬季には多くのスキーヤーが訪れています。

南部地域では阿哲台全体が高梁川上流県立自然公園に指定され、井倉洞、満奇洞等は代表的な観光資源となっており、石灰岩の巨大なアーチである羅生門は国の天然記念物に指定されています。また、鯉ヶ窪湿原、すすらの園（おもつぼ湿原）、金ボタル生息地等の貴重な自然環境が残されています。

市内のふれあいの場



(3) 文化財・天然記念物

現在、本市では、国・県・市指定の文化財があわせて168件あり、それぞれの対象ごとに保護・保存され、適切な管理が行われています。

文化財・天然記念物の内訳は、建造物、建造物（石造物）、絵画、彫刻、工芸品、典籍、古文書、考古資料、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝、特別天然記念物、天然記念物と多岐にわたっています。このうち国指定のものは、彫刻、重要無形民俗文化財、特別天然記念物、天然記念物に指定された6件、県指定は、建造物、建造物（石造物）、重要無形文化財、重要無形民俗文化財、史跡、天然記念物に指定を受けた17件、市指定の文化財は、建造物から天然記念物に至る143件にのぼります。また、国登録有形文化財として、建造物が2件登録されています。（資料：教育委員会）

この中で、すぐれた景観資源として、国指定の天然記念物である羅生門、草間の間歇冷泉、鯉ヶ窪湿生植物群落、県指定の天然記念物である金螢発生地、満奇洞、秘坂鍾乳穴（日咩坂鐘乳穴）、宇山洞、縞嶽、井倉洞、市指定の名勝である絹掛の滝等が指定されています。

●国指定文化財

種別	名称	所在地(所蔵先等)	指定年月日
彫刻	木造千手観音両脇土像(木造千手観音坐像、毘沙門天立像、不動明王立像)	豊永赤馬(三尾寺)	M34.8.2
重要無形民俗文化財	備中神楽	備中地域	S54.2.3
特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を定めず指定	S27.3.29
天然記念物	羅生門	草間	S5.8.25
	草間の間歇冷泉	草間	S5.8.25
	鯉ヶ窪湿生植物群落	哲西町矢田	S55.3.6



羅生門



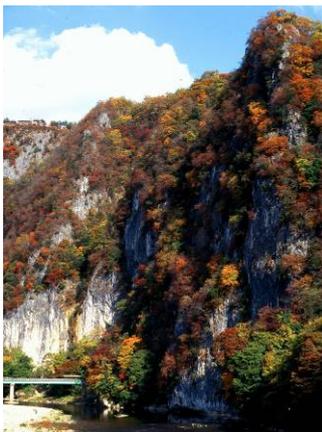
草間の間歇冷泉

●国登録有形文化財

種別	名称	所在地(所蔵先等)	指定年月日
建造物	竹本住宅 主屋、長屋及び米蔵	千屋実	H26.4.25

●県指定文化財

種別	名称	所在地(所蔵先等)	指定年月日	
建造物	三尾寺本堂	豊永赤馬	S34.1.13	
	荒戸神社本殿	哲多町田淵	S62.4.3	
建造物(石造物)	矢田石仏	哲西町矢田	S33.4.10	
	石造薬師三尊像(石堂薬師三尊像)	神郷高瀬	S40.2.24	
	石造宝台寺五輪塔	金谷	S33.4.10	
	石造延命地蔵(朝間地蔵)	正田	S34.3.27	
	石造延命地蔵(昼間地蔵)	正田	S34.3.27	
	石造延命地蔵(段の腰折地蔵)	唐松	S34.3.27	
	石造延命地蔵菩薩立像(夕間地蔵)	西方	S60.4.2	
	石造延命地蔵菩薩坐像	金谷	S60.4.2	
	六角石幢	神郷下神代	S34.3.27	
無形文化財	木工芸(森田翠玉)	西方	H7.4.7	
重要無形民俗文化財	太鼓田植	神郷下神代	H20.3.7	
		哲西町矢田	H20.3.7	
史跡	野田山遺跡	哲多町成松	S33.5.21	
	方谷庵	大佐小南(金剛寺)	S40.2.24	
天然記念物	金螢発生地	哲多町蚊家	S34.3.27	
	「阿哲台」 として指定	満奇洞	豊永赤馬	S32.11.5
		秘坂鐘乳穴(日咩坂鐘乳穴)	豊永赤馬	S32.11.5
		宇山洞	豊永宇山	S32.11.5
		縞嶽	金谷	S32.11.5
		井倉洞	草間	S38.4.12



井倉峡



満奇洞

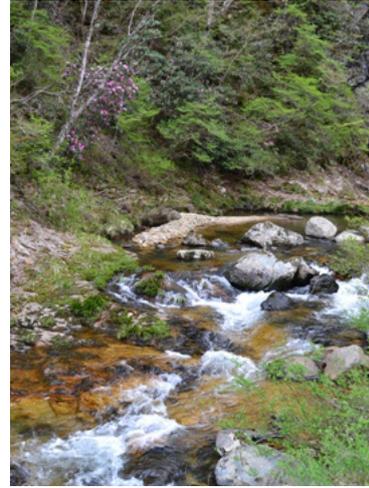
●市指定文化財

種 別	名 称	所在地(所蔵先等)	指定年月日
建造物	青龍寺観音堂	新見	S44.9.25
	法華山観音堂	哲西町矢田(祥光寺)	S53.9.11
	円通寺山門	大佐永富	S43.12.7
	大佐神社本殿	大佐小阪部	S39.8.30
	薬師堂	哲西町大野部	S54.5.16
	四王寺仁王門	哲西町大野部	S53.9.11
	岩倉八幡神社隨身門	哲西町大野部	S53.9.11
石造物	舍利宝塔	神郷下神代	S46.6.19
	宝篋印塔	哲西町畑木	S53.9.11
	守恩塔	法曾(済渡寺)	S63.3.11
	宝篋印塔	神郷下神代	S47.9.30
	石造石蟹五輪塔	石蟹	S56.7.4
	観音寺五輪塔	上市	S63.3.11
	真福寺裏五輪塔群及び宝篋印塔群	上熊谷	H26.8.7
	蓮華台燈籠	法曾	H9.8.12
	金毘羅常夜燈	新見	H17.3.2
	元助表彰碑	神郷釜村	S47.9.30
	道しるべ「大山道、みまさか道」	哲西町上神代	S53.9.11
	道しるべ「みまさか道、だいせん道」	哲西町上神代	S53.6.15
	道しるべ「をくし、ちとり、あはた」	哲西町上神代	S53.9.11
	道しるべ「一畑道」	哲西町上神代	S53.6.15
	道しるべ「こんひら、たいしゃく、ふきや」	哲西町上神代	S53.6.15
	道しるべ「本ごう、ふきや、宮川内、川のせ」	哲西町矢田	S53.9.11
	道しるべ「西山、瀬河内、吹谷、成羽」	哲西町大野部	S53.9.11
歯痛仏	哲西町八鳥	S53.9.11	
絵画	両界曼荼羅図	哲西町大野部	S53.9.11
	涅槃図	哲西町矢田	S53.9.11
	絵馬「三十六歌仙」	哲多町蚊家	S62.6.16
彫刻	木造阿弥陀如来座像	西方(善成寺公園内)	S56.7.4
	木造阿弥陀如来座像	哲西町大野部(金光寺)	H10.8.11
	木造阿弥陀如来座像	上熊谷(松雲寺)	S44.9.25
	木造阿弥陀如来座像	土橋(湯川寺)	S44.9.25
	木造阿弥陀如来座像	哲多町矢戸(長楽寺)	S62.6.16
	木造薬師如来像	哲西町大野部(四王寺)	S53.9.11
	木造地藏座像	神郷下神代(法音寺)	S46.6.19

種別	名称	所在地(所蔵先等)	指定年月日
彫刻	木造頂相座像	上熊谷(真福寺)	S44.9.25
	仁王像(木造金剛力士像)	哲西町大野部(四王寺)	S53.9.11
	如意輪観音座像	哲西町矢田(祥光寺)	S53.9.11
	木造二神	哲西町大野部(岩倉八幡神社)	S53.9.11
		哲西町上神代(日尾山八幡神社)	S54.5.16
飾彫り	神郷下油野(杉戸神社)	H11.9.29	
工芸品	神額	上熊谷(岩山神社)	S55.6.24
	駕籠	哲西町矢田(善江院)	S53.9.11
	薙刀 国重	豊永赤馬(日咩坂鍾乳穴神社)	S53.11.8
	大太刀 国重	豊永赤馬(日咩坂鍾乳穴神社)	S53.11.8
	千屋神社 長巻	千屋	H21.9.24
	太刀 直胤	西方(新見美術館寄託)	H3.9.3
	鱧口	神郷下神代(豊福寺)	H11.9.29
	鱧口	哲西町大野部	S54.6.15
梵鐘	法曾(済渡寺)	H8.11.11	
典籍	高札(制札)	哲西町上神代	S53.9.11
		哲西町畑木	S53.9.11
		哲西町大野部	S53.9.11
古文書	元禄検地帳	新見(新見図書館保管)	S59.6.9
		哲多町本郷(哲多支局保管)	S45.4.1
		哲西町矢田(哲西支局保管)	S53.9.11
	渡邊家文書	新見(新見市教育委員会保管)	H24.8.2
	梶並家文書	新見(新見市教育委員会保管)	H24.8.2
森家先代実録	新見(新見図書館保管)	S59.6.9	
考古資料	横見墳墓群出土品 一括	新見(新見市教育委員会保管)	H16.5.7
	横見古墳群出土品 一括	新見(新見市教育委員会保管)	H16.5.7
	環頭柄頭	金谷	S55.6.24
無形文化財	木工芸(川野正毅)	井倉	H10.3.2
重要有形民俗文化財	袖切地藏	哲西町大野部	S53.9.11
	町恵比寿	哲西町八鳥	S53.9.11
重要無形民俗文化財	宮座	千屋	S56.7.4
		神郷高瀬(亀尾神社)	S54.12.22
		神郷高瀬(氷室神社)	S54.12.22
	御神幸武器行列(船川八幡秋季大祭)	新見	S49.9.9
	酒造献供(船川八幡秋季大祭)	新見	S56.7.4
	湯立ての神事(船川八幡秋季大祭)	新見	S56.7.4
	日咩坂鍾乳穴神社のお田植祭	豊永赤馬	S53.11.8
	かいごもり祭	唐松	H1.5.11
神田祭り	大佐田治部(由井八幡神社)	H6.6.1	
大山神祭り	大佐田治部	H6.6.1	

種別	名称	所在地(所蔵先等)	指定年月日
重要無形民俗文化財	よはかり	哲西町大野部	S53.9.11
	綱之牛王神社の蛇形祭	哲西町上神代	S53.9.11
	頭打ち	神郷地区	S54.12.22
		哲多地区	H11.4.1
		哲西地区	S53.9.11
	虫送り祈祷	哲西町上神代	H10.2.2
矢戸の蛇神楽	哲多町矢戸	S60.2.26	
史跡	狼穴住居跡	哲西町大野部	S53.9.11
	大山古墳群	大佐田治部	S55.5.28
	大迫横穴墓群	神郷釜村	H1.6.28
	愛宕山横穴群	哲西町矢田	S44.10.27
	竹川内横穴群	哲西町矢田	S53.9.11
	地下式炭窯	神郷下神代	S58.9.8
	西山城跡	哲西町八鳥	S53.9.11
	二条殿跡	哲西町大野部	S53.9.11
	ゆずりは城跡(櫟城跡)	上市	H10.11.2
	塩山城跡・脇嶽	上熊谷	H26.8.7
	三村元範終焉の地(早乙女岩)	高尾(高尾小学校内)	S59.6.9
	萬歳の泉	哲多町矢戸	S60.2.26
	大山たたら遺跡	哲多町田淵	S60.2.26
	関長治・関政辰墓所	新見(西来寺)	S57.9.7
	国境標	哲西町大竹	S53.9.11
	二本松国境跡	哲西町大竹	S63.11.10
	方谷園	大佐小阪部	S51.4.21
	熊谷屋敷跡	哲西町大竹	S53.9.11
名勝	絹掛の滝	草間	S63.3.11
天然記念物	おもつぼ湿原	哲多町田淵	H2.9.1
	荒戸山	哲多町田淵	S41.6.1
	草月洞	哲多町荻尾	S54.3.13
	護王穴	哲多町花木	S41.6.1
	エダサンゴの化石含層	哲西町大野部	S53.9.11
	魚きり淵の甌穴	哲西町大野部	S54.5.16
	コトブキノリ	哲多町花木	S41.6.1
	竜王池のモリアオガエル	大佐小阪部	S52.10.15
	モリアオガエル生息地	哲西町上神代	S60.8.5
	利濟寺の夫婦カヤ	哲多町本郷	S53.6.1
	岩倉八幡神社のイチョウ	哲西町大野部	S53.9.11
	獅子山八幡宮のイチョウ	哲西町矢田	S53.9.11
	善江院のイチョウ	哲西町矢田	S53.9.11
	大野部の西条柿	哲西町大野部	H5.3.30
	クシバタンポポ	哲西町大野部	S54.5.16
大栗のクワ	神郷上油野	S58.9.8	

種 別	名 称	所在地(所蔵先等)	指定年月日
天然記念物	矢田谷のマンシュウボダイジュ	哲西町矢田	H14.6.20
	大佐のシャクナゲ	大佐大井野	S39.3.29
		大佐上刑部	S39.3.29
	三室峡のシャクナゲ自生地	神郷油野	S46.6.19
	日尾山八幡神社のサカキ	哲西町上神代	S54.5.16
	谷垣内の双椿	神郷下神代	S58.9.8
	ツバキ群落	哲西町上神代	S53.9.11
	上神代宮ノ尾のヤブツバキ	哲西町上神代	S53.9.11
	上神代横山のヤブツバキ	哲西町上神代	H5.3.30
	上熊谷のツバキ	上熊谷	H24.8.2
	荒神様のケヤキ	足見	H11.4.13
	御衣黄	哲西町矢田	H5.3.30
	上神代のシダレザクラ	哲西町上神代	S53.9.11
	畑木のカリン	哲西町畑木	S53.9.11
	国司神社のスギ	神郷下神代	H11.9.29
	大椿寺のツクバネ	哲多町花木	S61.6.1
	丹波栗	哲西町大野部	H5.3.30
	上神代のクヌギ	哲西町上神代	S53.9.11
	矢田大槨のミズナラ	哲西町矢田	H14.6.20
	草間八天宮のアカガシ	草間(輝雲寺)	H19.8.21
	大森のアラカシ	哲多町宮河内	S53.6.1
	地家大成のアベマキ	哲多町大野	S53.6.1
	大野部のアベマキ	哲西町大野部	S53.9.11
	多行松	哲多町蚊家	S41.6.1
	日吉神社の夫婦樅	千屋花見	S63.3.11
	木谷のモミ	神郷高瀬	H11.9.29
	青龍寺のアテツマンサク	新見	S44.9.25
	休石のヤマボウシ	千屋花見	S63.3.11
	ほおのき原のホオノキ	千屋花見	S44.9.25
	草間の梅	草間(草間公民館内)	H20.12.3
		草間	H20.12.3
	田淵のヒイラギ	哲多町田淵	H24.8.2
	明石神社社叢のうち御神木と杉並木 12 本	千屋	S63.3.11
大佐神社社叢	大佐小阪部	S39.8.30	
三尾寺のスギ・ヒノキ	豊永赤馬	H24.8.2	
済渡寺のツガ・モミ	法曾	H24.8.2	
長屋のヒイラギ	長屋	H27.6.11	



絹掛の滝

三室峡

(4) 名水等

秀峰「大佐山」山麓に位置する夏日地区で、平成 9 年に地滑りがきっかけで夏の極上水が発見されました。雪解け水や雨水が深く地中を通して湧きだし、カルシウム等のミネラルを含む冷たくて甘いおいしい水が口コミ等で広がり、市内外から多くの方が取水に訪れています。



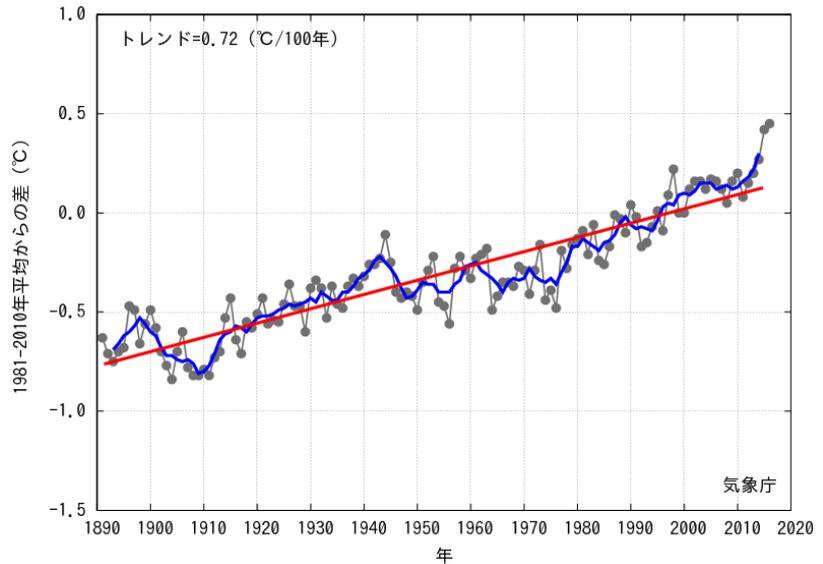
夏の極上水

(5) 地球環境

① 気温の変動

世界の年平均気温は、1900年までほぼ横ばいで推移していましたが、近年、急激に上昇しており、過去100年間に世界では約0.72℃上昇（日本では約1.19℃上昇）し、近年になるほど温暖化の傾向が加速しています。

世界の年平均気温の偏差の経年変化

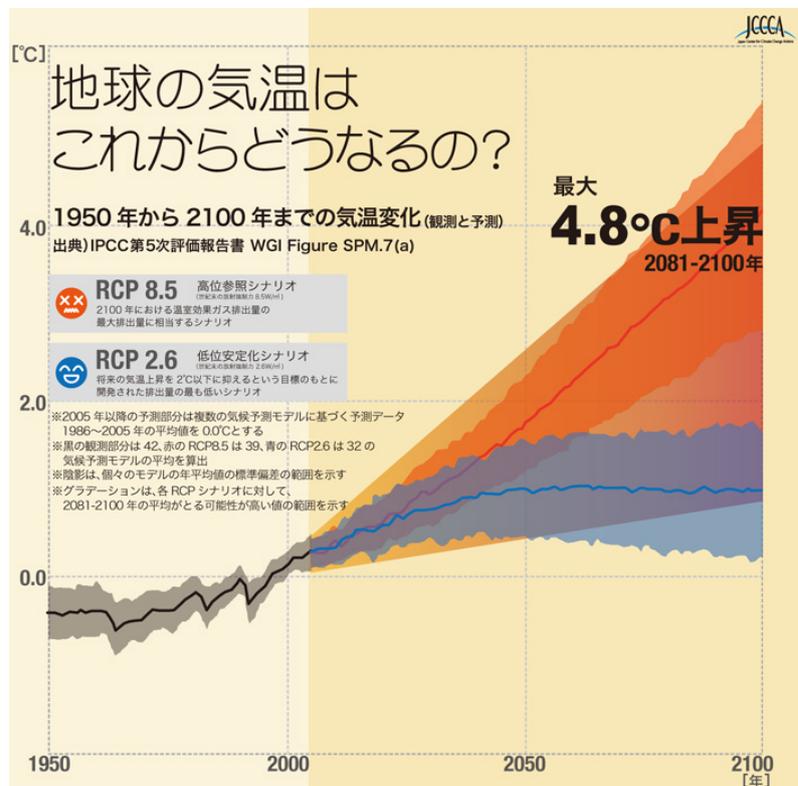


- 注) 細線 (黒) : 各年の平均気温の基準値からの偏差
 太線 (青) : 偏差の5年移動平均
 直線 (赤) : 長期的な変化傾向 (基準値は1981年～2010年の30年平均値)

資料：気象庁ホームページ

また、このまま気温が推移した場合、2100年には地球の平均気温は0.3～4.8℃、海面水位は26～82cm上昇すると予測されています。これにより、農業、食糧供給、水資源、生態系、人間の健康等への甚大な影響が危惧されています。

世界の1950～2100年までの気温変化（観測と予測）

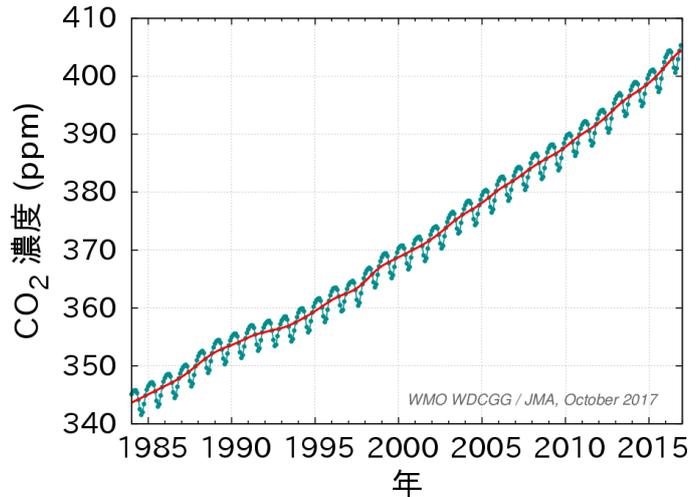


資料：温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

②世界の二酸化炭素濃度の推移

二酸化炭素は、地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。近年、化石燃料の消費やセメント生産及び森林破壊等の土地利用の変化等により、大気中の二酸化炭素濃度は増加しています。温室効果ガス世界資料センターの解析では、2015年の世界の平均濃度は400.0ppmとなっています。現在の濃度は、工業化以前（1750年頃）の平均的な値である278ppmに比べて約44%増加しています。

世界の二酸化炭素濃度の推移



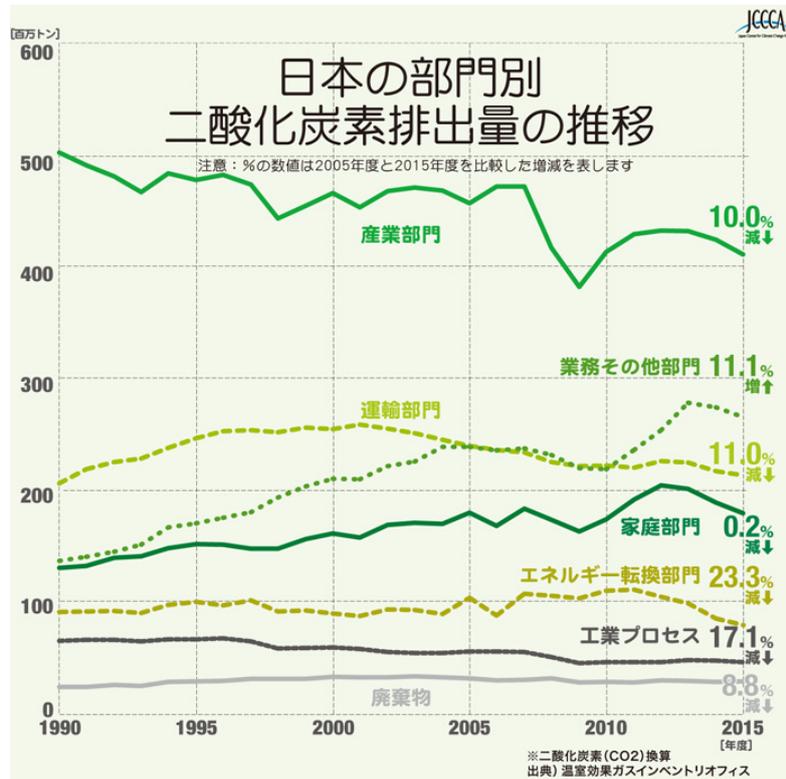
注) 青線：月平均濃度
赤線：季節変動を除去した濃度

資料：気象庁ホームページ

③日本の温室効果ガス排出量の推移

日本の部門別の温室効果ガス排出量を見ると、産業部門からの排出量が最も多くなっていますが、2005年度と比較して10.0%減となっています。また、運輸部門が11.0%減、家庭部門が0.2%減、エネルギー転換部門が23.3%減、工業プロセスが17.1%減、廃棄物が8.8%減とほとんどの部門が減少傾向にあります。業務その他部門については11.1%増となっています。

日本の部門別二酸化炭素排出量の推移



資料：温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

④地球温暖化の影響

国内外において、地球温暖化による影響が現れ始めています。氷河の後退や低島の海岸浸食・水没、砂漠化の進行など、地域によってはすでに深刻な社会問題となっています。人類の生命のみならず社会基盤をも根底から破壊する地球温暖化に対する対策が急務となっています。

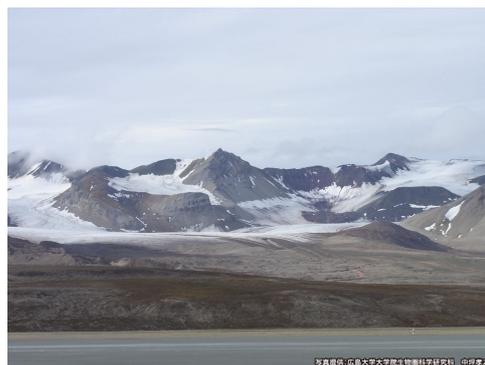
地球温暖化の影響（事例）

東ブレッガー氷河の後退-1996.7



資料：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

東ブレッガー氷河の後退-2011.7.29



資料：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

(6) 社会環境

①上水道

本市の上水道は、昭和3年に創設され第1期から第3期まで拡張事業を実施し、第3期第3次事業として千屋ダム建設計画に参画し、既得水利権（表流水）と合わせて日量1万4千 m^3 の水利権を確保しており、平成28年度における上水道の計画給水区域内では5,980戸に給水しています。さらに、簡易水道は27施設を有し、上水道を含めた給水戸数は11,844戸となっています。

上水道馬塚浄水場は昭和61年に完工し、平成19年には異臭味除去を目的として高度浄水処理施設が完成しました。馬塚浄水場の機械・電気計装設備は更新時期となっていることから、計画的に更新工事を実施しています。公共下水道事業が概成したことから、公共下水道区域内の老朽配水管の更新工事はほぼ完了し、今後は漏水防止対策の推進及び漏水の早期発見による有収率の向上に努めます。また、上水道に隣接する3簡易水道を上水道に編入し、安全で安定的な水道水の供給を推進します。

簡易水道については、周辺部における区域拡張事業による未普及地域の解消及び増補改良事業等を行うとともに、老朽管・施設等の更新を推進し、水道水の安定供給に努めます。

上水道施設能力

年度	水源取水 能力 (m ³)	ろ過池		配水池		送水管 延長 (m)	配水管 延長 (m)
		池数 (箇所)	ろ過能力 (m ³)	池数 (箇所)	容量 (m ³)		
H24	8,500	4	8,930	9	5,045	5,412	98,504
H25	8,500	4	8,930	9	5,045	5,412	98,504
H26	8,500	4	8,930	9	5,045	5,412	98,526
H27	8,500	4	8,930	9	5,045	5,412	98,526
H28	8,500	4	8,930	9	5,045	5,412	98,526

資料：上水道課

上水道の普及現状

年度	計画給水区域	給水状況				計画給水区域内 普及率
	人口 (人)	戸数 (戸)	人口 (人)	有効 給水量 (m ³)	1日平均 給水量 (m ³)	人口 (%)
H24	13,287	5,885	13,220	1,471,269	4,031	99.5
H25	13,124	5,944	13,068	1,482,792	4,062	99.6
H26	12,970	5,965	12,910	1,430,791	4,413	99.5
H27	12,833	5,967	12,775	1,458,858	4,583	99.5
H28	12,658	5,980	12,598	1,437,547	3,928	99.5

資料：上水道課

簡易水道の状況（平成 28 年度）

区分	施設数 (箇所)	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	年間総配水量 (m ³)
～200 人	9	464	981	98,843
201～300 人	6	530	1,471	136,025
301～400 人	3	388	1,000	195,086
401 人以上	9	4,482	11,813	1,612,691
合計	27	5,864	15,265	2,042,645

資料：上水道課

②下水道

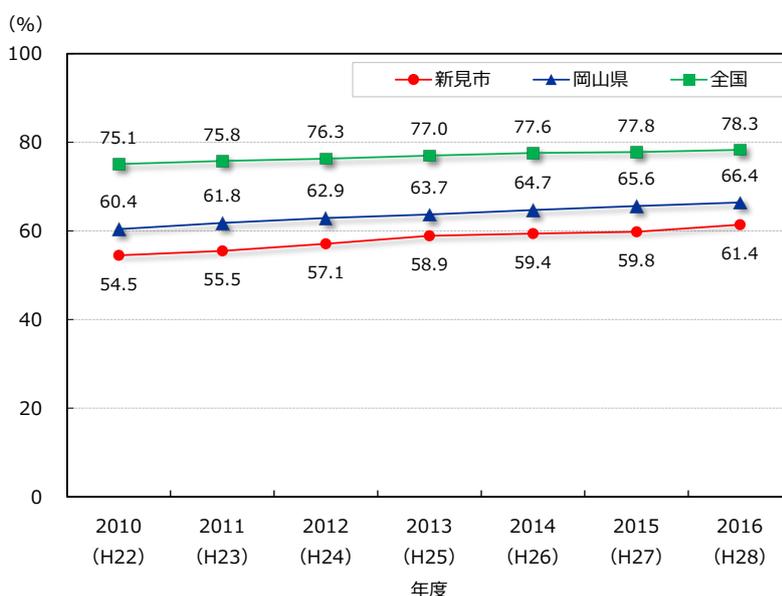
本市の公共下水道は、平成 7 年度に事業着手し、平成 13 年 3 月に正田・新見地区 176ha を供用開始、平成 14 年度以降は毎年区域を拡大し、平成 28 年度末現在、548ha が供用開始区域となっています。

また、都市計画区域外の市街地が対象となる特定環境保全公共下水道は、平成 5 年度事業着手の哲多処理区に始まり、哲西処理区、大佐処理区、新見処理区を順次供用開始し、平成 28 年度末現在、256ha が供用開始区域となっています。農業振興地域が対象となる農業集落排水事業では、足見処理区ほか 9 処理区で供用開始されており、公共下水道・農業集落排水以外の区域については、主に、合併処理浄化槽を設置する浄化槽市町村整備推進事業により生活排水対策を進めています。

平成 13 年に稼働を始めた公共下水道の処理場である新見浄化センターは、処理水を再利用した修景施設であるカスケードやビオトープを道路沿いに創出し、水に親しむ処理場としています。また、下水道管内に光ファイバを敷設し、光ファイバネットワークのインフラ整備を進め、情報ネットワークの拠点として、情報の取得や市民への情報提供を行っています。

平成 28 年度末の汚水処理施設普及率は 87.3%（公共下水道 61.4%〔特定環境保全公共下水道を含みます。以下同様。〕、農業集落排水 4.4%、合併処理浄化槽等 21.5%）であり、今後も高梁川上流水域の水質保全の中心的な役割を担うべく事業を推進していきます。

本市・岡山県・全国の下水道処理人口普及率の推移



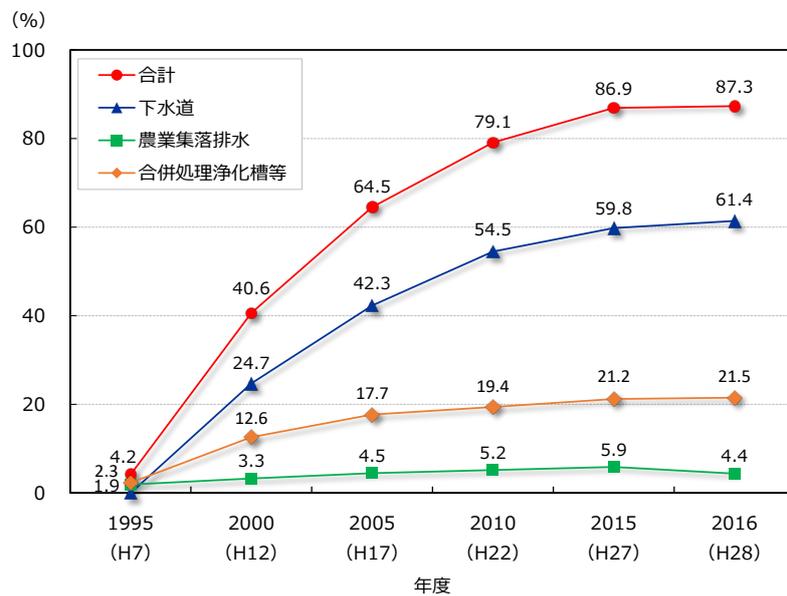
資料：国土交通省ホームページ



污水处理施設普及率

年度	人口 (人)	下水道		農業集落排水		合併処理浄化槽等		合計	
		人口 (人)	普及率 (%)	人口 (人)	普及率 (%)	人口 (人)	普及率 (%)	人口 (人)	普及率 (%)
H7	39,891	0	0.0	745	1.9	934	2.3	1,679	4.2
H12	38,456	9,487	24.7	1,251	3.3	4,857	12.6	15,595	40.6
H17	36,363	15,402	42.3	1,623	4.5	6,435	17.7	23,460	64.5
H22	33,854	18,441	54.5	1,765	5.2	6,557	19.4	26,763	79.1
H27	31,098	18,593	59.8	1,819	5.9	6,599	21.2	27,011	86.9
H28	30,583	18,772	61.4	1,339	4.4	6,574	21.5	26,685	87.3

資料：下水道課



第4章 基本方針と基本施策

1. 新見市が目指すまちの姿

「第2次新見市総合振興計画」では、『人と自然が奏でる 安全・快適・情報文化都市』を将来都市像として掲げています。また、『かいてきな「環境のまち」～安全・安心を実感できる快適なまち～』が基本目標の1つに掲げられており、快適な住環境や生活利便性が高いまち、安全・安心で快適な環境のまち、自然環境に負荷を与えない循環型社会が形成されたまちを目指すこととしています。

本市の将来都市像や基本目標の実現に向けて、本市が目指す6つのまちの姿を基本方針として設定しました。これに従って、環境に関わる各種施策を展開します。

1 快適に暮らせるまち

健康や生活環境の被害を防止して、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを目指します。快適環境の保全（公害防止）等の基本施策を展開します。

2 自然と共生するまち

本市は、高梁川の上流域に位置し、市域の約86%を森林が占め、県立自然公園や県自然環境保全地域を多く抱えるなど、豊かな自然環境に恵まれています。この自然環境を保全するとともに、人と自然が共生していくことを目指し、野生動植物の保護、森林・農地の保全と整備等の基本施策を展開します。

3 歴史と文化を感じるまち

市街地では、身近な緑や水の流れは潤いと安らぎを感じさせてくれ、長い年月培われてきたまち並みはその周囲の自然環境に調和して、歴史と文化を感じさせてくれます。中世・近世ともに豊富な歴史的遺産を持つ本市特有のまちづくりを目指し、緑地と都市環境の創造と保全等の基本施策を展開します。

4 資源の循環するまち

便利で豊かな生活と引き換えに多くのごみが排出されていますが、ごみ問題の解決は市民が望むまちの将来像の上位にあげられており、重要な取り組み課題となっています。持続的に発展する循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理やごみの減量化・リサイクルの基本施策を展開します。

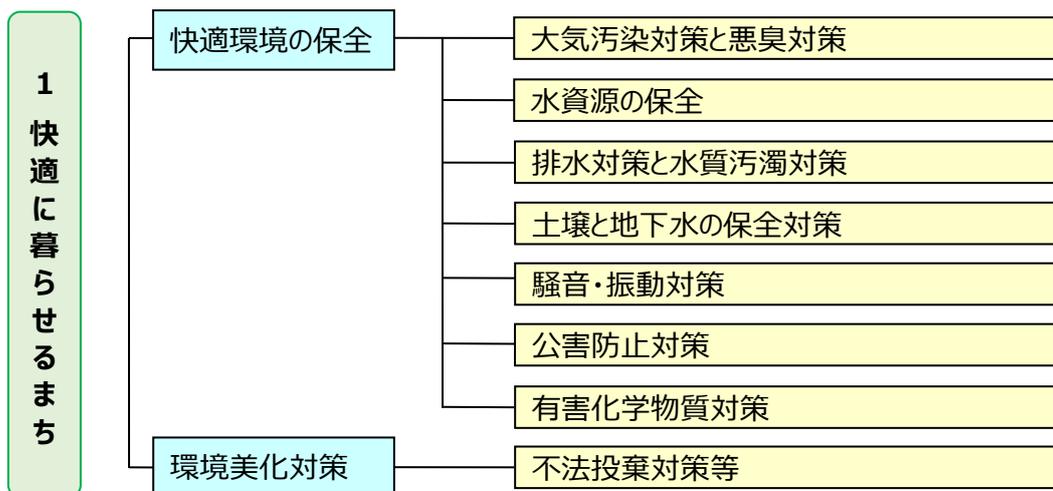
5 環境にやさしいまち

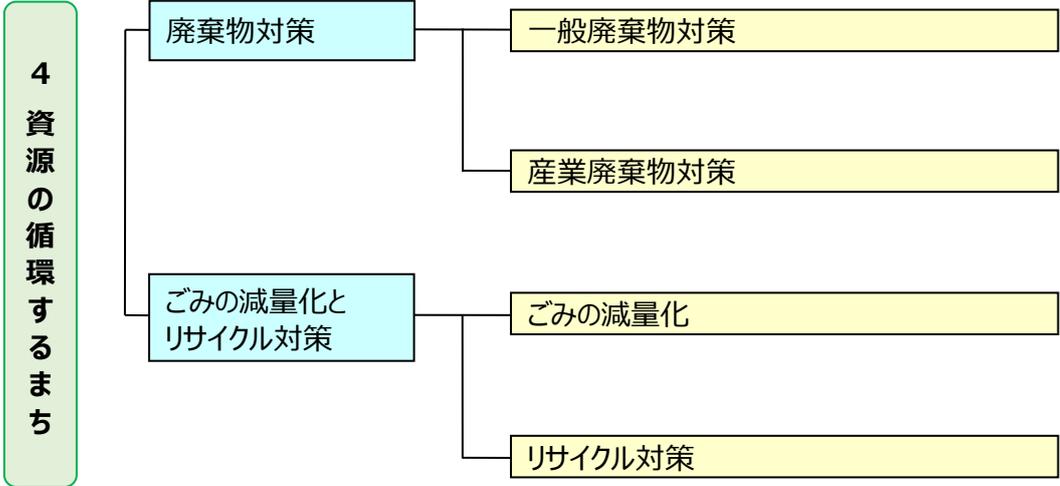
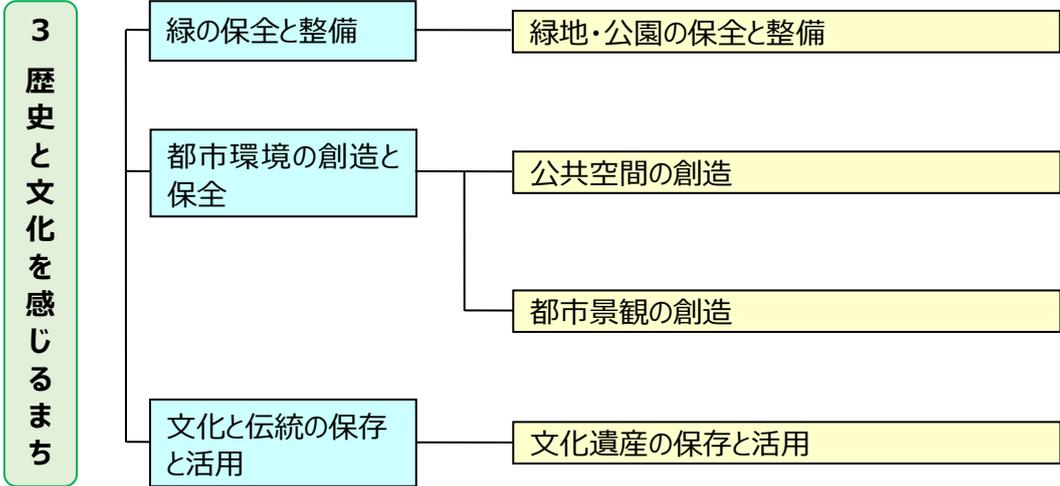
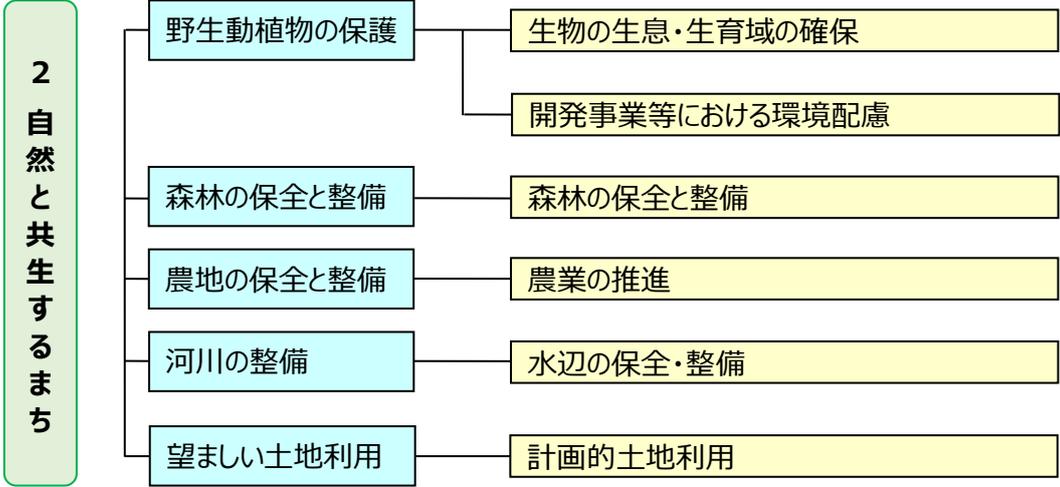
最近では、酸性雨、地球温暖化、オゾン層の破壊など、広域的な影響を及ぼす環境問題が生じてきています。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響により、エネルギーに関する問題も生じてきています。限りある資源の有効利用や新エネルギーの導入、省エネルギー型のライフスタイルを実践して、環境への負荷を減少し、地球にやさしいまちづくりを目指す基本施策を展開します。

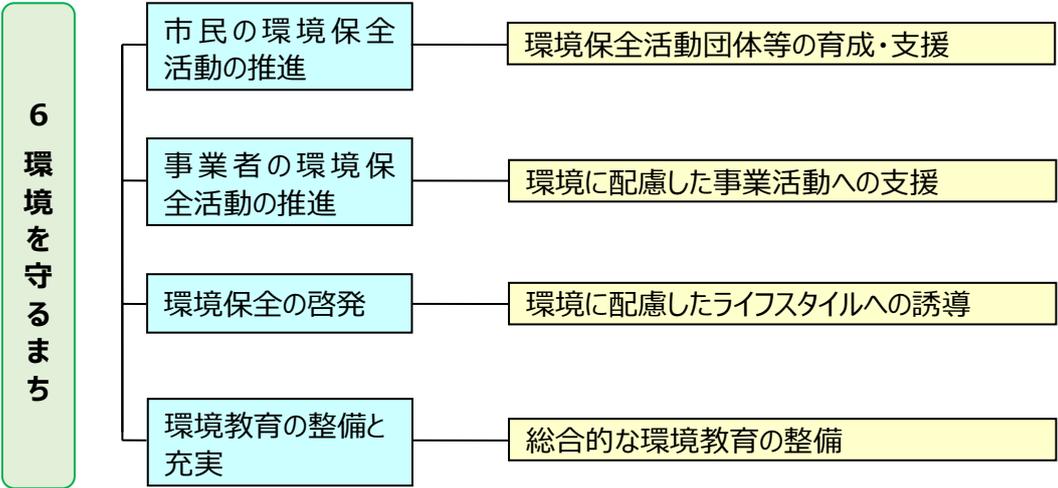
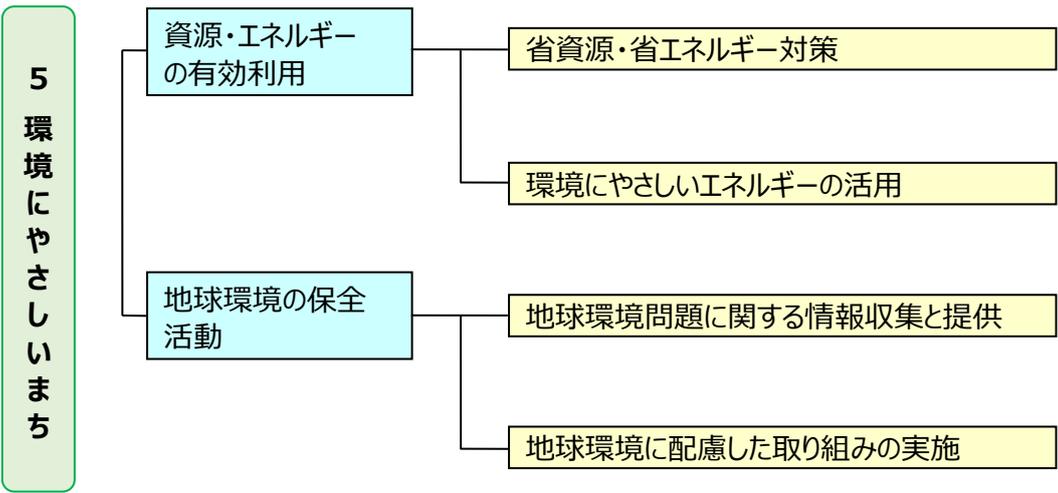
6 環境を守るまち

本市の将来都市像等を実現していくためには、市民・事業者・行政が共に考え行動することが重要であることから、各々が環境保全活動に自主的に取り組むことを目指します。また、環境問題を解決していくためには、環境教育、環境情報の提供等の果たす役割が大きくなっていることから、快適で良好な環境を守り育てるための基本施策を展開します。

2. 取り組む施策







第5章 基本施策の展開

1. 快適に暮らせるまち

(1) 快適環境の保全

① 大気汚染対策と悪臭対策

1) 自動車排出ガス対策の推進

国道180号は、本市を南北に縦断する通過交通路であり、市街地では朝夕の混雑が見られます。交通量の増加に伴い、大気汚染の主要発生源となってきた自動車排出ガスの総量削減に向け、次のような施策の展開が重要となります。エコドライブや通勤・買い物はできるだけ自転車や公共交通機関を利用するなど、一人ひとりがライフスタイルの見直しに積極的に取り組んでいくことが求められます。

- アイドリング・ストップ運動の推進
- エコドライブの普及啓発
- 次世代自動車（ハイブリッド自動車・電気自動車等）をはじめとする低公害車の普及・導入促進
- 交通渋滞対策の推進
- バス路線の利便性の向上
- 公共交通機関の利用促進
- 自転車の利用促進
- ノーマイカーデーの設定



2) 事業所等の発生源対策の推進

本市の主要産業である石灰関連事業所から排出される微小粉じんは、ほとんどの事業所が公害防止施設をすでに設置し、大気環境は以前より改善されてきました。

悪臭による公害は、その不快なおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものであり、感覚公害という特性から住民の苦情や陳情という形で顕在化し、汚染物質等の蓄積はないものの、意外なほど広範囲に被害が広がることも少なくありません。

また、工場・事業場から発生する悪臭については、悪臭防止法等に基づき、指導を強化します。

- ばい煙・粉じん発生防止施設の指導強化
- 企業に対する簡易焼却炉等の指導
- アスベスト飛散防止対策の推進
- 悪臭発生源施設の指導強化・対策
- 野焼き防止に関する啓発・指導



3) 広域大気汚染対策

岡山県と連携し、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報や光化学オキシダントの注意報等の発令時には、告知放送等による市民への迅速な情報提供を実施します。

- 告知放送等による情報提供の実施

②水資源の保全

1) 安全な水道水供給

本市の水道普及状況は、平成 28 年度で上水道給水区域と簡易水道を合わせて、約 96.4%の世帯に普及していますが、周辺部には未普及地域が存在することから、その解消に向けて簡易水道の施設整備を行います。それに加えて、近接する簡易水道を上水道に編入することで、安全で安定的な給水の確保に努めるとともに、老朽管の布設替え計画を策定し、漏水対策をさらに進めて有収率の向上を図ります。

また、千屋ダムの富栄養化により異臭味障害が発生するようになりましたが、高度浄水処理施設建設により対応しています。ダム管理者の岡山県による水質保全装置（曝気装置・藻類拡散防止フェンス・循環促進装置）の設置・運用によって、アオコの発生や異臭は確認されなくなりました。

さらに、水資源の安全な活用を進める観点から生活排水の浄化施設建設を促進するほか、農業における施肥の適正化・畜産排水処理施設建設等を関係機関と連携し指導します。

- 高度浄水処理施設の活用
- 飲用水の安全・安定性の確保
- 老朽水道施設の改修
- 有収率向上施策の実行



2) 水資源の有効利用

雨水は、地表や地下を通じて循環し、河川の流量の確保や水質浄化に大きな役割を果たしています。雨水の地下浸透を促す透水性舗装、雨水の貯留とその利用、処理水の再利用及び節水機器の導入など、水資源の有効利用を推進して、水循環の健全化を図ります。

特に、公共下水道接続により不用となった浄化槽を雨水貯留タンクに再利用するなど、市街地の雨水対策を推進します。

- 雨水利用システムの検討
- 風呂水の利用等節水の推進
- 中水利用システムの検討
- 既設浄化槽の雨水貯留再利用の推進

③排水対策と水質汚濁対策

1) 生活排水、事業所排水対策

最近では下水道の整備により、家庭雑排水による汚染が緩和され、ダム工事の影響も無くなってきたことから、一時期に比べ水質は良好な状態へと戻ってきています。下水道の整備は、平成28年度末で、本市全体の87.3%で達成されています。

河川等については、生活排水対策や工場・事業場対策等に取り組むとともに、自然浄化機能の維持向上に努めます。

また、高梁川上流域の水質保全の中心的役割を担う下水道の整備を推進します。

- 生活排水処理施設の整備
- 生活排水対策に関する意識の高揚・啓発

2) 水質監視体制の強化

高梁川本流、西川、小坂部川及び本郷川流域で、定期的に水質の測定を実施していますが、測定点・測定頻度を見直すなど、支流域も含めた水域の効率的な水質調査を実施します。

窒素やリンは、河川的环境基準が定められていませんが、富栄養化の原因となる物質であることから、本市独自で全窒素及び全リンの水質調査を継続します。

また、ダム湖の水質保全は、市民への良質の上水・用水提供に深く関わるため、ダム管理者との連携を強化し、必要に応じて水質浄化施設の設置を要請します。

各河川的环境基準を維持するために水質汚濁防止対策の周知徹底を図ります。

- 高梁川水域の水質調査・監視体制の継続
- 全窒素・全リンの水質調査の継続
- ダム湖の水質保全（岡山県と連携）
- 水質汚濁防止対策の周知徹底

3) 有害化学物質による水質汚染の防止

有害性が疑われている化学物質について、内分泌攪乱作用の程度やそのメカニズムはまだ明らかにされていませんが、有害性が疑われている化学物質による水質汚染を未然に防止するため岡山県と連携しながら調査を実施します。

- 有害化学物質の使用・排出実態の把握

④ 土壌と地下水の保全対策

1) 土壌の保全対策

土壌汚染は生産工場等で取り扱われている有害化学物質や田畑の過剰な農薬散布を発生源とし、その敷地内や周辺の土壌、さらには地下水を汚染する可能性があります。

事業者へ土壌汚染対策について啓発を行い、自主的な取り組みを促すとともに、状況に応じて岡山県と連携し、土壌環境調査及び地下水の水質調査を実施します。また、農薬の適正使用及び有機農法・低農薬栽培や、畜産業のふん尿適正処理を指導し、地下水保全に努めます。

- 状況に応じて土壌及び地下水検査の実施
- 地下水の水質調査・監視体制の強化
- 有害化学物質による水質汚染の防止
- 農薬の適正使用の指導及びふん尿適正処理の指導



⑤ 騒音・振動対策

1) 自動車交通対策

国道 180 号沿いを中心に定期的な騒音等調査を実施し、その結果を基に環境基準や良好な生活環境が守られるように、関係機関と連携を図り、適切な対策を実施します。

- 自動車騒音調査の実施
- 運転マナーの啓発・向上
- 沿道環境対策の推進

2) 事業所等の騒音・振動対策

都市計画区域内の用途地域について、規制地域の指定を行っており、状況に応じて測定を実施し、改善指導を行います。特に発生源対策を強化します。

また、規制地域外の騒音等を発生する事業所等についても、状況に応じて調査を実施します。

- 事業所等の騒音・振動の防止対策の徹底
- 建設作業における騒音・振動の防止対策の徹底
- 開発行為及び建築申請時の用途規制の徹底
- 事業所等の騒音・振動の調査の実施
- 調査結果に基づく指導の実施

⑥ 公害防止対策

1) 公害の苦情相談体制の充実

健康または生活環境に支障をもたらす様々な苦情について、監視・規制・指導等を行うとともに、土地利用の適正化やライフスタイルの点検も含め、公害の未然防止に努めます。

- 公害の苦情件数が減少するよう監視・指導の実施

⑦有害化学物質対策

1) PRTR 法の徹底

有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どれくらいの程度、環境中に排出されたか、あるいはどのくらいの程度、廃棄物中に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表する仕組みである「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR 法）の徹底を推進します。

- 事業者に対する PRTR 法の徹底に向けた指導

(2) 環境美化対策

①不法投棄対策等

1) 不法投棄対策

ごみの散乱（空き地や河川）、不法投棄、飼い犬のふん害等の苦情が本市へ寄せられます。また、自転車等の放置が問題になっています。

本市は「ポイ捨て防止条例制定都市」であるため条例の徹底を図り、不法投棄監視員のパトロール及び関係団体との協力体制を強化します。

- 不法投棄パトロールの強化
- 放置自転車等の対策強化
- 道路、空き地、河川等の適正管理
- 広報紙や行政放送等を利用した啓発活動の推進



2) 環境美化運動

空き地や水辺、道路や公園等の美化運動の取り組みを継続していくことは、「ポイ捨て」を無くすことにつながります。巡回清掃など、市民のボランティア、協力団体と協働で環境美化運動を盛り上げます。

- 環境美化運動の実施
- ボランティア袋の配布など、協力団体と協働で環境美化運動の推進
- ポイ捨て防止対策の強化
- ごみステーション整備事業の推進（整備事業補助等）

2. 自然と共生するまち

(1) 野生動植物の保護

① 生物の生息・生育域の確保

1) 野生動植物に関わる情報収集・生息域の確保

希少動植物の生息地や生育地及び、野生動植物の生息・生育の情報の収集・整理を検討します。

また、希少動植物の生息・生育域の保全と多様な生物の生息・生育域の一体的な保全を市民との協働により推進します。

- 野生動植物の生息・生育調査の検討
- 希少動植物や外来生物に係る情報の収集・提供
- 希少動植物の保護強化
- 傷病鳥獣の保護



2) 鳥獣被害対策

「新見市鳥獣被害防止計画」に基づき、「新見市鳥獣被害防止対策協議会」や「鳥獣被害対策実施隊」、農作物の地元生産者等の様々な主体と連携して生活圏に出没する野生動物対策を実施し、人と野生動物の棲み分けを推進します。

防護柵や里山整備を通じた緩衝帯の設置による侵入防止及び動物駆逐煙火等による追い払いによって、野生鳥獣を人間の生活圏に寄せ付けないなど、地域ぐるみで行う鳥獣被害防止対策を推進します。

また、新規狩猟免許取得者への補助を行い、猟友会等と連携して狩猟者の後継不足を解消します。

- 被害防止柵の設置の推進（野猪防護柵設置事業補助等）
- 里山整備を通じた緩衝帯及び追い払いの推進
- 様々な主体と連携した有害鳥獣の駆除の推進
- 狩猟者の確保（新規狩猟免許取得者への補助）

3) 動物愛護精神の高揚

動物と人間が良好な関係を築けるよう啓発活動を行い、動物愛護の精神の高揚を図ります。

- 犬の正しい飼い方の普及啓発
- 動物愛護センターとの連携

②開発事業等における環境配慮

1) 開発事業等における環境配慮

開発事業者へは、環境配慮指針等によって自然環境に配慮した工事を行うよう指導を行っていきます。公共事業において開発事業を行う際には、生息環境を分断しない配慮や、河川・ため池・農業用水路等で生息する生物に配慮した工法による保全など、自然環境への影響を最小限に抑えるよう整備を進めます。

なお、必要に応じて環境影響評価の実施を進めます。

- 開発事業における自然環境への配慮
- 公共事業における自然環境への配慮



2) 市民や観光客への意識啓発

市民や観光客に対し、希少野生動植物を含めた野生動植物の採取を控えるよう啓発し、保護意識の醸成を図ります。

- 希少野生動植物に対する正しい知識と情報の提供
- 野生動植物への保護意識の啓発
- 河川・公園等の美化の推進

(2) 森林の保全と整備

本市は、森林が市域の約 86%を占めています。森林は、木材等の生産だけでなく、国土保全、水源かん養、環境保全等の多様な機能を有しており、私たちの日常生活と深く関わっています。森林の果たす公益的機能を持続的に発揮させるため、その重要性についての理解と認識を深め、健全な森林の維持造成を図る必要があります。

- 快適な森林環境を整備するための間伐をはじめとする森林施業の推進
- 岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度を活用した企業との協働による森づくりの推進
- 森林病虫害防除対策の推進
- 新見産材の利用促進
- ボランティアによる森林整備活動の推進
- 木質バイオマス資源の活用の推進



(3) 農地の保全と整備

農業農村整備事業等の実施により農村の環境基盤の整備を進めるとともに、農業経営の安定向上を図るため、次世代を担う青年農業者の確保育成や中高年齢者・女性など、多様な担い手の育成及び都市住民との交流による豊かな農村づくりを行います。また、中山間地域等に多く存在する棚田など、農地の持つ水源かん養や洪水防止等の多面的機能を確保し、農地の荒廃の防止や自然環境を保全するための集落営農体制を推進することで、多彩な農業の展開を図ります。

①農業の推進

1) 農地の保全と整備

本市は、高齢化が進展する中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加等により、農業の有する多面的機能の低下が懸念されています。

このため、集落ごとに農家の参加を得て営農体制の確立に向けた話し合いの場を持ち、農地の利用調整、機械の共同利用、作付・作業計画等の営農計画をもとに、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金制度等を活用しながら、集落の共同活動を支援します。そのなかで高齢者も安心して豊かに暮らせる地域営農体制の確立を図ります。

- 遊休荒廃農地の活用対策の継続実施
- 多面的機能発揮促進事業の推進
- 集落内の環境基盤整備と生産基盤整備の促進
- 経営の合理化と自然環境を保全するための集落営農体制の確立

2) 就農者の確保

南部のピオーネ、北部のトマト・リンドウ・畜産など、新規就農者に対する支援を積極的に推進し、さらに果樹・野菜・花き栽培等の特産品の研究・開発を行い、農産物の振興やブランド化を促進するとともに、魅力的で環境に配慮した持続可能な農業を推進します。

- 魅力的で環境に配慮した持続可能な農業の推進
- 新規就農者に対する支援
- 特産品の開発・ブランドの確立



(4) 河川の整備

①水辺の保全・整備

1) 河川の浄化対策

高梁川源流域の森林保全整備を促進し、段階的に落葉広葉樹林を拡大して保水力を高めるとともに、水質保全だけでなく、水量、水辺空間、水生生物を含めた総合的な水環境の保全に取り組みます。また、河川改修には自然に近い工法を積極的に取り入れます。

- 適正な森林整備の促進
- 農薬使用の削減
- 保全・美化活動の推進

2) 自然環境に配慮した河川、水路の保全と整備

高梁川上流の北部や各支流域には、まだ自然的要素を多く残した護岸や水路があります。これらを、治水との整合性を図りながら、自然の姿が残る河川・水路として保全します。

最近では、ホタルやメダカ等の生物の生息に適した場所が無くなりかけています。野生生物は生息環境さえ与えられれば、かならず戻ってくると言われ、多種多様な生物群が生息することは、その自然環境が質量ともに豊かであると言われていています。

また、水辺と一帯となった生物の生息可能な河川・水路の整備を推進します。さらに、市街地に残されている水路は、都市生活にとって貴重なものであり、市民生活に密着した整備を進めます。

- 自然のままの河川、水路の保全

3) 水辺の保全

水辺は人々に潤いと安らぎを与えてくれます。市内には湧水や井戸、溜め池、河川や水路がたくさんあります。しかし、今日では水辺と親しんだり、触れ合ったりする機会が希薄になってきていますが、今後も清掃活動等を通じて市民が日常的に利用できる水辺空間を守り育てます。

- 河川、水路沿いの遊歩道・散策路の保全
- 昔ながらの湧水・井戸の保全



(5) 望ましい土地利用

① 計画的土地利用

1) 計画的土地利用

土地は市民の生活・生産の共通基盤となり、環境資源の基礎となるものであり、環境保全の視点に立った計画的土地利用が望まれます。

そこで、自然の生態系や森林・農地の保全のため、林地開発・農地転用・宅地開発等の許可制度の適正な運用を図ります。

また、市街地及びその周辺部の住宅や工場が混在する地域については、都市計画区域内では用途地域指定にあった秩序ある土地利用を進め、区域外では適切な見直し等を検討し、環境に配慮した土地利用を図ります。

その他、地域周辺環境に配慮した工業団地を整備するとともに、工場移転等も適正に誘導し、利便性の高い都市環境の整備や都市景観の形成など、秩序ある土地利用を進めます。

- 適正かつ計画的土地利用の推進
- 都市計画区域内の用途地域指定に沿った秩序ある土地利用の推進
- 許可制度の適正な運用



3. 歴史と文化を感じるまち

(1) 緑の保全と整備

①緑地・公園の保全と整備

1) 緑地の保全・整備

公園緑地は、子どもの遊び場、市民の憩いの場、災害時の避難地や延焼防火帯等の機能を備えた地域の重要な施設です。それに加えて、公園緑地は市街地の大気環境、水環境にも大きな役割を果たします。また、昆虫や鳥等の生き物にとっては、水辺と里山を連結する「小さな森」にもなっていることから、市街地を中心に適正な保全・整備を図ります。

- 施設緑化（都市公園、公共施設緑地等）の保全・整備

2) 親しみやすい公園の保全・整備

貴重な樹木の手入れ等の維持管理を充実します。特に地区住民の参加による公園管理を推進し、児童やお年寄りが安全・安心に利用できるような適切な公園整備を進めます。

高梁川等の親水公園等については、新見駅周辺から市役所周辺までの水辺の総合的な整備を検討します。

また、既存の公園については、老朽化等に対応した適切な維持管理に努めるとともに防災機能の充実を図ります。

- 公園の整備と樹木の手入れ
- 高梁川親水公園の整備と充実
- 市民参加による公園管理の推進



(2) 都市環境の創造と保全

①公共空間の創造

1) ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設については、全ての人にとって利用しやすい環境を整備していこうというユニバーサルデザインの考え方を推進します。安全で自由に移動できる歩道等の整備を、高齢者や障害者等の利用が多い施設を中心に推進します。

- 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進
- 交通弱者に配慮した歩道等の整備

2) 安全で円滑な交通環境の整備

市内外との円滑な移動の確保を図るため、道路網を整備・強化します。交通量が多い国・県道では、歩道と車道の分離を促進します。また、通学路の点検を行い、歩行者にやさしい安全な通学路の整備を推進するとともに、歩行者と自転車双方の安全確保に向けた自転車専用レーンの設置を促進します。

- 道路網の整備・強化
- 歩道と車道の分離を促進
- 安全な通学路の整備を推進
- 自転車専用レーンの設置の促進

3) 環境共生型公共住宅の供給

住宅は市街地との調和を図る必要があり、道路等の交通条件や公園・緑地、上下水道等の整備を含む自然環境・生活環境を配慮した環境共生型公共住宅の供給を検討します。住工混在地区については、良好な住環境への改善策を個別に検討します。

また、再生可能エネルギーの積極的な活用等による環境負荷の少ない都市の構築に向けた整備手法を検討し、具体的な実施に努めます。

- 環境共生型公共住宅の供給
- 環境負荷の少ない都市の構築に向けた整備手法の検討

4) 空家等の対策

国の基本指針や空家実態調査の結果に基づき、空家等対策計画を策定し、地域資源としての空家の有効活用の検討を進めるとともに、適正管理のための除却等を実施する際には「空家等適正管理支援事業」等による支援を行い、空家の増加抑制を推進します。

- 国の基本指針や空家実態調査の結果に基づく空家等対策計画の策定
- 地域資源としての空家の有効活用の検討
- 「空家等適正管理支援事業」等による空家の適正管理

②都市景観の創造

1) 市民生活に潤いのある水路の保全・整備

街区内には多くの水路があり、街区を水が流れている風景は、生活に潤いと安らぎを与えてくれます。生活に密着する水路とその周辺の保全整備を検討します。

- 水路とその周辺の保全整備

(3) 文化と伝統の保存と活用

①文化遺産の保存と活用

1) 文化財の保存と活用の充実

本市の文化財は、国指定のものは、彫刻、重要無形民俗文化財、特別天然記念物、天然記念物に指定された 6 件、県指定は、建造物、建造物（石造物）、重要無形文化財、重要無形民俗文化財、史跡、天然記念物に指定された 17 件、本市指定の文化財は、建造物から天然記念物等に至る 143 件にのぼります。また、国登録有形文化財として、建造物が 2 件登録されています。

これらの文化財を保存・保護し、活用することを目的に、所有者や団体等が大規模な修理を実施する際には「指定文化財保存事業」により、費用の一部の助成など、文化財の適切な保全・継承に努めます。

- 「指定文化財保存事業」等を活用した文化財の適切な保全・継承
- 文化財の保存・保護に関する市民意識の高揚

2) 史跡等の保護と活用

史跡・名勝・天然記念物等の調査と環境整備を実施するとともに、周辺の自然環境と一体となった保全と活用を検討します。

- 史跡等の調査と環境整備
- 周辺の自然環境と一体となった保全・活用

3) 新たな文化財等の発掘

新たな文化財等の発掘や基準に基づく指定や解除を実施し、文化財等の適切な保全・継承に努めます。

- 新たな文化財等の発掘や基準に基づく指定・解除

4) 民俗文化財の保護と活用の推進

本市は、中世の「新見庄」をはじめ、長い歴史を持ち、伝統文化を育んできました。これらの中には、後世に伝えたい貴重な民俗文化財が数多く残されています。地域に伝わる貴重な民俗文化財の保護活用を検討するとともに、継承や発展を図るため、後継者育成活動を実施している団体への支援を行います。

- 後継者育成活動実施団体への支援



5) 文化の振興

市民の文化度の向上のため、最先端の芸術活動に触れる機会づくりに努めるとともに、文化・芸術活動と連携したイベントの企画等を行い、継続して文化の振興を図ります。

また、「まなび広場にいみ」を中心として開催する芸術鑑賞や自主企画事業については、市民の要望を踏まえ、事業内容の充実を図ります。

- 最先端の芸術活動に触れる機会づくり
- 文化・芸術活動と連携したイベントの企画
- 「まなび広場にいみ」等で開催する自主企画事業の内容の充実

4. 資源の循環するまち

(1) 廃棄物対策

①一般廃棄物対策

1) 適正処理対策の推進

本市では、一般家庭から排出されるごみを、可燃ごみ、埋立ごみ、資源物（あき缶、あきびん、古紙・古布、金属類、ペットボトル・白色トレイ）及び粗大ごみの4種16分別で収集しています。

前計画で検討していた、分別収集体制の整備は進み、現在は市内全域で資源物の収集を行っています。

今後は、さらなる分別収集体制の整備、再資源化可能物の分別収集を検討します。

生ごみ処理容器購入に対する「生ごみ処理容器購入費補助金」や集団回収に対する「ごみ減量化協力団体報奨金」制度を設けるとともに、平成24年度からは小型廃家電の回収を行い、ごみ排出量の抑制やリサイクルの推進に取り組んでいますが、さらに効果的な施策を検討します。

また、「新見市処理センター」では埋立ごみ及び粗大ごみを処理しているため、周辺環境への影響も懸念されることから、これを防止するために周辺環境調査を実施しており、今後も長期的展望に立った「新見市処理センター」の適正な管理・運営を行います。

他にも、「新見市廃棄物処理センター」及び「新見市処理センター」で処理を行っていない廃棄物については、各種法令等に沿った処分の方法を市民へ周知し、今後も岡山県や関係団体と連携しながら、生産・流通・消費の各段階で関係者の役割分担を明確にした適正な処理を検討します。

- 分別収集体制の整備充実
- 再資源化が可能な廃棄物に関する回収品目の検討
- 最終処分場の適正な運営（周辺環境調査の実施）
- 適正処理困難物の処理ルートの確立



2) し尿処理施設の運用（「新見市衛生センター」）

し尿や浄化槽汚泥を処理する「新見市衛生センター（し尿処理施設）」は旧施設の更新を行い、平成28年9月から新施設で稼働を開始しています。「新見市衛生センター」の適切な運用に努めるとともに、今後も継続して衛生的な処理を推進します。

また「新見市衛生センター」から発生した汚泥については、今後も継続して循環型社会の推進を目的とした汚泥のリサイクルを行います。

- 「新見市衛生センター」の適切な運用と衛生的な処理の推進
- 循環型社会の推進を目的とした汚泥のリサイクルの継続実施

3) 災害廃棄物の適正処理

- 地域防災計画に基づく岡山県や近隣市町村との連携及び適正処理
- 災害に伴うがれき処理の効率化・再資源化
- 速やかな仮設トイレの設置による災害時のし尿の適正処理

②産業廃棄物対策

1) 事業者への指導強化

岡山県と連携して排出事業者に対する減量化に向けた指導を徹底し、自己処理責任の原則に基づいて、リサイクルの推進、再利用の促進を求めるとともに、保管基準、収集、運搬及び処分に関して、適正な処理を行うよう指導を行います。

- 発生抑制と減量化・再利用の促進

(2) ごみの減量化とリサイクル対策

①ごみの減量化

1) ごみ減量化の呼びかけ

広報紙や行政放送等で市民・事業者への啓発を行い、全市的な「ごみ減量化推進活動」を拡げます。

また、児童を対象とした環境学習や市民を対象とした出前講座の実施等、幅広い世代に対し、今後も継続して行うことで、ごみ問題への意識啓発に取り組みます。

- 広報紙、行政放送、説明会等による啓発活動の実施
- 幅広い世代を対象としたごみ問題への意識啓発の実施

2) 排出抑制対策の充実

マイバッグ運動を市内事業者と協力して推進し、ごみの排出抑制に努めます。また、資源回収団体に対する「ごみ減量化協力団体報奨金」制度や「生ごみ処理容器購入費補助金」制度等によるごみの減量化に向けた施策を継続して実施します。

- マイバッグ運動の推進
- 使い捨て製品の使用自粛の呼びかけ
- 生ごみのコンポスト化の促進（「生ごみ処理容器購入費補助金」等）
- 資源回収団体への助成制度の充実（「ごみ減量化協力団体報奨金」等）



3) 事業系ごみの減量化の促進

事業者に対して、ごみの減量化やリサイクル等についての指導や社員に対する教育を行い、ごみ分別の徹底や適正処理に向けた社員の理解を深める取り組みに努めます。

- ごみ減量化・リサイクル等の指導の徹底
- ごみ分別の徹底や適正処理に向けた社員に対する教育

4) 食品ロスの削減

買いすぎない、食材を使い切る、食べ切る等の食品ロスを減らすライフスタイルの定着に向け、各種イベントでの啓発活動や情報提供を実施し、市民・事業者の削減行動を促進します。

- イベント等での啓発活動や情報提供の実施

5) イベント等のエコ化の推進

自然環境に対する配慮やごみの削減・リサイクル、公共交通機関等の利用促進等によってイベント等のエコ化を推進します。

- ごみの削減・リサイクルや公共交通機関等の利用促進等

①リサイクル対策

1) リサイクルの推進の徹底

平成3年に資源有効利用促進法、平成7年に容器包装リサイクル法、平成10年に家電リサイクル法、平成12年に建設リサイクル法、食品リサイクル法等の各種リサイクル法が制定されました。これらの法律の特徴は、商品の再商品化等を事業者の責任としたことですが、本市としてもリサイクル関連法の推進を徹底します。事業者及び処理業者等によるごみリサイクルルートの確立と再生品普及の促進を図ります。

- 再生資源利用促進法の徹底
- 各種リサイクル法の普及啓発

2) 再生品利用促進の啓発

本市による再生品の率先利用や情報提供により、市民・事業者へもその利用促進を啓発します。

- 本市による率先利用や情報提供
- 市民・事業者への利用促進の啓発

3) 市民活動・事業活動を通じたリサイクルの推進

市民団体等が行うリサイクル活動等への支援や団体の育成を行います。また、地域活動によるリサイクルの推進、事業者の店頭回収など、リサイクル体制の確立を推進します。

- 市民団体等が行うリサイクル活動への支援や団体の育成
- 事業系ごみのリサイクル推進の啓発
- 優良な取り組み団体、事業者に対する表彰制度の検討



4) 家電リサイクルの推進

使用済家電製品の適正なリサイクルに向け、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法による岡山県の助言や技術的援助を基にした回収体制を構築し、市民等への各種法制度や違法な不用品回収業者に係る問題点等の周知を行い、岡山県と連携して不適正処理対策を進めます。

- 岡山県の助言や技術的援助を基にした回収体制の構築

5. 環境にやさしいまち

(1) 資源・エネルギーの有効利用

①省資源・省エネルギー対策

1) 市民、事業者への省資源・省エネルギー推進の呼びかけ

日常の省資源・省エネルギー対策の推進に向けて、市民・事業者に広く呼びかけます。

- エコマーク関連製品の普及
- グリーン購入の促進
- 省資源・省エネルギー推進と情報提供
- 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく建築物の省エネ対策の徹底
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）やビル用エネルギー監視システム（BEMS）等の省エネ型機器に関する情報提供
- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）に関する情報提供



2) 本市の省資源・省エネルギー対策

本市は、地域の大きな経済主体として率先して省資源・省エネルギーに取り組んでいく必要があります。本市では本計画に基づき、省エネルギー型のまちづくりのため、太陽光、バイオマス、風力をはじめ、地域に内在する各種ローカルエネルギー、未利用エネルギーの有効活用を促進し、民間企業とも連携して環境負荷の低減に取り組みます。

また、防災拠点等となる公共施設に太陽光発電設備や蓄電設備等の導入を推進し、災害発生時の非常用電源として利用できるシステムを確立します。

②環境にやさしいエネルギーの活用

1) 新エネルギー等の情報提供と普及促進

平成 21 年度から住宅用太陽光発電システム及び住宅用太陽熱温水器設置補助事業を行っています。平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災後、新エネルギーへの関心が高まっているため、本市では現状の新エネルギーに対する事業を強化します。

【本市における太陽光発電・太陽熱温水器の補助事業】

本市では、平成21年1月1日より太陽光発電システム設置費補助金と太陽熱温水器設置費補助金の事業を開始しており、実績は下表のとおりです。

太陽光発電補助件数等

年度	件数	発電量 (kW)
H20	4件	13.33
H21	60件	229.11
H22	67件	275.09
H23	77件	342.89
H24	103件	517.34
H25	57件	283.77
H26	17件	109.58
H27	5件	27.92
H28	16件	96.13

太陽熱温水器補助件数等

年度	件数
H20	33件
H21	129件
H22	57件
H23	74件
H24	49件
H25	57件
H26	65件
H27	35件
H28	28件

■ 地域特性を活かした新エネルギー等の導入

本市の重要な地域資源である木質バイオマスを活用した発電や温浴施設での熱利用等を推進し、エネルギーの地産地消を図ります。燃料となる木質バイオマスの供給にあたっては、関係機関と連携し安定的な供給体制の整備を行います。

また、太陽光や小水力等の再生可能エネルギーの利活用の拡大に向けた取り組みを推進します。

■ 本市の率先した新エネルギー等の普及

公共施設の新エネルギー等の導入をはじめとする率先行動や、新エネルギー機器の導入に関する本市の補助・融資制度等について検討を行います。

■ 協働によって行う新エネルギー等の導入

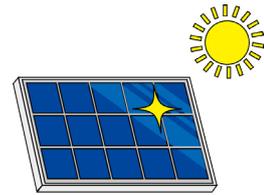
新エネルギー等の導入を図るには、市民、事業者及び行政が相互に協力できるパートナーシップを築き、共同して取り組める体制の整備が不可欠です。また、新エネルギー機器の紹介や導入に対する補助・融資制度等の情報提供を行います。

■ 新エネルギー等に関する環境教育・普及啓発の充実

体験型学習を中心としたエネルギーに関する環境教育の実施により、次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実させ、学校や家庭・地域の中での環境配慮に向けた意識を広めていきます。また、新エネルギー等に関する情報提供やセミナーの開催等による普及啓発活動の実施により、地域での導入に対する理解を深めることで、活用に向けた気運の醸成を図ります。

【新エネルギー等】

- 太陽光発電
- バイオマス発電
- 風力発電
- 中小規模水力発電
- 地熱発電
- 天然ガスコージェネレーション
- 次世代自動車
- 太陽熱利用
- バイオマス熱利用
- 温度差熱利用
- 雪氷熱利用
- バイオマス燃料製造
- 燃料電池
- 水素エネルギー など



2) 低公害車の普及促進

本市の使用する公用車について、環境負荷の少ない低公害車の導入を推進します。本市の積極的な導入により事業者等への普及促進に努め、補助拡充を国や岡山県に働きかけます。

- 低公害車の普及促進や充電設備等のインフラ整備の推進
- 低公害車導入の補助拡充に対する国や岡山県への働きかけ

3) 公共交通機関等の利用促進

「新見市地域公共交通総合連携計画」の見直しを行うとともに、市街地循環バス「ら・くるっと」やデマンド交通等の地域に適した公共交通機関の利便性を向上させることで、鉄道やバス等の環境負荷の少ない持続可能な公共交通体系の構築を図り、利用を促進します。

また、「新見市公共交通空白地有償運送支援事業補助金」等を活用し、地域住民組織や NPO 法人が主体となって行う地域での移動サービスを支援することにより、公共交通全体の機能充実を図ります。

- 地域に適した公共交通機関の利便性の向上
- 環境負荷の少ない持続可能な公共交通体系の構築
- 「新見市公共交通空白地有償運送支援事業補助金」等を活用した公共交通全体の機能充実

(2) 地球環境の保全活動

①地球環境問題に関する情報収集と提供

1) 地球環境問題に関する情報収集と提供

地球環境を保全していくために、私たちの日常生活や事業活動が地球に影響を与えていることを認識し、環境に配慮した具体的な行動がとれるよう地球環境問題に関する情報を収集・提供します。

地球環境問題には、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林破壊、生物多様性の減少、砂漠化、開発途上国の環境問題があるとされています。

- 地球温暖化防止に関する普及啓発（ノーマイカーデーの設定など）
- 廃棄物の適正処理に関する情報収集・提供

2) 気候変動の影響に対する適応策の情報発信

健康被害の防止や防災等の観点から、気温の上昇や極端な気象現象の観測等、気候変動の影響に関する情報収集を行い、気候変動への適応に向けて取り組んでいきます。

また、市民・事業者等に対し、対策の必要性についてわかりやすく普及啓発を行います。

- 気候変動の影響に関する情報収集の推進
- 市民・事業者等に対する対策の必要性についての普及啓発の実施

②地球環境に配慮した取り組みの実施

1) 地球温暖化防止

本市では、行政自らの事務・事業に対し、「新見市第2次地球温暖化対策実行計画」を策定するとともに、市民や事業者へ地球温暖化防止に対する取り組みの普及促進を行います。

- 環境配慮活動の実践
- 再生可能エネルギーの導入促進の検討
- 低公害車の導入促進の検討
- バイオマスエネルギーの活用
- 電気事業者の選択
- カーボン・オフセットの促進
- フロン法における簡易定期点検の実施の徹底
- COOL CHOICE（賢い選択）の促進



2) フロン類対策の推進

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づき、業務用冷凍空調機器に係る使用時における漏えいの防止のための適切な管理や充填と回収・破壊等が行われるよう、事業者に対する普及啓発や指導等に努めます。

- 事業者に対する普及啓発や指導等の実施

3) 広域的取り組みの推進

地球環境問題は、広域的な問題であるため、近隣市町村との連携や、国や岡山県の行う調査研究・シンポジウム等へ積極的に参加します。

6. 環境を守るまち

(1) 市民の環境保全活動の推進

①環境保全活動団体等の育成・支援

1) 市民・市民団体との連携による環境保全活動の推進

市内では、多種多様な市民団体が活動しています。環境問題は、それぞれの地域で生活している市民の協力がなければ解決しません。市民や団体、岡山県等と連携し、協働による道路や河川、公園等の環境美化活動を推進することで、環境保全意識の高揚を図り、美しいまちに向けた取り組みを促進します。

- 環境保全活動団体との連携と支援
- 一般市民に対して環境保全活動団体への参加呼びかけ
- 町内会等と協力した環境保全活動の推進
- 道路や河川、公園等の環境美化活動の推進

2) 環境保全活動に参加しやすい場づくり

環境問題に関心があり、何かをしたいと思っても、一人では何をしたらよいか立ち止まってしまうのが現状です。多くの市民が気軽に環境保全活動に参加できる仕組みを作る必要があります。

- 顕彰制度の充実
- ボランティアの育成
- 広報紙等による啓発活動



(2) 事業者の環境保全活動の推進

①環境に配慮した事業活動への支援

1) 環境マネジメントシステムの取得に対する支援

事業者が、自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境マネジメントと言い、このための体制・手続き等を環境マネジメントシステムと言います。

岡山県内でも多くの事業者がこの取得を推進しています。本市でも、すでに取得している事業者があることから事業活動における環境負荷の低減を目的とした環境マネジメントシステム等（ISO14001・エコアクション 21）や CSR（企業の社会的責任）活動の普及拡大に努めます。

2) ゼロ・エミッション推進への支援

一企業や一産業では、自社内の廃棄物の排出抑制・再利用・再資源化に努力してもなお廃棄物が発生します。そのため、他の企業や産業と連携することによって、適切にリサイクルすることが可能となるよう、異業種間の情報交換や密接な連携、循環型産業システムの構築を推進します。

3) 環境保全資金融資制度の活用

事業者にとって環境保全に関わる設備導入は大きな経済負担となります。そのため、事業者が計画的・経済的な資金運用を行えるように、国や岡山県の融資制度等をホームページ等で広く周知します。

4) 環境コミュニケーションの推進

事業者と市民が環境に関する情報共有や対話を行い、相互理解を深め、環境問題の解決等に結び付けていく環境コミュニケーションが重要視されていることから、ホームページ等で広く情報提供を実施するとともに、事業者向けのセミナーを開催し、環境コミュニケーションの推進を図ります。

(3) 環境保全の啓発

①環境に配慮したライフスタイルへの誘導

1) 環境情報の収集と提供

国や岡山県等が行う各種調査結果や、新たな環境問題・環境保全対策に関する環境情報の収集に努め、分かりやすく利用しやすい情報整理を行い、広く市民に情報提供します。

また、環境の保全・再生、環境汚染未然防止のための環境情報をホームページや広報紙等で提供し、より多くの市民に迅速で正確な環境情報を提供します。

- ホームページ、広報紙等での環境情報の提供

2) COOL CHOICE (賢い選択) の推進

国が推進する地球温暖化防止活動の「COOL CHOICE (賢い選択)」に賛同し、普及啓発活動を展開することで、クールビズ・ウォームビズの浸透や低炭素型の製品・サービス・行動の選択等の環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向け、一人ひとりの行動を促します。

- 「COOL CHOICE (賢い選択)」の普及促進

(4) 環境教育の整備と充実

①総合的な環境教育の整備

1) 学校教育における環境教育の充実

本市では、生涯学習、消費者運動、地区美化運動など、幅広く多様な市民活動が行われています。

学校教育や社会教育の場で、子どもの頃から環境教育を実施し、環境に対する意識の醸成と正しい知識を学び、理解を深めることが大切であり、本市では小学生を対象とした環境教育事業「ごみの行方」を実施しています。今後も環境の視点を導入した授業や総合学習の時間で環境問題等に取り組むこと、学級活動や児童・生徒会等の委員会活動にも環境問題のテーマを組み込むことなど、学校教育の中での環境教育をより一層推進するとともに、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践的な活動を支援します。

また、学校教育における環境教育と市民活動が結びついた総合的な環境教育の場を整備・推進します。

- 環境教育事業の推進
- 総合的な環境教育の場の整備・推進



2) 生涯教育における環境教育の充実

本市では、生涯教育が幅広く取り組まれており、「春のクリーン作戦」・「花いっぱい運動」・「にいまクリーンアップ Eco 運動」等の環境保全活動もこの中で取り組まれています。

環境教育の重要性は高く、子どもから高齢者にいたるまでの総合的な環境教育の体系を整備します。

- こどもエコクラブ活動の推進
- 子どもから高齢者までの多世代を対象とした総合的な環境教育体系の整備
- ボランティア活動等への支援

3) 環境学習指導者の育成・活用

環境学習を担う人材を育成し、地域や学校における環境学習での活用に向け、様々な主体との協働による取り組み内容の充実を図るとともに、情報提供や体制づくりに努めます。

- 情報提供の実施や体制の構築

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内体制

本計画の着実な推進とその実効性を確保するため、中心的な役割を担う「事務局」を設置し、庁内の横断的な連携が図れる推進体制を整備します。また、本計画で掲げる各種施策及び環境に関わる事業の専門的事項の検討、総合的な調整等を目的として、庁内組織である「（仮称）新見市環境基本計画推進会議」を必要に応じて設置します。

(2) 新見市環境保全審議会

「新見市環境保全審議会」（以下、「審議会」という。）は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・検討をするための機関であり、市議会議員・学識経験者・市民・市民団体等の代表者で構成されます。本市は審議会に対して、本計画の見直しや各種施策の進捗状況に関する報告を必要に応じて行うとともに、審議会からの意見等を受けてその反映に努めます。



(3) 市民・事業者との連携・協力体制の整備

本計画は、市民・事業者との連携・協力を図ることで、その実効性を確保していきます。そのため、次のような点で市民・事業者とのパートナーシップづくりを進めます。

① 市民・事業者との意見交換の場づくり

本計画は、年度ごとに点検・評価を行うなど、必要に応じて適宜見直しを行います。その際、より多く市民の意見を反映させるため、市民・事業者との多種多様な交流の場を設け、広く意見を求めます。

② 環境保全に係る支援体制の強化

リサイクル運動や地域の資源物回収活動等を行っている市民団体及び環境保全活動を行っている各種団体への支援策の強化や環境教育・環境学習の場の拡大等を推進することで、環境に配慮したまちづくりへの自発的な取り組みがより一層活性化されるように努めます。

③環境情報システムの整備と活用

環境保全に関する各種情報の整備を図り、ホームページや広報紙等に情報を提供します。

2. 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムで採用されている「PDCA サイクル」(Plan:計画 ⇒ Do:実行 ⇒ Check:点検・評価 ⇒ Action:見直し・改善)の考え方に基づいて、各種施策の進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果を踏まえて、計画の見直し・改善を図ります。

(1) 進行管理体制

本計画の進行管理は、「事務局」が中心となって行います。事務局は、庁内関係各部署が所管する各種施策の進捗状況や課題等を把握・点検し、それらについての評価を行い、必要に応じて審議会に報告します。審議会は、事務局から報告があった場合、専門的見地から各種施策の進捗状況や成果についての点検・評価や、見直し・改善にあたっての提言を行います。

(2) 数値目標の設定

環境の状況や各種施策の進捗状況を定量的に把握するため、設定が可能な施策については数値目標を検討します。

また、数値目標は、計画の推進段階においても必要に応じて見直しを行うとともに、新たな数値目標についても適宜検討を行います。

(3) 点検・評価結果の公表

事務局は、数値目標の達成状況や各種施策の進捗状況等の点検・評価結果を、ホームページや広報紙を通じて、市民や事業者に対して広く公表を行います。

(4) 計画の見直し

計画期間の中間年度である平成 29 年度に、本計画の中間見直しを行いました。なお、今後においては、社会情勢や環境問題の変化、技術革新の状況等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



資料編

資料 1 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

区分	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

■ 環境基準による大気汚染の評価に関する用語について

用語	説明
1時間値	1時間の平均濃度
1日平均値 (日平均値)	1日24時間の測定結果の平均値、ただし、1日のうち欠測が4時間を超えときは、1日平均値に係る集計から除外している。
有効測定日数	1日のうち20時間以上測定が行われた日数
年平均値	1年間に測定した1時間値の和を測定時間で除した値(1年間は平均で8,760時間)。ただし、年間測定6,000時間未満のものは参考にとどめている。
日平均値の 年間2%除外値	1年間に得られた1日平均値を整理し、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の1日平均値があれば7日分)を除いた残りの最高1日平均値をいう。
日平均値の 年間98%値	1年間に得られた1日平均値を整理し、低い方から98%に相当する(365日分の1日平均値があれば358番目の)1日平均値
長期的評価	主として1年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するもので、一般的に環境基準の達成、非達成をいう場合は長期的評価を指す。地域の汚染の評価、規制を実施するための地域の指定等も長期的評価に基づいて行われ、また、総量規制を実現するためのシミュレーション調査でも、長期的評価を満足させることを目標として計算が行われることが多い。
短期的評価	1時間値、1日平均値について測定結果を環境基準に比較して行う評価方法で、時間ごと、日ごとの高濃度の出現をチェックするのに利用される。

(2) 悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分

① 特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域

地域(合併前)	第1種区域	第2種区域
新見市	用途地域	第1種区域以外の地域
大佐町	—	全ての地域
哲西町	—	全ての地域

(3) 特定悪臭物質の規制基準

① 敷地境界における規制基準

物質名	敷地境界の基準(ppm)		気体排出口 の規制	排出水中 の規制
	第1種区域	第2種区域		
アンモニア	1	2	○	
メチルメルカプタン	0.002	0.004		○
硫化水素	0.02	0.06	○	○
硫化メチル	0.01	0.05		○
二硫化メチル	0.009	0.03		○
トリメチルアミン	0.005	0.02	○	
アセトアルデヒド	0.05	0.1		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	○	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	○	
イソブタノール	0.9	4	○	
酢酸エチル	3	7	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	
トルエン	10	30	○	
スチレン	0.4	0.8		
キシレン	1	2	○	
プロピオン酸	0.03	0.07		
ノルマル酪酸	0.001	0.002		
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002		
イソ吉草酸	0.001	0.004		

② 気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により算出した流量を許容限度とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q: 流量(単位: 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立法メートル毎時)

H_e: 補正された排出口の高さ(単位: メートル)

C_m: 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準値として定められた値(単位: 百万分率)

なお、補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

③ 排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により算出した排出水中の濃度を許容限度とする。

$$CL_m = k \times C_m$$

CL_m: 排出水中の濃度(単位: 1 リットルにつきミリグラム)

k: 下表に掲げる特定悪臭物質及び当該事業場から敷地外へ排出される排出水の量ごとに定められた値(単位: 1 リットルにつきミリグラム)

Q: 排出水量(単位: 1 秒につき立方メートル)

C_m: 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準として定められた値(単位: 百万分率)

排出水量(m ³ /s)	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
Q ≤ 0.001	16	5.6	32	63
0.001 < Q ≤ 0.1	3.4	1.2	6.9	14
0.1 < Q	0.71	0.26	1.4	2.9

メチルメルカプタンについては、上式により算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

(4) 騒音に係る環境基準

区分		類型 AA	類型 A	類型 B	類型 C
一般地域	昼間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下
	夜間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下
道路に面する地域	区分	—	2 車線以上の車線を有する道路	2 車線以上の車線を有する道路	車線を有する道路
	昼間	—	60 デシベル以下	65 デシベル以下	65 デシベル以下
	夜間	—	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下
新見市(合併前)に係るあてはめ地域		—	一低	一住、二住	近商、商業、準工、工業

注 1) 時間区分: 昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~6:00

2) 「一低」、「一住」、「二住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域で、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

(5) 騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域区分（自動車騒音に係るものを除く）

地域 (合併前)	騒音規制法				振動規制法	
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
新見市	一低	一住、二住	近商、商業、 準工	工業	一低、一住、 二住	近商、商業、 準工、工業
新郷町	—	新郷下神代 の一部	—	—	新郷下神代 の一部	—

(6) 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る指定地域と区域区分

地域 (合併前)	a 区域	b 区域	c 区域
新見市	一低	一住、二住	近商、商業、準工、工業
新郷町	—	新郷下神代の一部	—

(7) 工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準

区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
騒音	昼間	50 デシベル	60 デシベル	65 デシベル	70 デシベル
	朝・夕	45 デシベル	50 デシベル	60 デシベル	65 デシベル
	夜間	40 デシベル	45 デシベル	50 デシベル	55 デシベル
区分		第1種区域		第2種区域	
振動	昼間	60 デシベル		65 デシベル	
	夜間	55 デシベル		60 デシベル	

- 注 1) 時間区分(騒音): 朝 5:00~7:00、昼間 7:00~20:00、夕 20:00~22:00、夜間 22:00~5:00
 2) 時間区分(振動): 昼間 7:00~20:00、夜間 20:00~7:00
 3) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内の基準は、5 デシベルを減じた値とする。ただし、騒音の第1種区域は除く。

(8) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

規制種別	区域の区分	
	第1号区域	第2号区域
規制基準	騒音:85 デシベル、振動:75 デシベル	同左
作業時刻	午後7時~午前7時の時間内でないこと	午後10時~午前6時の時間内でないこと
作業時間	1日10時間を超えないこと	1日14時間を超えないこと
作業期間	連続して6日を超えないこと	同左
作業日	日曜日その他の休日でないこと	同左

- 注 1) 「第1号区域」とは、指定地域のうち2号区域以外の区域をいう。
 2) 「第2号区域」とは、指定地域であって騒音の規制基準の区域の区分の第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域以外の区域をいう。

(9) 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値(mg/L)
カドミウム	0.003
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
六価クロム	0.05
ヒ素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1, 2-ジクロロエタン	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	0.1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
1, 3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1
1,4-ジオキサン	0.05

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

②生活環境の保全に関する環境基準

1) 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道3級、水産2級、 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水道3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼンス ルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げ る水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚 仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げ る水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚 仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(10) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
六価クロム	0.05
ヒ素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002
1, 2-ジクロロエタン	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	0.1
1, 2-ジクロロエチレン	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
1, 3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1
1,4-ジオキサン	0.05

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(11) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機りん	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
ひ素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること

注 1)「検液中に検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2)有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(12) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2) 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

資料 2 河川水質測定結果 (新見市測定)

(1) pH (水素イオン濃度)

測定地点		H24	H25	H26	H27	H28
高梁川	1 千原橋(坂本)	7.5	7.6	7.6	7.8	7.4
	2 西方橋(西方)	7.8	7.7	7.6	7.8	7.5
	3 御崎井堰上(金谷)	7.9	7.8	7.7	7.9	7.5
	4 上広瀬橋(石蟹)	7.8	7.8	7.7	7.9	7.5
	5 矢茂吊橋(井倉)	7.7	7.7	7.7	7.9	7.5
小阪部川	6 川平橋(大佐小阪部)	7.5	7.7	7.7	7.9	7.6
	7 安藤橋(大佐小南)	7.5	7.6	7.7	7.9	7.5
	8 小阪部川・大井野側合流地(大佐上刑部)	7.6	7.7	7.6	7.9	7.6
	9 やな草橋下流側(大佐布瀬)	7.8	7.9	7.6	7.9	7.5
	10 大下橋(大佐布瀬)	7.8	7.8	7.7	7.9	7.5
本郷川	11 本郷川・大山川合流地点(哲多町田淵)	7.5	7.5	7.6	7.8	7.5
城谷川	12 城谷川砂防ダム下流の橋(哲多町本郷)	7.5	7.6	7.6	7.8	7.5
本郷川	13 萬歳橋下側の橋(只野川、哲多町矢戸)	7.7	7.7	7.6	7.9	7.6
	14 八幡橋(哲多町成松)	7.7	7.8	7.7	7.9	7.6
	15 小川橋(哲多町宮河内)	7.9	7.9	7.7	8.0	7.6
神代川	16 野田橋(神郷下神代)	7.5	7.7	7.7	8.0	7.7
西川	17 相生橋(足立)	7.6	7.7	7.8	8.0	7.7

注 1) 数値は、年平均値を示す。

資料: 生活環境課

2) 測定場所は、年度により多少の変更がある。

(2) DO (溶存酸素量)

(単位:mg/L)

測定地点		H24	H25	H26	H27	H28	
高梁川	1	千原橋(坂本)	10.3	9.8	10.1	9.8	10.5
	2	西方橋(西方)	10.1	9.4	10.2	9.8	10.5
	3	御崎井堰上(金谷)	10.5	10.6	10.6	10.2	11.2
	4	上広瀬橋(石蟹)	10.1	10.5	10.2	9.9	10.6
	5	矢茂吊橋(井倉)	10.4	9.9	10.3	10.0	10.9
小阪部川	6	川平橋(大佐小阪部)	10.2	9.6	10.0	10.0	10.6
	7	安藤橋(大佐小南)	10.0	9.9	10.0	9.8	10.5
	8	小阪部川・大井野側合流地 (大佐上刑部)	10.8	10.2	10.6	10.0	10.9
	9	やな草橋下流側(大佐布瀬)	10.2	10.0	10.0	9.8	10.9
	10	大下橋(大佐布瀬)	10.2	9.9	10.2	9.9	10.7
本郷川	11	本郷川・大山川合流地点 (哲多町田淵)	10.1	9.9	10.3	9.6	10.6
城谷川	12	城谷川砂防ダム下流の橋 (哲多町本郷)	10.4	10.1	10.5	10.0	10.7
本郷川	13	萬歳橋下側の橋 (只野川、哲多町矢戸)	10.7	10.3	10.6	10.0	10.7
	14	八幡橋(哲多町成松)	10.6	10.2	10.5	9.8	11.0
	15	小川橋(哲多町宮河内)	10.4	10.2	10.4	9.9	10.6
神代川	16	野田橋(神郷下神代)	10.6	10.3	10.5	9.9	10.8
西川	17	相生橋(足立)	10.9	10.2	10.4	10.1	10.7

注 1) 数値は、年平均値を示す。

資料:生活環境課

2) 測定場所は、年度により多少の変更がある。

(3) BOD (生物化学的酸素要求量)

(単位:mg/L)

測定地点		H24	H25	H26	H27	H28	
高梁川	1	千原橋(坂本)	0.7	0.9	1.1	1.0	0.9
	2	西方橋(西方)	0.7	0.9	0.9	0.9	0.8
	3	御崎井堰上(金谷)	0.7	1.0	1.0	0.9	0.8
	4	上広瀬橋(石蟹)	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8
	5	矢茂吊橋(井倉)	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9
小阪部川	6	川平橋(大佐小阪部)	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7
	7	安藤橋(大佐小南)	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8
	8	小阪部川・大井野側合流地 (大佐上刑部)	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
	9	やな草橋下流側(大佐布瀬)	0.7	0.8	0.6	0.7	0.7
	10	大下橋(大佐布瀬)	0.6	0.8	0.6	0.7	0.7
本郷川	11	本郷川・大山川合流地点 (哲多町田淵)	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7
城谷川	12	城谷川砂防ダム下流の橋 (哲多町本郷)	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7
本郷川	13	萬歳橋下側の橋 (只野川、哲多町矢戸)	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7
	14	八幡橋(哲多町成松)	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7
	15	小川橋(哲多町宮河内)	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7
神代川	16	野田橋(神郷下神代)	0.8	0.7	0.6	0.7	0.6
西川	17	相生橋(足立)	0.7	0.6	0.5	0.7	0.6

注 1) 数値は、年平均値を示す。

資料:生活環境課

2) 測定場所は、年度により多少の変更がある。

(4) SS (浮遊物質量)

(単位:mg/L)

測定地点		H24	H25	H26	H27	H28	
高梁川	1	千原橋(坂本)	3	2	2	1	2
	2	西方橋(西方)	3	2	2	2	1
	3	御崎井堰上(金谷)	2	2	1	2	1
	4	上広瀬橋(石蟹)	3	2	2	2	2
	5	矢茂吊橋(井倉)	3	3	2	2	2
小阪部川	6	川平橋(大佐小阪部)	2	2	1	1	2
	7	安藤橋(大佐小南)	3	2	1	1	1
	8	小阪部川・大井野側合流地 (大佐上刑部)	2	2	1	2	2
	9	やな草橋下流側(大佐布瀬)	3	2	1	1	1
	10	大下橋(大佐布瀬)	3	2	1	1	2
本郷川	11	本郷川・大山川合流地点 (哲多町田淵)	3	3	2	2	2
城谷川	12	城谷川砂防ダム下流の橋 (哲多町本郷)	2	2	1	1	1
本郷川	13	萬歳橋下側の橋 (只野川、哲多町矢戸)	3	2	1	1	2
	14	八幡橋(哲多町成松)	2	2	1	1	2
	15	小川橋(哲多町宮河内)	2	2	1	1	1
神代川	16	野田橋(神郷下神代)	3	2	1	2	1
西川	17	相生橋(足立)	2	1	1	2	1

注 1) 数値は、年平均値を示す。

資料:生活環境課

2) 測定場所は、年度により多少の変更がある。

(5) 大腸菌群数

(単位:MPN/100mL)

測定地点		H24	H25	H26	H27	H28	
高梁川	1	千原橋(坂本)	705	352	226	384	675
	2	西方橋(西方)	2,199	859	804	660	1,223
	3	御崎井堰上(金谷)	2,874	1,527	1,385	1,579	1,943
	4	上広瀬橋(石蟹)	1,050	436	986	1,302	1,131
	5	矢茂吊橋(井倉)	2,067	837	1,083	1,156	1,925
小阪部川	6	川平橋(大佐小阪部)	889	940	644	482	785
	7	安藤橋(大佐小南)	1,222	2,039	735	1,121	1,367
	8	小阪部川・大井野側合流地 (大佐上刑部)	883	1,378	602	420	1,034
	9	やな草橋下流側(大佐布瀬)	1,690	668	779	668	1,306
	10	大下橋(大佐布瀬)	988	973	1,010	367	1,226
本郷川	11	本郷川・大山川合流地点 (哲多町田淵)	4,939	1,380	1,739	1,992	1,625
城谷川	12	城谷川砂防ダム下流の橋 (哲多町本郷)	1,478	697	1,032	865	1,308
本郷川	13	萬歳橋下側の橋 (只野川、哲多町矢戸)	2,674	1,226	651	1,535	1,858
	14	八幡橋(哲多町成松)	2,082	1,623	1,037	1,638	1,388
	15	小川橋(哲多町宮河内)	955	1,006	691	1,268	1,373
神代川	16	野田橋(神郷下神代)	2,376	1,615	1,196	1,135	1,553
西川	17	相生橋(足立)	3,048	715	815	973	1,013

注 1) 数値は、年平均値を示す。

資料:生活環境課

2) 測定場所は、年度により多少の変更がある。

(6) 全窒素

(単位：mg/L)

測定地点		H24	H25	H26	H27	H28	
高梁川	1	千原橋(坂本)	0.77	0.70	0.67	0.61	0.57
	2	西方橋(西方)	0.84	0.65	0.60	0.59	0.52
	3	御崎井堰上(金谷)	0.75	0.65	0.59	0.56	0.49
	4	上広瀬橋(石蟹)	0.77	0.65	0.59	0.55	0.53
	5	矢茂吊橋(井倉)	0.79	0.70	0.61	0.56	0.54
小阪部川	6	川平橋(大佐小阪部)	0.61	0.51	0.49	0.42	0.44
	7	安藤橋(大佐小南)	0.67	0.53	0.51	0.44	0.42
	8	小阪部川・大井野側合流地 (大佐上刑部)	0.52	0.41	0.39	0.35	0.41
	9	やな草橋下流側(大佐布瀬)	0.85	0.55	0.54	0.47	0.44
	10	大下橋(大佐布瀬)	0.70	0.55	0.51	0.43	0.43
本郷川	11	本郷川・大山川合流地点 (哲多町田淵)	0.63	0.64	0.48	0.37	0.43
城谷川	12	城谷川砂防ダム下流の橋 (哲多町本郷)	1.0	1.09	1.16	0.86	0.65
本郷川	13	萬歳橋下側の橋 (只野川、哲多町矢戸)	0.67	0.54	0.53	0.44	0.42
	14	八幡橋(哲多町成松)	0.78	0.65	0.57	0.49	0.48
	15	小川橋(哲多町宮河内)	0.81	0.80	0.64	0.58	0.54
神代川	16	野田橋(神郷下神代)	0.69	0.61	0.50	0.50	0.44
西川	17	相生橋(足立)	0.66	0.56	0.48	0.44	0.38

注 1) 数値は、年平均値を示す。

資料：生活環境課

2) 測定場所は、年度により多少の変更がある。

(7) 全りん

(単位：mg/L)

測定地点		H24	H25	H26	H27	H28	
高梁川	1	千原橋(坂本)	0.012	0.01	0.01	0.01	0.01
	2	西方橋(西方)	0.015	0.01	0.02	0.01	0.02
	3	御崎井堰上(金谷)	0.016	0.02	0.02	0.02	0.02
	4	上広瀬橋(石蟹)	0.017	0.02	0.02	0.02	0.02
	5	矢茂吊橋(井倉)	0.018	0.02	0.02	0.02	0.02
小阪部川	6	川平橋(大佐小阪部)	0.013	0.02	0.01	0.01	0.02
	7	安藤橋(大佐小南)	0.021	0.02	0.02	0.02	0.02
	8	小阪部川・大井野側合流地 (大佐上刑部)	0.009	0.01	0.01	0.01	0.02
	9	やな草橋下流側(大佐布瀬)	0.018	0.02	0.02	0.02	0.02
	10	大下橋(大佐布瀬)	0.015	0.02	0.02	0.02	0.02
本郷川	11	本郷川・大山川合流地点 (哲多町田淵)	0.050	0.06	0.06	0.04	0.03
城谷川	12	城谷川砂防ダム下流の橋 (哲多町本郷)	0.029	0.03	0.04	0.03	0.02
本郷川	13	萬歳橋下側の橋 (只野川、哲多町矢戸)	0.030	0.05	0.04	0.03	0.03
	14	八幡橋(哲多町成松)	0.030	0.04	0.04	0.03	0.02
	15	小川橋(哲多町宮河内)	0.034	0.05	0.04	0.04	0.02
神代川	16	野田橋(神郷下神代)	0.022	0.02	0.02	0.03	0.02
西川	17	相生橋(足立)	0.009	0.01	0.01	0.01	0.01

注 1) 数値は、年平均値を示す。

資料：生活環境課

2) 測定場所は、年度により多少の変更がある。

資料3 ダイオキシン類測定結果（岡山県測定）

（1）大気

（単位：pg-TEQ/m³）

測定地点		H24	H25	H26	H27	H28
新見測定局	新見市金谷	0.011	0.0085	0.011	0.0083	0.012

資料：岡山県環境白書

（2）公共用水域

（単位：pg-TEQ/L）

測定地点		H24	H25	H26	H27	H28
高梁川上流	一中橋	0.041	0.027	0.022	0.063	0.030
西川	布原橋	0.028	0.021	0.020	0.036	0.040
小坂部川	巖橋	0.040	0.024	0.033	0.041	0.028

資料：岡山県環境白書

（3）地下水質

（単位：pg-TEQ/L）

測定地点		H24	H25	H26	H27	H28
新見市神郷釜村		—	0.017	—	—	—
新見市哲西町畑木		—	—	—	0.019	—

資料：岡山県環境白書

（4）土壌

（単位：pg-TEQ/g）

測定地点		H24	H25	H26	H27	H28
新見市立神郷北小学校		—	0.0035	—	—	—
大竹集会所横公園		—	—	—	0.0024	—

資料：岡山県環境白書

資料4 環境用語の解説

あ	ISO14001	ISO（国際標準化機構、International Organization for Standardization）の環境マネジメントシステム規格。Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Act（改善）といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。
	アイドリング・ストップ	駐停車中にエンジンを止めること。自動車は停止しているときでも排出ガスを出すため、大気汚染、騒音及び地球温暖化を防止する観点から、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」で規制するなど、対策を推進している。
	アオコ	湖沼等の表層でプランクトンが大増殖し水面が着色する現象を水の華と呼ぶが、中でも藍藻類によって青い粉をふいたようになる現象。アオコは通常春から秋にかけて見られ、アオコを形成する藍藻類の中には毒素を作るものも確認されている。
	アスベスト	石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品など、多くの用途で使用されてきた。しかし、平成17年7月以降、大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成18年9月から原則全面使用禁止となった。
い	硫黄酸化物（SO _x ）	石油や石炭等の硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄（SO ₂ ）、三酸化硫黄（SO ₃ ）、硫酸ミスト等の総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそく等を引き起こす。また、酸性雨の原因物質となる。このため、「環境基本法」に基づき環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」では排出基準を定め、さらに総量規制も実施している。
	一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物。
う	ウォームビズ	暖房時の室温を 20℃以下にした場合でも、様々な工夫により快適に過ごすことができるビジネススタイル・ライフスタイルの愛称。
え	エコアクション21	環境省が策定した中小事業者、学校等でも省エネを中心に節水や廃棄物削減等に取り組める国内認証の環境マネジメントシステム。
	エコマーク	消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。日本環境協会が審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。

え	エコドライブ	急発進・急加速をしないなど、車の運転方法を少し工夫することで燃費を改善させる環境に配慮した運転。
お	オゾン層	成層圏に存在するオゾン（O ₃ ）の層。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素等は、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解されて塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障や皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害など、悪影響を及ぼす。
	温室効果ガス	太陽光により加熱された地表面は赤外線熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収し、地球の温度バランスを保っている気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素を温室効果ガスとしている。
か	カーボン・オフセット	自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部または一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動。
	外来生物	人の手によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地でない地域に持ち込まれた生物。生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物は、「外来生物法」で特定外来生物として指定されている。
	合併処理浄化槽	生活排水のうちし尿と雑排水をあわせて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。
	家庭用エネルギー監視システム（HEMS）	HEMS（ヘムス）は、Home Energy Management Systemの略称。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電機器や電気設備とつないで、電気やガス等の使用量をモニター画面等で「見える化」したり、家電機器を自動制御したりすることが可能となる。

か	環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下を除く大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて環境基準が定められている。
	環境マネジメントシステム	企業等の事業組織が環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針・目標・計画等を定め、(2)これを実行・記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続き。
き	京都議定書	地球温暖化防止に関する国際的取組を協議するため、平成9年12月、日本が議長国として京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択され、削減すべき温室効果ガスの種類(CO ₂ 等の6種類)、国別の削減数値目標や削減方策等が定められた。
く	COOL CHOICE (クールチョイス)	省エネ・低炭素型の製品への買替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。
	クールビズ	冷房時の室温を28℃にした場合でも、様々な工夫により快適に過ごすことができるビジネススタイル・ライフスタイルの愛称。
	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。
け	顕彰制度	個人の著名でない功績や善行等をたたえて広く世間に知らしめる制度。
こ	光化学オキシダント	工場や自動車から排出された炭化水素(揮発性有機化合物等)や窒素酸化物が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレート等)の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等へも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量等の気象条件の影響を大きく受け、日射が強くて気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、海域など、公共の用に供される水域と、これに接続する水路等のこと。水質汚濁に関する環境基準は公共用水域を対象としており、「水質汚濁防止法」に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。
	COP (コップ)	条約における締約国会議(Conference of the Parties)の略称。気候変動枠組条約や生物多様性条約等の会議がある。

こ	こどもエコクラブ	幼児（3歳）から高校生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。平成22年11月の国の事業仕分けにより、平成23年度から、事業主体が（公財）日本環境協会に移行している。
	コンポスト化	生ごみ、落ち葉、木屑等の有機物を、微生物により発酵させて堆肥化し、肥料や土壌改良材として農業用に再生利用すること。
さ	最終処分場	廃棄物の最終処分（埋立処分）を行う場所。廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分される。 産業廃棄物の場合は、埋め立てる産業廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の3つのタイプに分けられる。
	再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、地熱、太陽熱、バイオマス等が挙げられる。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類の廃棄物と輸入された廃棄物。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものも多い。
	酸性雨	化学燃料等の燃焼で生じる硫酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が原因で生じる酸性の雨。酸性雨は、一般的にはPH5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林等の生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。
し	次世代自動車	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、グリーンディーゼル車、天然ガス自動車等の総称。
	循環型社会	大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステムを持つ社会。
	食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本の食品廃棄物等が年間約2,775万トンあるうち、食品ロスは約621万トンと推計されている。（農林水産省及び環境省による平成26年度推計値）
	新エネルギー	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」においては、「非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、または利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの」を「新エネルギー利用等」と定義しており、具体的には、太陽光、風力、バイオマス、中小規模水力、地熱による発電や太陽光、バイオマス等の熱利用、バイオマス燃料製造等が挙げられる。

し	親水公園	水辺への近づきやすさを高めたり、直接水とふれあえるようにすることで、人々が川、海、池等に親しめるような環境を備えた公園。
す	水源かん養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。
せ	生態系	ある空間に生きている生物（有機物）とそれを取り巻く無機的環境が相互に関係し合って生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川等の限られた空間であったりする。
	生物化学的酸素要求量（BOD）	水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。
	生物多様性	全ての生物の様々な個性と繋がりのこと。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルでの多様性がある。
	ゼロ・エミッション	ある産業の製造工程から排出される廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。
た	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。ダイオキシン類は物を燃焼する過程等で非意図的に生成される物質である。高濃度に暴露された場合は、人に対する発がん性があるとされている。
ち	地球温暖化	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等の温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書」によれば、1880年～2012年の間で世界の平均気温は0.85℃上昇し、海面水位も1901年～2010年の間で19cm上昇している。また、今世紀末（2081年～2100年）には、最大で平均気温は4.8℃、海面水位も82cm上昇すると予測されている。
	窒素酸化物（NO _x ）	物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジン等で燃料が燃える際に一酸化窒素（NO）が発生し、これがさらに酸化されて二酸化窒素（NO ₂ ）となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物（NO _x ）と呼ぶ。二酸化窒素は、人の健康に影響を与えるだけでなく、太陽光中の紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。
	中水利用	炊事、風呂等の排水を浄化処理し、水洗便所、散水等に再利用すること。

て	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の大気汚染物質の量が大幅に少ない自動車の総称。具体的には、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等が挙げられる。
	適応策	近年の異常気象等の既に起こりつつある地球温暖化の影響に対して、自然や社会・経済システムを調整することで影響を軽減する対策。ハード面では洪水や高潮を防ぐ堤防や防潮堤の構築等、ソフト面では猛暑による熱中症の予防対策等が挙げられる。
	電気自動車	バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。走行中に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい自動車である。
	天然ガスコージェネレーション	ガスエンジンやガスタービン等の発電機を使用して、天然ガスを燃やして発電するとともに、その際に同時に発生する排気ガスや冷却水で回収される熱を温水や蒸気の形で利用する技術。
と	透水性舗装	雨水を舗装面から浸透させ、舗装の下での貯留や路床の浸透により雨水を地中へ浸透させる舗装。
	都市計画区域	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法、その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。
に	二次林	伐採後に再生した森林など、過去に伐採等の人為が加えられ、その影響を受けている森林、または現在も下草刈りなど、継続的に人為が加えられていることにより成立している森林。
ね	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)	ZEH (ゼッチ) は、Net Zero Energy House の略称。住宅の高断熱化と高効率設備等により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味 (ネット) のエネルギー量が概ねゼロとなる住宅。
	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB)	ZEB (ゼブ) は、Net Zero Energy Building の略称。建築物の高断熱化と高効率設備等により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味 (ネット) のエネルギー量が概ねゼロとなる建築物。
	燃料電池	水素と酸素との化学反応により電気を発生させる装置。理論的には排出ガスを出さず、発電効率も高く、発電の際に発生する熱が暖房・給湯等に利用できるため、大気汚染防止や地球温暖化防止対策のほか、電源の分散化にも有効であり、次世代の有力な新エネルギーとして期待されている。
の	農業集落排水事業	農業集落からのし尿、生活雑排水、または雨水を処理する施設を整備する事業。

の	ノーマイカーデー	一人ひとりがマイカーの使用を自粛し、徒歩、自転車、公共交通機関等の利用に転換する日。環境負荷の高いマイカーの使用を控えることは、大気汚染や地球温暖化の防止に加え、省資源・省エネルギー対策につながる。
は	バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥等がある。
	ばいじん	燃料等の燃焼、または熱源としての電気の使用に伴い発生するスス等の物質。
	ハイブリッド車	エンジンと電気モーターの2つの動力源を備えたハイブリッド（複合）システムにより、高効率で走行することができる自動車。走行状況に応じて、エンジンの駆動力とエンジンで発電したバッテリーからの電力を使ったモーター駆動力を適切に組み合わせて制御するため、燃費が大幅に向上するほか、窒素酸化物や黒煙等の大気汚染物質の排出も低減される。
ひ	PRTR（ピーアールティール）	化学物質排出移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）の略称。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中（大気・水・土壌）への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者自らが把握し、国に報告を行い、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象物質の環境への排出量等を把握・集計し、公表する仕組み。
	ppm（ピーピーエム）	微量物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1ppmとなる。大気汚染の場合、1m ³ の大気中に1cm ³ の汚染物質が存在する場合の濃度を1ppmという。
	ビオトープ	ドイツ語で生物を意味する「バイオ」と場所を示す「トープ」の合成語であり、野生生物が安定的に生息できる空間のこと。
	微小粒子状物質（PM2.5）	大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下のもの。粒径が小さく、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいこと等から、人の健康に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場や自動車等の人為起源のものと黄砂等の自然起源のものがあると言われている。
	ビル用エネルギー監視システム（BEMS）	BEMS（ベムス）は、Building Energy Management Systemの略称。ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。人感センサーや自動調光等による室内環境の自動管理や、機器設備・配管等の温度・流量・圧力等のデータを収集して、運転管理者に対して評価を表示すること等が可能となる。
ひ	富栄養化	湖沼等の閉鎖性水域で、プランクトンの増殖や水生植物の生育に必要な栄養塩類（窒素やりん等を含む化合物）の濃度が必要以上に増加する現象。生活排水や肥料等が流れ込み、富栄養化が進むと、プランクトンが異常増殖し、赤潮・青潮・アオコの発生する原因となる。児島湖や瀬戸内海の富栄養化状態の改善のため、広域的な取組がなされている。

い	浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 μ m 以下のもの。呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康の健康に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。
	フロン類	「フロン排出抑制法」の対象となるCFC (クロロフルオロカーボン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC (ハイドロフルオロカーボン) の総称。
ほ	保安林	森林の持つ水源かん養や山地災害の防止など、公益的機能のうち特に重要な森林について伐採や開発に制限を加える森林。特に、水源かん養保安林は、水源地森林を指定し、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を防止する働きがある。
ゆ	有害化学物質	人の健康または生活環境への被害や生態系への支障を生ずるおそれのある物質。
	有収率	浄水場等から供給した配水量のうち、水道料金の徴収対象となった水量を示す有収水量の割合を示す数値。
	ユニバーサルデザイン	全ての人がいやしく快適に利用できるように配慮し、製品や機能等をデザインすること。
り	リサイクル	廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアル・リサイクル (再生利用)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル (熱回収) がある。
れ	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物に関するデータ集。岡山県では、平成 21 年度末に、「岡山県版レッドデータブック 2009」を発刊している。

新見市環境基本計画

平成30年3月

発行：新見市

編集：新見市 福祉部 生活環境課

〒718-8501 岡山県新見市新見 310 番地 3

TEL 0867-72-6124

FAX 0867-72-6107

<http://www.city.niimi.okayama.jp/>



新見市